

伊賀市部落差別解消 （第4次同和施策）推進計画



（2023年度人権啓発ポスター市長賞作品）

2024（令和6）年5月

伊賀市

【表紙】

（2023年度人権啓発ポスター市長賞作品）

壬生野小学校 6年 くろの黒野 かのん花音

【私の願い】

性別や国せきかんけいなく世界中のすべての人が
笑顔で生活することができたらいいなと思いこの絵
をかきました。

目 次

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画の策定の背景と目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
 - (1) 部落差別の基本認識・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
 - (2) 計画策定の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
 - (3) 計画の必要性・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
 - (4) 計画策定の背景の把握・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
 - (5) 部落差別解消（同和関連）施策の取組み・・・・・・・・5
- 2 計画の位置づけと他計画との関係・・・・・・・・・・6
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
- 4 計画の策定体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

第2章 部落差別の現状

- 1 部落差別に関する市民の意識・・・・・・・・・・・・9
- 2 ヒアリングの結果から見える今の部落差別被害の現実等・・・・11

第3章 計画の基本的な考え方

- 1 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
- 2 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
- 3 施策の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
 - （参考）第4次人権施策総合計画 施策の体系・・・・・・・・22

第4章 部落差別の解消（同和問題解決）に向けた取組みの展開

- 1 人権意識の高揚及び人権擁護体制の確立・・・・・・・・23
 - (1) 部落差別解消のための啓発・教育の推進・・・・・・・・23
 - (2) 人権擁護体制の確立・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
- 2 被差別部落の住環境の改善・・・・・・・・・・・・29
 - (1) 生活環境の改善・・・・・・・・・・・・・・・・・・29
 - (2) 市営住宅の改善・・・・・・・・・・・・・・・・・・29
- 3 被差別部落住民の生活の安定と自立支援・・・・・・・・31
 - (1) 保健・福祉の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・31
 - (2) 就労と収入の安定・・・・・・・・・・・・・・・・・・36
 - (3) 教育・文化の向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・37
 - (4) 隣保館等の活動の活性化・・・・・・・・・・・・・・・・40

4	部落差別の現状把握と分析	44
(1)	定期的な市民意識調査の実施	44
(2)	被差別部落住民の生活実態の把握	44
(3)	差別事象の把握	46
5	第4次計画期間中の指標・目標値について	47

第5章 計画の推進

1	計画の推進体制	49
---	---------	----

資料編

1	同和問題とは	1
2	第3次計画における取組み	6
3	計画の策定経過	16
4	伊賀市同和施策審議会条例	17
5	伊賀市同和施策審議会委員名簿	18
6	伊賀市同和施策推進会議設置要綱	20
7	伊賀市における部落差別をはじめとする あらゆる差別の撤廃に関する条例	21
8	伊賀市人権尊重都市宣言	22
9	差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例	23
10	部落差別の解消の推進に関する法律	30
11	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	31
12	用語の意味	32
13	同和施策のあゆみ	40
14	SDGs	46
15	人権問題に関する伊賀市民意識調査	47
16	ヒアリング調査	54

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の策定の背景と目的

(1) 部落差別の基本認識

部落差別（同和問題）（以下「部落差別」という。）は、封建時代の身分制度の中で確立されていった差別が、現在もなお、さまざまなかたちで現れているわが国固有の人権問題であり、人間の自由と平等が完全に保障されていないという基本的人権にかかわる重大な社会問題です。

部落差別については、被差別部落（同和地区）（以下「被差別部落」という。）の存在そのものや部落差別に関する認識そのものに差別の原因があるとする考え方から、いわゆる「部落分散論」や「寝た子を起こすな意識」が長い間存在し、今でもこうした考え方を持つ人は少なくありません。これに対して、1965（昭和40）年に出された同和対策審議会答申は、「寝た子を起こすな」式の考えを否定しました。

この答申では、「同和問題の解決は国の責務であり、国民的課題である」と明言するとともに、差別の原因を「同和地区の低位で劣悪な生活の状態」、「同和問題に対する無知と偏見が蔓延している状態」にあるとし、この実態的差別と心理的差別が相互に因果関係を保ち相互に作用しあって、この相関関係が差別を再生産する悪循環を繰り返しているという認識に立ち、総合的な施策を講じることが必要であると指摘しています。

その後、国は同和対策事業特別措置法（以下「同対法」という。）、地域改善対策特別措置法（以下「地対法」という。）、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（以下「地対財特法」という。）に基づき、部落差別の解消（同和問題の解決）は地区外との格差是正のための住宅や生活環境の改善と、意識変革のための同和教育、人権啓発を大きな柱として進めてきました。これらの同和対策事業は、地域住民の生活環境の改善において一定の成果を上げてきました。

こうした中で、2002（平成14）年3月に33年間続いた同和対策事業関連法は失効しましたが、部落差別は依然として解決されておらず、今なお、多くの差別事件・差別事象が発生し、脆弱な生活基盤や地区外との所得格差の問題も未だ完全に解消されていません。

また、最近では、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況に変化が生じており、インターネット上の差別投稿が社会問題化し、被差別部落の所在地情報の適示や被差別部落出身者の個人情報がインターネット上に流布されるなど、新たな部落差別事象や人権侵害なども多発しており、その内容は悪質かつ陰湿化してきています。

これらのことを受け、2016（平成28）年12月に、部落差別の解消の推進に関する法律（以下「部落差別解消推進法」という。）が施行されました。

■部落差別の解消の推進に関する法律（参考資料）

この法律には、次の8項目が明記されました。

1. 「部落差別が存在する」ことを初めて法律において認識したこと。
2. 「部落差別は許されないものである」ことを明記したこと。
3. 「部落差別のない社会を実現する」ことを目的として定めたこと。
4. 「部落差別を解消する必要性に対する国民一人ひとりの理解を深める」ことを求めたこと。
5. 「部落差別の解消に関する施策を講ずる」ことを国及び地方公共団体の責務としたこと。
6. 「部落差別に関する相談体制の充実」を国及び地方公共団体に課したこと。
7. 「部落差別を解消するための教育及び啓発を行う」ことを国及び地方公共団体に求めたこと。
8. 「部落差別の実態に係る調査を行う」こと。

（２）「部落差別解消（第４次同和施策）推進計画」策定の目的

被差別部落においては、進学率の格差、住環境の改善対策、不安定就労など、教育・生活基盤、被差別体験やそのことによる生活全般への影響、差別を受けることへの不安などを感じる住民がいるなど、多くの取り組むべき課題が残されており、早期に部落差別の解消（同和問題の解決）を図るための有効な施策を推進していく必要があります。よって、社会の一人ひとりが主体的に差別と向き合い、差別を解消させることができるよう、５年間の指針を示し、本市における人権確立のアジェンダとすることを目的に本計画を策定します。

（３）「部落差別解消（第４次同和施策）推進計画」の必要性

伊賀市内をはじめ、県内、全国的にも差別落書きや差別封書の送付、差別文書のバラマキ、差別発言等の部落差別事象の発生が報告されています。

2020（令和2）年11月～12月に実施された、伊賀市の市民意識調査では、結婚や物件取引において被差別部落や出身者を忌避する意識が未だに見られるなど、取組みにより解消されてきているものの、差別意識を払しょくできていないのが現状です。

また、インターネット等の普及に伴い、動画サイトなどに被差別部落の所在地情報を適示する事案や、SNSや電子掲示板などにおいて深刻な部落差別投稿が行われるといった情報化の進展にともなう差別事象が起きている他、隣保館等にはマイクロアグレッション（注釈参照）などのように従来の差別事象の枠に収まらないような部落差別を受けたという被害の

声や、子どもが将来、差別を受けないか不安であるなどの相談が寄せられており、依然として差別事象が後を絶たず、とりわけインターネットに関しては悪質かつ陰湿化しています。

さらに、不当に差別を受け不利益を被ることにより、不安定就労、高齢期の収入格差などから生活困窮の状態に陥るなどまだ多くの課題が残されています。併せて、地域の少子・高齢化が進む中、高齢者のみの世帯や単身高齢者世帯の増加により、生活面での不安を抱える人や世帯が増えてきています。

このように、自由と平等、基本的人権、安心・安全な生活を営む権利を保障されず依然として部落差別は深刻にして重大な社会問題であり、基本的人権の尊重の視点から、それぞれの生活課題などに対応していかなければなりません。何よりも、「部落差別は日本にしか存在しない固有の差別」であることから、他の人権問題の解決に取り組むことは当然としながらも、市の基本姿勢を明確にするために、伊賀市における部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃に関する条例（以下「市人権条例」という。）を制定しました。

部落差別のない社会を実現するため、日本国憲法、同和対策審議会答申の精神等を基本理念とし、日本が批准した国際人権諸条約、人権教育・啓発推進法、部落差別解消推進法を踏まえ、市の責務として、部落差別の解消につながる教育・啓発の充実、差別被害や生活全般に関する相談対応、差別被害や人権侵害被害からの救済、福祉の向上、生活課題の解決を図るため、市民・地域・企業・学校・各種団体が一体となって、効果的・普遍的な施策の推進を図る必要があります。また、地方分権推進の面からも、地方自治体が主体となり、地域の状況や事業ニーズを的確に把握し、部落差別の解消（同和問題の解決）の視点に立った、施策・事業を適切に実施していくことが求められています。

2022（令和4）年度（1年延長し2023（令和5）年度）に第3次伊賀市同和施策推進計画（以下「第3次計画」という。）の期間が終了することに伴い、以上のことを踏まえ、早急に解決が必要である部落差別について、引き続き地域の実情や施策ニーズ等に基づく対策を体系的に整理し、適切に実施するため第4次伊賀市同和施策推進計画を策定するものです。

伊賀市における「第4次伊賀市同和施策推進計画」は、第3次計画期間までの揺るぎない取り組みを確認し、更なる部落差別の解消に向けた取り組みを強力に推進するために、呼称を「伊賀市部落差別解消（第4次同和施策）推進計画」（以下「第4次計画」という。）とします。

用語の注釈

【マイクロアグレッション】

直訳すると「些細な攻撃」。言った側の無意識の偏見や思い込みが言葉や態度に現れて伝わり、受け手には差別を受けたと感じさせること。抗議や指摘がしにくく、言った側も全く問題とっていないことが多い。

※詳細は資料編 37 ページに記載

（４）計画策定の背景の把握

１） 部落差別の現状把握と分析

① 定期的な市民意識調査の実施

部落差別をはじめとする人権問題について、市民がどのような意識を持っているかを把握するために、人権問題に関する伊賀市民意識調査（以下「市民意識調査」という。）を2009（平成21）年11月、2015（平成27）年1月に、最新の調査は、2020（令和2）年11月から12月にかけて、伊賀市在住の20歳以上の市民2,000人を対象に実施し、それぞれ翌年に調査報告書をまとめています。

また、人権啓発・教育活動をより効果的に進めていくための啓発資料としてダイジェスト版を作成し、各地区で開催する人権問題地区別懇談会等で活用しています。

② 部落問題における被差別当事者の「声」を計画に反映することについて

部落差別の解消を目的とした計画の策定において、被差別当事者の実態を把握し、計画に反映させることは非常に重要なことです。

第4次計画の策定にあたり、部落差別解消推進法に基づく実態調査として、従来の生活実態調査に代えて、隣保館等相談事業充実のためのニーズ等調査および隣保館等利用者を対象とした部落差別に関する当事者への聞き取り調査を実施しました。その結果から現実にある部落差別の実態把握を行うとともに、部落差別の解消には、被差別当事者の問題ではなく、市民一人ひとりが、主体者となり解消すべき課題として捉え、同和行政はもとより、更なる人権同和教育の推進と啓発の取組みを充実させることが必要であると再認識しました。

このニーズ調査から隣保館が果たす役割は重要であり、地域福祉計画・重層的支援体制整備事業などの伊賀市におけるセーフティネットを活用し、行政組織を横断した相談事業を中心に隣保館事業を進めることが必要です。

そして、インターネット上の部落差別など今なお発生する様々な人権侵害や差別事象の対応については、関係機関や部署と連携を取りながら、地域住民との信頼やつながりなどを大切にしながら、まずは被差別者の救済を第一に行うとともに、加差別者に対しては、対話や話し合いが、啓発や差別解消への大切な手法であると捉えて、粘り強い取組みを展開していく必要があります。

③ 部落差別事象の把握

第3次計画期間中、部落差別の落書きは、2018（平成30）年の報告以降は発生していないものの、2023（令和5）年1月には、部落差別郵便の送り付けなどの差別事象の報告がありました。

また、インターネットを悪用した差別書き込みが頻発し社会問題となっています。伊賀市では、2007（平成19）年度から三重県の委託を受け、名張市と協働で、パソコンやスマートフォンなどで自由に書き込みを行えるサイトを定期的に監視し、継続して差別書き込みの把握に努めました。発見した際には管理者へ削除要請をするなど、放置することなく差別の助長、拡散の防止に努めています。また2021（令和3）年には、通報があったインターネット上の部落差別書き込みについて、事実確認の上、削除要請をしています。また、同年、伊賀市役所の窓口で、伊賀市内の土地の購入者の親族が、購入した土地が、同和地区かどうかを問い合わせる事象や、会議の席で、部落責任論につながる発言（被差別部落に住んでいる人を移住させて部落問題を解決する等の被差別者に原因があるかのような発言）が発生しています。

差別は、差別する側に解消のための出発点があるということを広く社会のマジョリティ（多数者）側が認識していくことが必要です。

（５）部落差別解消（同和関連）施策の取組み

1996(平成8)年の地域改善対策協議会意見具申には、国の特別措置措法の期限後の方策として「教育、就労、産業等の残された課題について、その解決のため、工夫を一般対策に加えて対応するという基本姿勢に立つべきである。」とし、国の同和対策審議会答申（以下「同対審答申」という。）では、「部落差別が現存する限り同和行政は積極的に推進されなければならない。」と指摘されており、国は一貫して取組みを継続しています。

国と同様に伊賀市でも、これまで同和対策事業として取り組んできた同和関連施策は、地域の実情に応じて一般対策事業に工夫を加え、部落差別の解消に向けた取組みとして積極的に実施を継続し、各施策の課題を明らかにしてきました。中でも、第3次計画期間中には、全庁的な伊賀市内のあらゆる公共施設の最適化の見直しと並行して、各地域住民の理解を得ながら、地域の自主的で、持続可能な運営・維持・管理に向け、条例・要綱等の廃止や見直しを行うとともに、老朽化した施設除却等を計画的に進めました。今後は、隣保館等の施設を拠点として、教育及び啓発事業を部落差別解消のための重点項目と捉え、引き続き総合的な相談事業を積極的に推進していくため、新たな重要業績評価指標（KPI）を設定し、目標数値を達成させるべく、具体的な取組みを実施し、定期的な評価と検証を行うこととします。

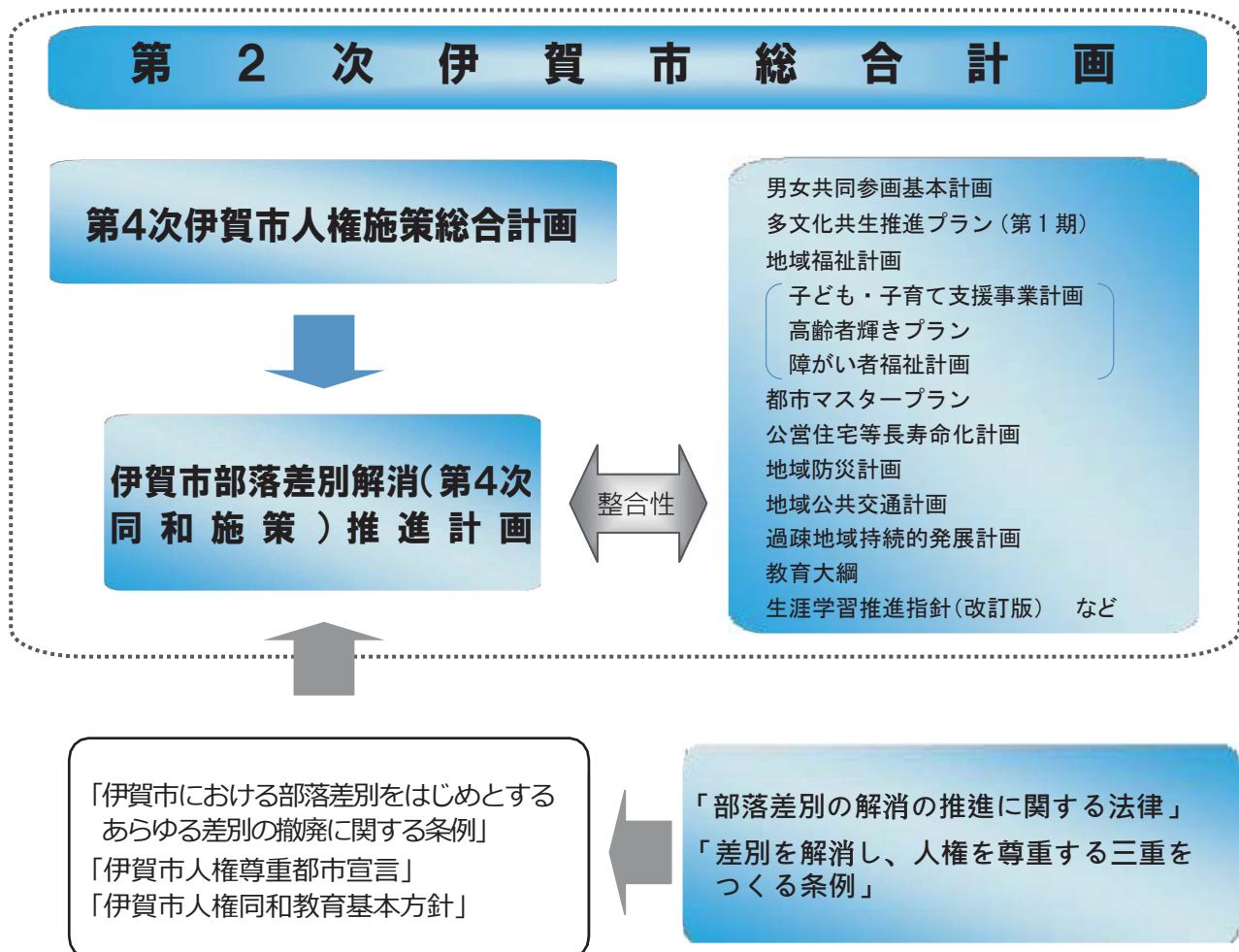
2 計画の位置づけと他計画との関係

この第4次計画は、伊賀市人権尊重都市宣言（以下「人権都市宣言」という。）及び市人権条例の理念を踏まえ、部落差別の解消をめざし、伊賀市における今後の部落差別をなくすための取組みについて、総合的、計画的に進めるための指針として位置づけられます。

また、行政のみならず、市民・地域・企業・団体等が、部落差別の解消をめざし、それぞれの役割や責務を自覚し、主体的に行動するための指針となるものです。

他計画との関係においては、2014（平成26）年策定の第2次伊賀市総合計画の分野別計画との位置づけである第4次伊賀市人権施策総合計画を上位計画とし、同和問題の解決（部落差別の解消）に関する各分野の取組みの方向性をより具体的に示すとともに、関連する個別計画との整合性を図り、同和問題の解決（部落差別の解消）に向けてあらゆる視点から多様な生活課題に対応するため連携をとりながら進めていきます。

他計画との関係



3 計画の期間

この第4次計画の期間は、2024（令和6）年度から2028（令和10）年度までの5年間とします。また、計画の見直し時において、相談事業充実のための隣保館等利用者ニーズ調査（或いは生活実態調査）及び市民意識調査を実施します。

なお、社会経済情勢や関連する制度の見直しなど、地域の状況が大きく変化した場合には、計画期間中においても必要な見直しを行うものとしします。

	伊賀市総合計画	伊賀市 人権施策総合計画	伊賀市部落差別解消 （同和施策）推進計画
2028(令和10)年度	第3次 総合計画	第4次計画	第4次計画
2027(令和9)年度			
2026(令和8)年度			
2025(令和7)年度			
2024(令和6)年度			
2023(令和5)年度	第2次総合計画	第3次計画	第3次計画
2022(令和4)年度			
2021(令和3)年度			
2020(令和2)年度			
2019(平成31)年度			
2018(平成30)年度	第1次総合計画	第2次計画	第2次計画
2017(平成29)年度			
2016(平成28)年度			
2015(平成27)年度			
2014(平成26)年度			
2013(平成25)年度	第1次総合計画	第1次計画	第1次計画
2012(平成24)年度			
2011(平成23)年度			
2010(平成22)年度			
2009(平成21)年度			
2008(平成20)年度			
2007(平成19)年度			
2006(平成18)年度			

4 計画の策定体制

この第4次計画の策定にあたっては、次のような体制で取り組みました。

① 計画の策定組織

・伊賀市同和施策審議会

学識経験者をはじめ関係機関・団体等の代表による委員で構成され、第3次計画の取組状況の二次評価及び、市長からの諮問を受け、第4次計画策定のための審議・答申を行いました。（伊賀市同和施策審議会条例による。）

・伊賀市同和施策推進会議

人権担当部長を会長として、各部局から選出された委員で構成され、同和問題解決のため、第3次計画の取組状況の一次評価及び第4次計画策定に向けた検討をしました。また、庁内各部局で実施する施策の調整をしました。

・本庁・隣保館長会議

本庁人権担当部局及び各隣保館長で構成され、第4次計画の策定に向けた調査や資料の収集及び検討をしました。

② 市民意識調査及び伊賀市隣保館等相談業務充実のためのニーズ等調査の活用

部落差別解消の推進に関する市民の意識と課題を把握するため、2020（令和2）年11月27日～12月23日に実施した人権問題に関する市民意識調査の調査結果を活用しました。

また、2021（令和3）年12月～2022（令和4）年3月に従来の同和問題解決に向けた生活実態調査に代えて実施した、隣保館利用者によるニーズ等の調査・ヒアリング調査結果を活用しました。なお、この調査は、部落差別解消推進法第4条の「相談体制の充実」の具現化に向け、隣保館等で実施している相談事業を充実させるための取組みとして行ったものです。

③ パブリックコメントの募集

・第4次計画（中間案）について

2024（令和6）年1月17日から31日間、市民からの意見を募集しました。

第2章 部落差別の現状



隣保館で開催される文化祭の様子

1 部落差別に関する市民の意識

2020（令和2）年11月に実施しました「人権問題に関する伊賀市民意識調査」の結果から、市民の部落問題に関する現状認識の不十分さが浮き彫りになりました。「差別はある」という認識が6割にとどいておらず、また、差別はなくすることができるという将来展望も高い状況ではないことが明らかになりました。まずは、部落差別が現存することを共通理解した上で、展望のもてる取組みが求められます。

部落差別に対する認識については、部落差別はいけないと理解しつつも、自身とのつながりを見い出せていない市民が3割弱となっています。自分とのつながりを見い出せない市民が部落差別をなくす行動にうつすことは考えにくいなかで、つながりを見い出せる発信が求められます。

「被差別部落の人には、差別されるだけの理由がある」を肯定的に受け止める回答が18.2%と2割近い結果となりました。差別はマジョリティによって生産され、維持され、マイノリティに被害をもたらす問題であり、被差別当事者に差別の原因を求めることは加害性を有します。

「寝た子を起こすな」論は、未だ市民の部落問題認識に影響を与え続けています。「寝た子を起こすな」論を肯定する意識は約3割となっており、この考え方は今ある差別に何もしないという点で差別を維持させる、差別に加担する、差別を容認する考え方であり、被差別当事者に差別被害をもたらし続けます。

過去5年間で部落問題に関する差別意識や偏見を見聞きした市民は未だ多いと言える結果が示されています。「同和地区の人は、こわい」「何かあると集団でおしかけてくる」という話を見聞きした市民は5割以上におよんでいる他、「行政が同和地区の人だけに特別な施策をするのは不公平だ」は突出して高い結果となっています。また、その受け止め方についても、こうした差別意識や偏見を肯定的に受け止める市民の存在も決して少なくないなかで、啓発や教育を緩めることなく、問題解決に有効な事業展開が求められます。

インターネット上で部落差別についての差別的表現を見た経験のある市民が3割にのぼっています。許されない問題であるとの認識は、そのうちの約2割であり、関係機関に通報した市民は1割にもおよんでいませんでした。

結婚の際に、相手が被差別部落の人であるかどうかを身元調査するかどうかについて、「当然調べる必要がある」と「どちらかという調べる必要がある」を合わせると約4人に1人という割合となっており、未だ身元調査を肯定する市民が少なくない状況が明

らかになっています。

子どもの結婚希望相手が被差別部落出身者であった場合の態度について、「まったく問題にしない」が前回と比べて5ポイント上昇し、「考えなおすように言う」が3ポイント減少している結果が示されましたが、反対の意思表示は3割となっており、結婚をめぐる部落差別意識は市民に根強く存在していることが明らかになっています。

物件の購入（賃貸）をめぐる部落差別は未だ厳しい状況であることが明らかになっています。物件が被差別部落内にある場合、3割を超える市民が「いくら条件がよくても買い（借り）たくない」と回答しており、前回調査とほとんど変化が見られませんでした。また、物件が被差別部落内でなくても小学校区内にある場合、14.8%の市民が避けると回答しており、物件をめぐる部落差別の深刻さが明らかになっています。

とりわけ、身元調査、結婚差別、土地や物件取引をめぐる部落差別は公にならないような方法によって行われてきた状況にあるなかで、今回明らかになった差別意識や偏見を抜本的に解消するための施策の展開が求められます。教育や啓発機会を充実することはもちろんのこと、差別は被害をもたらすことから、大幅な改善に至らなかった5年間の施策のあり方について総括を行い、未然防止に有効なしくみを新たに構築する必要があります。

差別は「思いやりやさしさ、こころがけ」など意識の問題ではありません。制度や慣習、観念や構造に関わる問題であり、部落問題は職業起源説で考えると、慣習と観念としての差別からスタートし、江戸時代の封建社会により身分という制度化された差別へと変化していきます。慣習と制度によって、部落差別は構造的差別となり、1871（明治4）年のいわゆる解放令が発布され、制度的差別は解消されたとしても、観念や構造の問題を解消するための施策や構造変革のための新たなしくみなどが導入されてこなかったが故に、社会構造の変化とともに、部落差別もまた形を変え、今日に至っていると言えます。部落差別の解消に有効な教育や啓発の展開とともに、部落差別・部落問題が構造的な問題としてもたらされている点を踏まえた構造を変革していくための新たな施策が求められます。

2 ヒアリングの結果から見える今の部落差別被害の現実等

これまで市が実施してきた被差別部落住民の生活実態調査では、調査の性質上、被差別体験に関して数字に置き換えられてきましたが、今回のヒアリングでは、法務局や市の人権相談、隣保館などに相談があがっていない深刻な部落差別被害がより鮮明に明らかになっています。また、従来の調査対象者よりも対象者数はかなり少なく設定されたため、限定された対象者であり、本来の調査のかたちに戻し、今回のヒアリングを取り入れていくことで、さらに部落差別の現実が明らかになることは容易に想像できます。部落差別に限らず、差別の現実とは、実際に差別を経験したり、差別を受けたりすることによって不安を抱かされている人々の体験から鮮明になります。いつ、どこで、だれから、どのような被害を受け、それに対し、どう対応したのか、差別による人生や生活への影響はどのようなものであるか、などです。差別とは「人生被害」をもたらす問題です。事例のなかで、30年前に就職差別を受けた60代の方の体験を紹介しています。この方は、就職差別さえなければ、当初働く予定だった事業所に就職し、本来あるべき私生活を含む人生を送っていたはずですが、この方の侵害された権利は30年経過した今も回復されず、おそらく自ら新たな就職先を探したのであろうことが予想されます。

実際に、2022年度に市に相談があった部落差別被害の事例でも、市外の事業所で部落差別を受けたことにより、働くメンタリティを奪われ、働く権利が侵害された例がありましたが、結局は被害者がハローワークをはじめ、自ら就職先を探さなければならぬ状況でした。失業給付に関しても、その手続きすら被害者負担となっており、現時点においても人権侵害を救済できていないのが国や自治体等の現状です。それは、恋愛や結婚に関しても、部落差別さえなければ、本来の人生があったはずですが、マイクロアグレッションに関する例がいくつもあげられていますが、その被害も深刻なものです。自らのアイデンティティを傷つけられ、出自やふるさとを隠して生きることを余儀なくさせられるというのも人生被害です。事業所での研修で、他の社員からマイクロアグレッションが寄せられ、自分は被差別部落出身であるが、周りにあわさなくてはならなかった20代の例があります。我慢できなくなり、相談した上司から「あなたが研修を受けないようにしようか」と問題の本質とは大きくズレた反応に、勇気を出して相談した結果、再び傷つけられるという状況となり、意欲的に勤労を続けようとする自体が困難になります。生活に必要な支払いや将来の貯蓄のために我慢しなければならないから、辞めたくても辞めることができないという被害者がこれまでの調査でも明らかになっています。

数年前、部落解放運動に取り組む方に地元の20代の方から相談があり、事業所内で

差別的な扱いを受けたというものがありました。社員でバーベキューをしようという話になった時、20代の方に年上の同僚から、被差別部落出身であるということを理由にバーベキューに誘わないといった発言を受けたということです。年上の同僚は冗談のつもりでも、差別は意図せず行われる場合が多く、結果として20代の方は深く傷つけられました。被害者は運動関係者に相談されましたが、話を聞いてもらえるだけでよい、問題が大きくなると働きづらくなる、ようやく就けた職場なので働き続けたいということで、何の解決にもならなかった事例も寄せられています。2022年に、市内の福祉施設で働く50代の方は、職員のひとりが利用者の所在地（市内被差別部落）を確認し、「あそこは、うるさいところや」といった旨の発言を目の前で聞かれていたことが隣保館への相談で明らかになっています。うつ病の発症、不眠の症状、労働をはじめとするさまざまな意欲の低下、人間不信、被害意識の強まり等々、深刻な被害が生じています。

10代ですら、未だ部落差別被害が生じていることが明らかになるなかで、部落差別の解消とともに、問題解決のスタートとなる実態の把握、相談、そして救済に関し、人権相談や隣保館において、部落差別解消推進法の第4条「相談体制の充実」及び第6条の「部落差別の実態に係る調査」を踏まえ、今後、必要不可欠な政策について提言します。

1. 差別被害および困りごとや悩みごと等の実態把握

市の差別を解消するための取組みの指標の一つは、市民の部落問題をはじめ、各人権課題別の問題への認識や意識が関係各課を中心とする具体的な取組みを通じて、どれほど改善されたのかということと、被差別当事者への差別被害がどれだけ減少したのか、差別被害や困りごとや悩みごとがどれだけ相談としてあがってきたのかいないのか、救済されたのは、どのような例か、などがあげられます。ただし、これだけでなく、差別は制度や慣習、観念、構造の問題であるため、市内のマイノリティにどのような不利や不平等がおよんでいるのかについて、その実態を明らかにするための取組みが求められます。

人権施策を展開する上で最も重要なスタートは、市において解決すべき部落差別の現実は何か、被差別当事者におよぶ人権課題は何かを明確にすることができなければ、何を解決するために、どのような具体策を講じていけばよいかが規定されます。相談しなかった・相談できなかったのは何故か、救済されたのか否か、どのような施策があれば相談でき、救済につながったのかなどについても詳細にヒアリングを行うことで、あるべき施策が見えてきます。

よって、

- ① 被差別当事者の部落差別被害などを丁寧に把握すること。(いつ、どこで、だれがだれに対し、何を、どのような方法で、どのような内容の被害を受けたのか、差別や人権侵害に対しどのように対応したのか、差別や人権侵害によりどのような被害が生じたのか生じているのか等)
- ② 差別被害等により、住民や保護者、若者(以下「住民等」という。)の生活にどのような影響が生じているのか、収入や就労、子育て等に関する生活面の実態を把握すること。

2. 有効に機能する総合相談の展開

まず、差別や人権侵害の被害をはじめ、生活面での困りごとや悩みごとは、容易に他者に相談できる性質のものではありません。被害を受けたことを恥ずかしいと思ったり、プライベートなことなので他者に知られたり、動かれると、かえってマイナスの結果につながるのではないかと感じたりして、相談したくてもできない事例や、相談した結果、解決に至るかどうかわからないなど、さまざまな要因が相談自体を遠ざけていることが伺えます。本来は、こうしたことに関しても丁寧に実態を把握すれば、必要な施策が明らかになってきます。

よって、当事者が相談をしやすい環境等をこれまで以上に整理・整備する必要があります。

- ① 人権相談を受ける職員の資質やスキルの向上に向けた取組みが必要になります。相談者が何を求めているのか、相談内容の本質は何でどのような支援やどのような専門性を有する窓口を紹介する知識などが求められます。

また、相談内容を丁寧に分析する必要がある、差別性や問題点の整理、問題が生じた背景や原因の整理、背景や原因を是正できなかった課題の整理、問題解決のゴール設定と課題解決のための施策の展開(政策提案等)は最低限、整理しなければなりません。また、重要なのは相談を受けて、解決や対応できなかった壁や課題を積み上げることが新たな政策を展開する必要があるという立法事実につながります。

- ② 住民等が相談しようと思えるような日常の関係性を構築するための取組みと、積極的なアウトリーチによる差別被害や困りごとや悩みごとの収集が求められます。人権相談を担当する職員は、事務所に座っているだけで、その役割は機能しません。住民等と関係性を構築するために積極的に会話をすることや、保育園所や小中学校との連携を図ること、家庭訪問をはじめ、保護者の集まりや若者が集うような場に積極的に参加してい

くことなど、地道な関係づくりを継続していく必要があります。

③ さまざまな困りごとや悩みごとに関し、実際に人権相談や隣保館において問題の解決に至った事例などを明示することが求められます。これまで隣保館はさまざまな相談を受けてきた中で、就労・教育・福祉・医療・経済面・差別被害など、それぞれの課題に対し、伴走型で対応し、解決に導いてきた事例などを積極的に公開し、住民等が人権相談や隣保館に相談するメリットを認識できる対応が求められます。

④ フローチャートなどで、さまざまな困りごとや悩みごとに応じた対応例や専門性の高い窓口などについて紹介することで、住民等に自身が抱えさせられた困りごとや悩みごととは、どうすれば解決されるのか、どこに相談すればよいのかをわかりやすく伝えるように工夫することが求められます。

⑤ 1～4について、人権相談や隣保館職員にあわせて、被差別当事者、有識者、弁護士、研究機関などで構成される、より高度でより有効な施策が展開されるように体制を整備することが求められます。

3. 救済に関する施策の実現

差別や人権侵害による被害とは「心が傷つく」問題だけではありません。そして、差別や人権侵害被害が発生するということは社会的な損失を生み出す深刻な問題として受け止められる必要があります。差別等により、被害者のどの権利が何によって、だれによって、どのように侵害されたのかを正確に整理することが必要になります。

前述しましたが、2022年度に市に相談があがった例で、市内の被差別部落在住の方が、勤務していた市外の事業所で社長や上司からマイクロアグレッションを受けたことにより、働くメンタリティを奪われ、離職することになりました。これは、憲法に規定されている「働く権利」の侵害が部落差別によって生じた事例です。

まず、会社側による差別が生じたにも関わらず、現在は、このような場合であっても会社都合による退職ではなく、自己都合退職の扱いになります。被害者は雇用保険に加入していたため、失業給付を受ける手続きが必要になりますが、途端に収入が途絶えてしまい、貯蓄のない被害者の場合、できるだけ早く給付を受けられるようにしなければなりません。差別や人権侵害等により、自己都合で退職することになった場合、ハローワークへ申請し受理されれば、給付が前倒しされる場合があります。そのためには、被害者の証言とともに、会社の社長や上司が、退職に至るきっかけとなった発言を認める必要があります。また、公的な機関がそれに関与していることであれば、信ぴょう性は高まるため、より申請後の審査で前倒し支給となる判断に至る可能性も高まることがあ

ります。こうした手続きは、被害者に負担がおよびます。市の人権担当や隣保館に被害者から相談があったため、ハローワークに被害者だけでなく市職員もともに出向き、県や市が関わり、本件を会社側が認めており、被害者の証言は真実であることが証明されることで、ことが順調に進んでいきました。離職票は、自己都合退職の扱いとなりましたが、特記事項について市職員がアドバイスをするなど、相談に応じたことも被害者の生活を守るための必要な取り組みとなりました。

また、次の就職先を探す必要が出てきますが、被害者は次の職場でも同様の問題が起きることへの不安や心配を抱かされており、ハローワークの求人情報では安心できないという状態でした。結果としては、失業したことを知った知人が新たな職場を斡旋してくれることになりましたが、結局のところ、被害者が差別により職を奪われるかたちとなっても、新たな就職先は、自ら探さなければならないのが実情です。

差別事象が発生した場合、被害者への負担をできる限り減らすために、公的な機関である自治体が仲介に入り、加差別者と被差別者へのヒアリング等による事実関係の整理、必要な機関への接続と伴走型支援に取り組むこと、被害者が働き続けることを選択せざるを得ない場合、加差別者と被差別者が対話を通じて和解につながるよう支援することなど、救済に向けた取り組みが求められます。

また、差別や人権侵害により、うつ病の発症や再発、倦怠感、食欲の低下、不眠の症状、労働意欲や生活全般の意欲の低下、それによる経済面へのダメージ、差別発生への影響による離職と再就職の困難性、集中力の低下、それによる人事評価の低下、人間不信、相談等意欲の低下、被害観念の発生、家族や他者への攻撃性の高まりと関係の亀裂や分断、それにとともなう子どもたちの生活面の不安定さの招来や子どもたちの関係性の亀裂につながる行為の発生、自治体職員や教職員に向かう攻撃性の高まりと疲弊、等々、さまざまな被害が生じていきます。このような被害者の状態に対し、ケアやカウンセリング等によるエンパワメントの実現に向けた体制整備が求められます。臨床心理士や精神福祉士等が差別問題を理解し、必要な支援に取り組むためのスキルや知識の向上も求められます。

4. まとめとして

隣保館や教育集会所においては、調査を実施せずとも住民等が日々の生活のなかで抱えるさまざまな困りごとや悩みごとを丁寧に把握し、解決に導いていく取り組みが展開されていなければなりません。

隣保館や教育集会所において展開される事業のスタートは「部落差別の現実」がある

からです。隣保館や教育集会所が設置され、そこに職員が配置されている意義は、差別解消であり、それが職員に課せられています。隣保館や教育集会所を管轄する本庁においても同様のことが言え、「地区市民センター」などとは全く異なる性質を有し、「社会的差別の解消」と、困りごとや悩みごとをまるごとすべて受けるという「総合相談」という命題を有する施設です。

部落差別解消推進法に続き、三重県議会で公布・施行された差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例（以下県人権条例という。）において、「人権侵害行為による被害の救済」として、「第二十条 県は、市町、関係機関等と連携し、人権侵害行為による被害の救済を図るため、人権侵害行為を受けた者に対して、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。」とし、市は県とこれまで以上に連携していくことが明記されていることから、従来以上に有効な差別や人権侵害の被害救済に取り組んでいくことが求められます。



隣保館で開催される文化祭の様子

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本目標

1996(平成8)年5月の地域改善対策協議会の意見具申では、我が国固有の人権問題である部落差別は、憲法が保障する基本的人権の侵害に係る深刻かつ重大な問題との指摘があります。戦後約80年、本格的な対策が始まってからも半世紀を超え、部落差別は多くの人々の努力によって、解決へ向けて進んでいるものの、今も我が国における重要な課題と言わざるを得ません。

そのような中、依然として、結婚や就職などにおける差別意識が根深く存在し、近年では悪質な差別事象や差別落書き、インターネットを悪用した差別の書き込みや差別情報の流布など、社会の変化による人権問題も増大しています。

また、差別の背景及び影響を受けて不安定な就労をせざるを得なかった当時の多くの青年層が、生活の安定を確保することなく高齢化し、老後の展望が見えにくくなっている現状があります。

部落差別は、市民に根差す「心理面での加差別の現実」、それが実態として現れる「実態面での加差別の現実」、それが社会問題として公になった際の「差別事象」、これだけでなく、被差別の側が被る差別被害や生活や暮らし、就労や教育、福祉などに影響を与える部落差別の「実態面での被差別の現実」があります。さらには、差別を受けることへの不安、差別被害を経験したことによる絶望や諦め、それによる人間不信などの「心理面での被差別の現実」など、さまざまな領域で起きている問題です。

伊賀市では、市人権条例を制定するとともに、人権都市宣言を行っています。部落差別は日本固有の人権問題であり、憲法が保障する「基本的人権」を侵害する深刻かつ重大な問題であることを市民一人ひとりが理解するとともに、決して他人事ではなく、自分の課題として、解決に向けて努力する必要があります。

そのため「同和問題の解決は、国の責務であり、同時に国民的課題であり、部落差別が現存する限り、同和行政は積極的に推進されなければならない」とした同対審答申の精神を基本理念とし、部落差別解消推進法において「全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものである」との認識が示されたことを踏まえ、部落差別の解消は、行政、市民、地域、企業など全ての社会要素が協働により実現させるべきものとの考えを共有し、互いが部落差別解消の主体者であると自認することを広めます。そうすることで、すべての人の多様性が尊重され、被差別部落住民の基本的人権が保障された差別のない明るく住みよい共生社会の実現をめざします。

また、第4次計画は、国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」によ

り、「だれ一人取り残されない」「すべての人々の人権を実現」することを掲げた、人権確立のアジェンダの観点から、実践的な取組みを体系的に示したものとします。

～ 基本目標 ～

部落差別を解消し

明るく住みよい共生社会の実現

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



(国際連合広報センターよりダウンロード)

2 基本方針

部落差別の解消に向けて、同和行政を進めるにあたっての基本方針として、次の3点をかけます。

① 被差別部落住民の自立を支援するための相談体制の充実、被害者救済策の構築

総合相談事業を積極的に展開し、教育・就労・福祉・生活等のあらゆる分野にかかわる各種支援等に取り組むと同時に、差別被害や被害への不安によって自己実現を阻まれている被差別部落住民一人ひとりをエンパワメントします。

今回のヒアリング調査の結果では、被差別部落住民が生活のさまざまな場面で部落差別の被害を受けている状況にあるなか、隣保館職員に相談が出来ていないという課題が明らかになりました。住民が相談しやすい環境・関係をつくるために、従来以上に相談体制を強化する必要があるため、相談員の専門性の向上、アウトリーチの積極的な展開に取り組めます。

また、部落差別を受けた住民の侵害された権利などが回復されず、いわゆる「泣き寝入り」となっている事例が存在することから、被害者救済につながる施策を展開し、その事例を蓄積・共有することで、今後起こる様々な事象への対応力を高め、得られたノウハウにより被害者救済策の構築をめざします。

② 市民の差別意識を払拭し、市民の人権尊重の意識を高め、差別をなくす行動につなぐ

結婚や物件取引に関する差別意識、差別落書きや差別封書の送付・ばらまき、ますます悪化するインターネット上の差別投稿など、後を絶たない差別の現状を打開するために、市民の差別意識を払拭するとともに、人権を尊重し、差別を許さない人権意識の高揚を図ります。これまで以上に部落差別の解消に効果的な施策を展開し、市民の隅々まで届くよう行政・教育・企業・各種団体等、全市あげて取り組みを強化します。

③ 部落差別にかかわる現状及び取り組みの効果を定期的に把握し、事業実施計画に反映させる

部落問題にかかわる施策を効果的に進めるため、定期的な進行管理を行い、事業実施計画に反映させていきます。第4次計画においても、長期的な視点に立ち、施策の効果的な実施についての検証を行い、関係機関や関係団体等との協議のもとに取り組みに反映させます。

3 施策の体系

部落差別を解消し、明るく住みよい共生社会を実現するため、施策の体系を次のように定めます。

＜基本目標＞

部落差別を解消し、明るく住みよい共生社会の実現

本計画と第4次人権施策総合計画の施策体系の関連対応表

施策分野	基本施策		課題解決に向けた取組方針/事業名	人権施策総合計画における事業分類
1 人権意識の高揚及び人権擁護体制の確立	(1)部落差別解消のための啓発・教育の推進		① 部落差別の解消につながる行動の喚起と効果的な施策の展開に向けた取組み	1-(1)、1-(2)、3-(1)、4-(1)
			② 就学前児童・学校教育における部落差別解消のための啓発・教育の推進	1-(2)、3-(1)、4-(1)
			③ 企業や地域、各種団体における部落差別解消のための啓発・教育の推進	1-(2)、3-(1)、4-(1)
			④ 市民の参画	
			⑤ 人権啓発・教育の推進を担う人材の育成	1-(3)、1-(4)、3-(1)、4-(1)
			⑥ 市職員に対する部落差別解消のための啓発・教育の推進	1-(3)、1-(4)、3-(1)、4-(1)
			⑦ 関係機関・団体等との連携と支援	1-(3)、1-(4)、3-(1)
	(2)人権擁護体制の確立		① 差別事象の早期発見・未然防止	2-(1)、4-(1)
			② 人権相談・救済・保護支援体制の確立	2-(3)、4-(1)
			③ 相談を通じた人権侵害等の実態把握と人権施策の効果的な推進	2-(3)、4-(1)
			④ 戸籍謄本等の不正取得の防止	2-(1)
2 部落の被差別環境の改善	(1)生活環境の改善		① 施設等の整備	3-(5)
	(2)公営住宅等の改善・整備		① 市営住宅の整備	3-(4)、4-(1)
3 民の生活の安定と自立支援	① 保健・福祉の充実	1)子育て支援の充実	① 子育てに関する相談・情報提供機能の充実	3-(1)
			② ひとり親家庭の自立支援	3-(1)
			③ 地域での子育て支援の推進	2-(1)、3-(1)
			④ 人権保育の推進	1-(1)、1-(2)、3-(1)、4-(2)

3 被差別部落住民の生活の安定と自立支援	(1) 保健・福祉の充実	2) 高齢者施策の充実	① 介護予防と生きがいづくりの推進	4-(5)
			② 介護保険サービス等の利用促進	4-(1)、4-(5)
			③ 総合相談体制の確立	2-(1)、4-(1)
			④ 地域福祉の推進	1-(2)、3-(1)
			⑤ 権利擁護の推進	2-(3)
		3) 障がい者施策の充実	① 地域における生活自立支援の推進	4-(1)、4-(4)
			② 生活環境の整備	4-(4)
			③ 総合相談体制の確立〔62頁再掲〕	2-(1)、4-(1)
			④ 地域福祉の推進〔62頁再掲〕	1-(2)、3-(1)
			⑤ 権利擁護の推進	2-(3)
	(2) 就労と収入の安定	① 部落差別を解消する社会の実現	1-(2)、2-(2)、3-(1)	
		② 就労支援	3-(3)、4-(1)	
		③ 相談体制の確立	4-(1)	
		④ 低所得者福祉の充実	4-(1)	
	(3) 教育・文化の向上	① 就学前教育の推進	1-(1)、1-(2)	
		② 人権・部落問題学習の推進	1-(1)、1-(2)、4-(1)	
		③ 基礎学力の向上	1-(3)	
		④ 進路選択の支援	4-(1)	
		⑤ 生涯学習	4-(1)	
	(4) 隣保館等活動の活性化	① 隣保館	1-(2)、4-(1)	
		② 児童館	4-(1)	
		③ 教育集会所	3-(1)	
		④ 住民の自主活動への支援	4-(1)	
		⑤ 隣保館等の相談機能の強化	2-(3)、4-(1)	
4 の現状把握と分析	(1) 定期的な市民意識調査の実施		1-(1)	
	(2) 被差別部落住民の生活実態の把握		4-(1)	
	(3) 差別事象の把握		2-(3)、4-(1)	

【参考】 第4次人権施策総合計画 施策の体系

基本理念：お互いを尊重し、だれもが輝く人権文化都市

- 基 本 的
視 点
- ① 総合的な視点を踏まえた取組の推進
 - ② 人権尊重の視点に立った取組の推進
 - ③ 多様な主体との連携・協働による取組の推進

施策分野1：人権意識の高揚のための施策

- (1) 多様な人権課題に関する取組の充実
- (2) あらゆる場や機会を通じた人権教育・啓発の推進
- (3) 人権にかかわりの深い職業従事者に対する人権教育・啓発の推進
- (4) 指導者の養成

施策分野2：人権擁護と救済のための施策

- (1) 人権侵害の発見や防止体制の確立
- (2) 人権相談や人権侵害報告から人権課題別の差別解消ガイドラインの作成
- (3) 人権相談体制の充実と人権救済・支援体制の構築

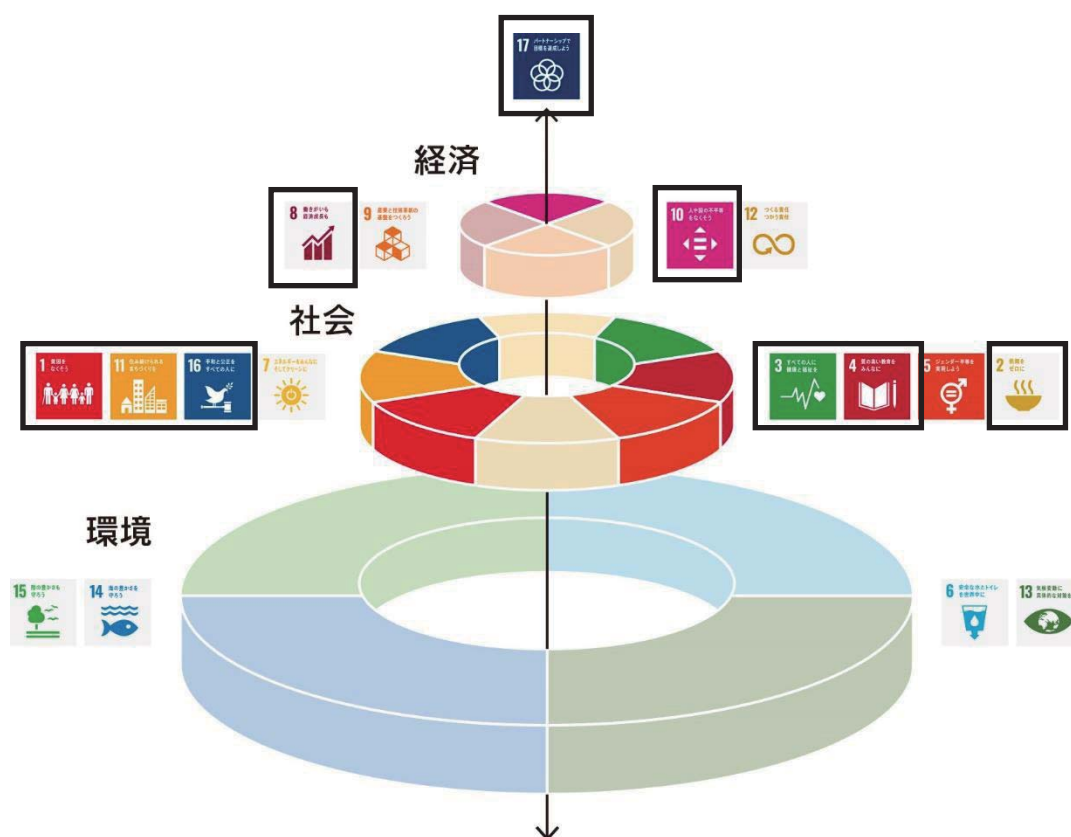
施策分野3：人権が尊重されるまちづくりのための施策

- (1) 多様な主体との協働の推進
- (2) ユニバーサルデザインの理念の普及と市民参加の推進
- (3) 社会参画の機会の確保とだれもが幸せに暮らし続けるための支援
- (4) だれもが住みよいまちづくりの推進
- (5) 人権尊重の視点に立った行政の推進

施策分野4：人権課題の解決に向けての施策

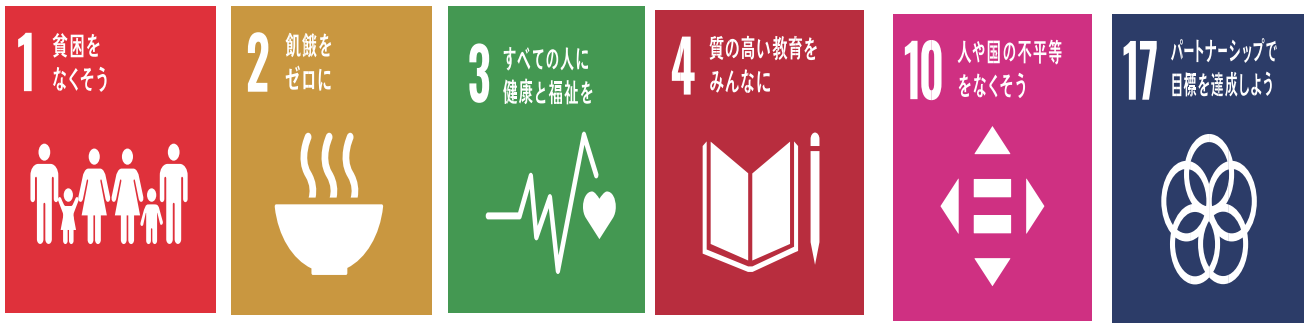
- (1) 部落差別
- (2) 子ども
- (3) 女性
- (4) 障がい者
- (5) 高齢者
- (6) 外国人
- (7) 性的マイノリティ
- (8) インターネットによる人権侵害
- (9) 疾病と人権
- (10) さまざまな人権課題

第4章 部落差別の解消（同和問題解決） に向けた取組みの展開



（ストックホルム レジリエンスセンターホームページ、一部改）

【SDGsのゴール（目標）】



1 人権意識の高揚及び人権擁護体制の確立

(1) 部落差別解消のための啓発・教育の推進

【課 題】

ここまで紹介してきたように、市民に根差す部落差別意識、市内で発生する部落差別事象、インターネット上の市に関する部落差別投稿、隣保館等の相談体制充実のための利用者ニーズ調査のヒアリングにより明らかになった深刻な部落差別の実態など、伊賀市内において部落差別は未だ厳しい状況にあります。

部落差別解消のための啓発については、講演会や研修会などの事業では形骸化がみられ、事業の参加者の固定化傾向が改善されつつあるが、今なお課題があります。新しい事業内容の構築や既存事業の見直しにより、講演会などに参加していない層への働きかけの工夫が課題となっています。

行政職員や教職員は、部落差別解消の責務を有する地方公共団体の職員であり、地域のリーダーとして課題の解決に取り組まなければなりません。企業や団体などには、部落差別の正しい理解と認識を深めるための啓発や教育に取り組み、次世代に差別を残さない人材を養成する必要があります。

各地域の同和教育研究活動では、それぞれの取組みの中での成果と課題を検証し、より効果的に同和教育を進めていくことが必要であり、そのためにもここで紹介してきた深刻な部落差別が早期に解決されるよう、行政、地域、学校、市民が一体となって部落差別の解消（同和問題の解決）に取り組むことが求められ、一層の連携が求められています。

部落差別解消推進法が施行されたことにより、部落差別解消のための重要性が増しています。インターネット上で、部落差別を助長したり、扇動したりする行為につながる投稿が増加し、市内の被差別部落の所在地情報が晒される事案が増えている他、現代的差別主義とも言われる「現在では部落差別は存在しないにも関わらず、差別が

あると主張し、不当に利益を得ようとする個人や団体が出てきている」、「今ではこの社会の多数派が差別を受けている」といった主張が強まるなど、部落差別に対する従来とは異なる誤った認識が広がることに対して、積極的で有効な啓発や教育の展開がますます必要です。

【今後の取り組み】

① 部落差別の解消につながる行動喚起と効果的な施策の実施と進行管理（全庁）

市では、部落差別を解消するための学習や交流の機会を従来以上に充実します。学習会等の実施にあたっては、部落差別を自分自身の問題として捉え、差別をしない・支えない・なくす行動につながる事業内容となるよう工夫し、多くの市民や企業、事業所などが積極的に差別解消に取り組める仕組みを構築します。

また日々の生活の中で人権を尊重し実践していく「人権文化」に近づけるよう、市人権条例をはじめ、部落差別解消推進法、県人権条例等、人権に関する条約、法律、条例及び宣言等について、市民へ周知し理解を深めることに努めます。

なお、市は隣保館、関係団体、有識者等との連携を密にし、施策の実施状況について市同和施策審議会へ報告を行い、部落差別解消をめざし市の関係諸機関と連携して施策を推進します。

② 就学前・学校教育における部落差別解消のための啓発・教育の推進（保育幼稚園課、学校教育課、生涯学習課）

市は、子ども一人ひとりが部落差別のない社会づくりに対する正しい理解と認識を深められるよう、人権が尊重される、発達段階を踏まえた学習機会を提供します。

また、教職員や保育所（園）関係職員は、部落差別に対する正しい認識を深め、部落差別を撤廃するために問題解決に有効な質の高い部落差別解消のための啓発・教育や保育に取り組みます。

さらに、関係職員は保護者や地域住民の人権意識を高めるため、学校での学習機会を設け、部落差別意識の払しょくに取り組めます。

③ 企業や地域、各種団体における部落差別解消のための啓発・教育の推進（商工労働課、住民自治推進課、人権政策課、生涯学習課）

企業・事業所は、人権が尊重される職場づくりを基礎に人権デュー・ディリジェンス（企業による、人権に対するリスク管理の適切な評価のこと。※詳細は資料編34ページに記載。）を通して、人権を尊重する社会づくりに貢献するよう努めます。

また、市は伊賀市人権学習企業連絡会や企業訪問を通じ、企業、事業所による人権

研修会の開催等の人権啓発に向けた活動を支援します。

住民自治協議会をはじめとする、地域や団体は、部落差別のない社会づくりをめざし、人権啓発の取組みに努めます。

④ 市民の参画

市民は、地域で開催される人権に関する講座や地区懇談会などに使命感を持って参画するよう努めます。また、部落差別をはじめ、あらゆる差別を解消する主体者としての自覚を持ち、身の回りの人権課題や、差別被害者の存在に関心を向けることに加え、差別をしない、差別をさせない立場に立って人権が尊重される社会づくりに努めます。

⑤ 人権啓発・教育の推進を担う人材の育成（人権政策課、同和課、生涯学習課）

市は、地域や職場のリーダーとなる人材の育成を図るため、人権意識や実践力を高める指導者養成講座などの研修機会を提供します。また、地域や職場での学習会が円滑に行えるよう出前講座などの支援に引き続き取り組みます。

⑥ 市職員に対する部落差別解消のための啓発・教育の推進（人事課、人権政策課、同和課）

市は、部落差別について、すべての市職員が理解・認識を深めることができるよう、会計年度任用職員を含めた全職員を対象とした研修を実施します。

また、各所属を単位とした自主的な職場研修をさらに充実させるため、職場の推進委員を対象とした研修を実施するとともに、居住地で開催される研修機会への自発的な参加を促します。

特に新規採用職員や新たに市の業務に携わる職員に対して、人権尊重の視点での行政が行えるよう、人権研修の充実を図ります。

さらに、職場や地域での部落差別を解消するための啓発・教育の中心的な役割を担う人材の育成を図るため、三重県人権大学講座をはじめ、関係機関等が主催する各種講座等に市職員を派遣します。

⑦ 関係機関・団体等との連携と支援（人権政策課、同和課、生涯学習課）

市では、部落差別の解消に向けた施策を推進するため、引き続き人権擁護委員協議会や部落解放関係団体、その他の人権教育・啓発団体との連携を図り、有識者等からも意見聴取などを行います。

また、隣保館・教育集会所等を拠点とする地域活動等の育成・支援を図ります。

さらに、同和教育研究団体に対し、連携を強化します。

(2) 人権擁護体制の確立

【課 題】

隣保館等のニーズ調査の結果から、隣保館等が担う総合的な相談窓口としての住民における認知度の低さが明らかになっています。従って隣保館職員は、地域とのつながりや信頼を深めるとともに、生活における困りごとや、行政サービス、各種手続きなどの相談を受け止める力を磨くことに加え、部落差別や人権侵害に関する相談については、被差別者の救済や擁護、加差別者に対する対話などの高度な相談スキルを有する職員を育成するなど、人権擁護体制の基盤を確立させることが急務です。

【今後の取組み】

① 差別事象の早期発見・未然防止（人権政策課、各支所）

市では差別を根絶するため、差別落書きなどの早期発見と未然防止を図るため、行政と市民が一体となったパトロールを継続して行い、また、企業訪問の取組みを通じて差別落書き通報マニュアルの周知を進めており、引き続き通報体制の拡大・拡充を図ります。

市は、インターネット上での差別的な書き込み等に対して、県や名張市と連携して実施しているモニタリング事業を継続し、実態把握に努めるとともに、プロバイダやサービスの管理者などへの削除要請や通報を引き続き行います。なお、悪質な書き込みや緊急に対応を要するものについては、法務局や県、警察等と連携し、削除に結びつける取組みを継続して行います。

差別事象の未然防止のためのシステム構築や推進体制の整備に関し、法整備が十分ではないものについては国・県に強く要望していきます。

さらに、県人権条例を活用し、市民に向けて条例で差別が禁止されていることや状況により斡旋や勧告等の対象になることなどの周知徹底に取り組みます。

② 人権相談・救済・保護支援体制の確立（人権政策課、同和課）

部落差別解消推進法では、隣保館の相談業務の充実が明記され、高齢者福祉や子育てに関する相談においては充実してきている反面、相談者の生活様式の変化や、直接会って話すことへの不安などから、隣保館を含む公共の相談窓口では部落差別をはじめとするあらゆる差別の相談を受けきれないことが市の隣保館等ニーズ調査から明らかになりました。市ではこの結果を踏まえ、相談機能のあり方を再検討し、相談しやすい環境を実現するため、SNSを活用するなど、それぞれの地域の実情に応じた

相談窓口の設置を目標に取り組みます。また、相談を担う職員のスキルアップのための研修機会を増強し、人権に関する知的理解を深め、人権感覚の涵養を図ります。また、相談内容に応じて人権擁護委員による人権相談を活用したり、専門機関へつなげたりすることにより、問題の早期解決をめざします。

③ 相談を通じた人権侵害等の実態把握と人権施策の効果的な推進（人権政策課、同和課）

市は、人権相談の場や関係機関との連携により把握した人権侵害の実態をもとに、その対応及び解決策を引き続き協議・検討し、今後の人権相談に生かします。また、部落差別に関する相談事例を積み上げていく中で、差別解消のガイドラインの策定に着手していきます。相談事例からガイドラインに結びつける例としては、結婚の際に住んでいる地域を理由に、結婚が破談になった相談事例から、「身元調査は、いかなる理由があろうとも、絶対にしてはいけない」との意識を社会通念として定着させることがあげられます。

さらに、人権侵害を防ぐための取組みを展開する上での課題を明らかにし、今後策定される差別解消のガイドラインも活用しながら、加差別側に対しての啓発に重点を置き、部落差別を解消する取組みを効果的に推進します。

④ 戸籍謄本等の不正取得の防止（住民課）

市は、「本人通知制度」の普及により、戸籍謄本等の不正請求及び不正取得の防止に努めます。そのため、制度の目的や利用について、わかりやすい方法で周知し、本人通知制度（事前登録型）の普及に努めます。

また、弁護士・司法書士・行政書士など8士業に対し制度の趣旨や目的について周知します。さらに、国や県に対しては、戸籍法の改正等法整備について継続して要望します。

本人通知制度に登録しましょう

部落差別をはじめ、あらゆる差別は、差別される側に問題があるのではなく、差別する側の問題です。したがって、部落差別解消の実現は、差別をする側の人々が行動を改めることが必要です。現在でもひそかに行われる身元調査は、部落差別そのものであり、絶対に許されない行為であるにもかかわらず、差別をする人がいる限り、身元調査が無くなることはありません。本人通知制度は、身元調査によって個人情報不正に取得される被害から、自分自身を守るために生まれた制度です。市では、市民に対し、身元調査をしないための啓発を行うのと同時に、本人通知制度への登録を促進しています。みなさんが本人通知制度に登録することは、部落差別を根絶するための意思表示でもあるのです。

隣保館活動の再評価

隣保館は、部落差別解消に向けた相談活動の拠点として、大きな役割を果たしてきました。隣保館は、社会福祉法に基づく隣保事業を実施する施設です。国が定める「隣保館設置運営要綱」では、隣保館が行う基本事業として、「地域住民に対し、生活上の相談、人権に関わる相談に応じ適切な助言指導を行う事業。なお、相談に当たっては、地域住民の利便を考慮して、機動的な相談体制を確立し、また、相談の結果、必要があるときは関係行政機関、社会福祉施設等に連絡・紹介を行うほか、その他適切な支援を行うよう努めること。」と規定されています。

隣保館が拠点となって取り組んできた相談活動は、日本初の「ワンストップの総合相談」であり、2015(平成27)年4月から始まった、国の生活困窮者支援事業は隣保館活動をモデルにしたものです。相談者をたらい回しにせず、困りごとを丸ごと受け止め、寄り添いながら支援する仕組みが注目され、再評価されてきています。



地域で開催されるイベントの様子

【SDGs のゴール（目標）】



2 被差別部落の住環境の改善

(1) 生活環境の改善

【課 題】

地域内の老朽化した施設は、利用状況に応じ廃止や統廃合を検討する時期となっています。このことから、利用者の年齢層や地域性も考慮しながら、地域住民との話し合いを重ね、公共施設政策への取組みに対する理解を得る必要があります。

また、利用頻度の高い施設については、利用者の利便性から計画的な改修が求められますが、利用者の高齢化や人口減少に対応した施設機能の複合化のほか、利用者の拡大に向けた検討が必要です。

【今後の取組み】

① 施設等の整備（道路河川課、下水道課、資産経営課、同和課）

同和对策事業残地や施設解体後の跡地となっている市有地については、実情把握を行い、地域住民と話し合い、今後公売等を検討します。

隣保館を中心とした施設機能の複合化や利便の向上をめざして、利用者や地域住民との話し合いを行い、施設整備を実施します。

(2) 市営住宅の改善

【課 題】

住宅・住環境の整備について

2021年度末現在の市営住宅は、公営住宅232棟880戸、改良住宅82棟700戸の計314棟1,580戸ですが、そのうち、同和对策事業で建設されたものは、公営住

宅49棟191戸、改良住宅82棟700戸、計131棟891戸となっています。同和地区の公営・改良住宅は、全般的に老朽化が進んでおり、建物を継続的に維持していくための計画的な修繕を行う必要があります。また高齢化による単身入居者が多くなっており、安否確認や福祉的支援等の取組みも喫緊の課題となっています。

住宅種別では、公営住宅のうち、簡易耐火構造平屋建て30棟136戸は、耐用年限30年を既に経過している状況で、住宅の安全上好ましくない状況です。特に、簡易平屋建ての公営住宅は、ブロック造で建設から50年以上経過しており、老朽化が著しい上、住宅設備についても現在の生活様式には合わず入居者には住みにくい状況となっているため、当面維持管理を行いながらも他の市営住宅への速やかな住替え等が必要となっています。また、簡易耐火構造2階建て19棟55戸は、3棟が耐用年限45年を経過していますが、今後10年後には約9割の棟が耐用年限に達することになります。

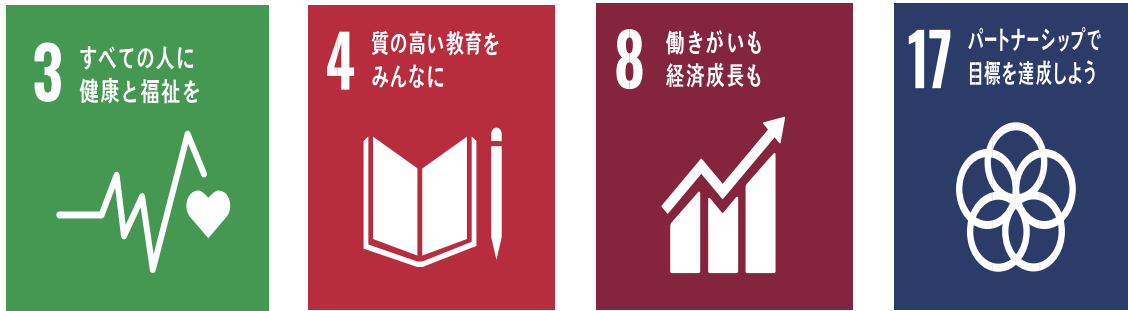
一方、改良住宅のうち簡易耐火構造2階建て55棟74戸は、約7割の棟が耐用年限に達しており、公営住宅と同様の課題があります。木造平屋建て3棟6戸は、比較的新しい住棟で、適切な維持管理が必要です。また、4階建て中層耐火構造24棟620戸は、耐用年限70年の半分以上が経過している状況ですが、構造上の問題として、エレベータ等が無く、バリアフリー化がなされておらず、高齢者や障がいのある人の日常生活に支障をきたしていますので、その状況に応じた、下階への住替えや各住棟・住戸環境の構造、設備をあわせた改善が必要となっています。

【今後の取組み】

① 市営住宅の整備（住宅課）

「伊賀市公営住宅等長寿命化計画」では、市営住宅の「用途廃止」、「建替」、「改善」、「維持管理」の活用方針を定めておりますが、各団地の住棟に対応した事業展開を図っていきます。

【SDGsのゴール（目標）】



3 被差別部落住民の生活の安定と自立支援

(1) 保健・福祉の充実

保健・福祉の充実のために次の項目については、直接の課題担当課と、各地域の隣保館、児童館或いは教育集会所等各施設が、これまで以上に連携し、隣保館等の相談事業、アウトリーチを含めた見守り支援事業や、生活上の悩み事相談などを的確に、迅速に、担当課につなげて住民の自立支援をめざします。

また隣保館は、第2種社会福祉施設でもあり、相談等を通して見えてきた地域課題やニーズについて、支援につながる教室・講座の開催や各館独自の隣保事業としてのスクラップ&ビルドを検討します。

1) 子育て支援の充実

【課 題】

被差別部落は少子化が進み、市全体と比較しても少子化傾向となっています。子育てに関する悩みや不安について、今回の隣保館等ニーズ調査のヒアリングにおいて、差別を受けないか心配であるという声が多く、その他には経済的な理由、親子関係、先生と子どもの関係、生活習慣、子どもの勉強、家庭学習をしないこと等、さまざまな不安や悩み事を抱えていることがわかりました。

子育てや家庭の経済力による悩みや不安を持つ保護者もいることから、日常的に相談できる体制が必要です。特にひとり親家庭では、子育てと家事を一人で担わなければならないため、家庭が抱えるさまざまな悩みや不安などの負担が軽減できるように、切れ目のない包括的な子育て支援に取り組む必要があります。

また、子どもの基本的生活習慣の乱れは、被差別部落のみならず全市的、全国的な傾向にあり、生涯にわたる健康の保持・増進の基礎となる子どもの頃からの食生活を

はじめとする睡眠や運動等の基本的な生活習慣の確立が大きな課題です。

さらに、若年層の就労等生活基盤の安定を図るためには、保育や子育て支援として、保護者が育児をしながら安心して就労できる環境整備が必要です。

【今後の取組み】

① 子育てに関する相談・情報提供機能の充実（保育幼稚園課、こども未来課）

妊娠・出産や子どもの発育・発達に関する不安に対して相談しやすいよう、様々な相談事業を行います。子どもの成長に応じた保健・福祉・医療等サービスに関する情報が入手しやすいよう、情報提供機能の充実を図ります。

子育てに関する不安や悩みを持つ保護者の地域の身近な子育て支援拠点である、保育所（園）や幼稚園、子育て支援センターにおいて、子育てに関する相談事業や子育て支援事業に努めるとともに、相談しやすい体制づくりに取り組みます。また、子育て支援情報を的確に把握するとともに、市広報やホームページ、ケーブルテレビ、SNSなどの有効活用により、子育て支援に関する効果的な情報提供に努めます。

さらに、専門的な相談が必要な時には、県の専門機関や保健センター等関係機関との連携強化を図ります。

② ひとり親家庭の自立支援（こども未来課）

ひとり親家庭の中でも特に母子家庭は、経済的にも厳しい状況にあることが多いことから、母子・父子自立支援員を配置し、ハローワーク伊賀・家庭裁判所・県等の関係機関との連携強化を図り、個々の相談に応じた情報提供、相談指導及び自立に向けた支援の充実に努めます。

特に、就労については、職業能力の向上及び求職活動への助言指導を行うとともに、ハローワーク伊賀と連携しつつ、就労支援を強化します。その他、母子寡婦福祉資金貸付事業および自立支援給付金事業の活用を行い、経済的・社会的自立の促進支援に努めます。

また、ひとり親家庭が安心して生活することができるよう、保育サービスや子育て支援の充実に努めます。

③ 地域での子育て支援の推進（こども未来課、同和課）

少子化とともに、青年層の少ない人口構成の中で、保育所（園）や幼稚園、児童館、隣保館等を活用し、小・中学生や高齢者等との交流を図り、人権尊重の精神や社会性を育めるよう、地域が一体となって子育てを支援する取組みを進めていくよう、体制整備の仕組みをつくります。

また、身近な地域において、子どもの見守りや子育てのサポートができるよう、隣保館や児童館、教育集会所、民生委員・児童委員と連携を図り、相談が必要な人を把握して、相談支援、公的支援制度の情報提供、講座の開催、サークル支援、子育てボランティアの育成と地域のネットワークをつくります。

子どもの日常生活や普段の様子の中に隠れた困りごとを見つけ出し、課題解決につながれるよう、地域と隣保館や教育集会所や児童館、関係機関の連携を推進し、家庭や子どものケースにあわせた支援体制を構築していく必要があります。

④ 人権保育の推進（保育幼稚園課）

保育所（園）、幼稚園は、子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場です。このため、園児や家庭における生活課題を明らかにするための家庭訪問をはじめ保護者との関係づくりに取り組み、基本的な生活習慣を養い、人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にする心を育てるとともに、差別を許さない、差別に負けない子どもを育て、学力・進路保障の基底となる力の育成に向けた人権保育を全所（園）で家庭や地域と連携し行います。

また、保育の質の向上を図るため、保育士及び幼稚園教諭を対象に、人権保育の実践や保育の専門性の向上につながる研修を実施します。さらに保護者が集う場を利用し、人権保育の理念等の普及に努めます。

以上のことについて、今後「伊賀市人権保育基本方針」を策定していく予定です。

2) 高齢者施策の充実

【課 題】

被差別部落の高齢化率については、市全体同様年々高くなってきており、今後、要介護者とならないよう、介護予防を継続して行うことが必要です。伊賀市の各隣保館では、地域から寄せられる相談が、高齢者福祉や介護サービスに関する内容等が多く、高齢者施策については、早くから庁内担当課や介護サービス事業者等との連携ができていますが、さらに連携を深めて支援をする必要があり、高齢者向けの支援や介護が必要な家族がいる世帯で、介護保険サービスの必要なサービスを適切に利用できるよう、隣保館職員による訪問相談や申請手続きの支援等きめ細やかな対応が必要です。

特に市郊外では、高齢化率の高さは顕著で、青年層や壮年層が少なく、地域を支える人材が少ないことが深刻な問題となっています。支援や介護が必要な人が住み慣れた地域で生活をするために必要となる、地域での見守りや支える体制づくりが困難な

状況がみられます。

また、年々、相談内容も複雑・多様化しており地域の中で生活上の課題を抱えた高齢者やその家族が、相談先がわからず課題の解決が遅れ、さらに困難な状況に陥るケースもあります。このように、地域での身近な相談窓口が必要とされることから、隣保館の相談機能・見守り支援の強化を図るとともに、地域の課題を日常的に話し合い、民生委員・児童委員などの相談者や専門機関等との連携を密にし、きめ細やかで適切な対応ができるよう、協議体または、福祉に関係するサービス担当者会議への隣保館職員の参加など、必要な高齢者への支援の確立が必要です。

【今後の取り組み】

① 介護予防と生きがいづくりの推進（介護高齢福祉課、同和課）

高齢者が住み慣れた地域の中で、いきいきと自立した生活を送ることができるよう、若年層から一貫した生活習慣病予防等の介護予防を推進します。また、隣保館等を利用して世代間交流や高齢者同士の交流など、介護予防と生きがいづくりを兼ねた取り組みを引き続き行います。

さらに、ひとり暮らしや夫婦のみの世帯で支援が必要な高齢者が、引きこもりなどで孤立することのないよう、地域全体で見守り、支援する地域福祉活動の推進を図ります。また、日常生活上の多様なニーズがある中で、地域の生活課題やニーズを把握・共有し、地域の生活課題を地域全体で支えるしくみをそれぞれの地域でつくる取り組みを進めています。

② 介護保険サービス等の利用促進（介護高齢福祉課、地域包括支援センター）

支援や介護が必要になった際に、高齢者や家族が介護保険サービス等を適切に利用し、住み慣れた地域の中で、安心して暮らしていけるよう、関係部署・隣保館と関係機関が連携を図ります。そして、介護保険サービスや保健福祉サービスについての情報提供を行い、「経済的問題」や「世間体」、「非識字」などにより申請が難しい人の把握に努め、課題解決に向けた対応を行うなど、適切なサービス利用の促進を図ります。

また、地域包括支援センターは、地域の民生委員・児童委員や隣保館等との連携を図り、介護保険サービス等が必要な高齢者に対して訪問し説明を行うなど、きめ細やかな対応を継続して行います。

③ 総合相談体制の確立（地域包括支援センター、同和課）

地域の中で生活上の課題を抱えた人が、相談先がわからず、そのために課題の解決がさらに困難な状況に陥ることのないよう、地域での身近な相談窓口としての隣保館

の相談機能・見守り支援の強化を図ります。

また、伊賀市では2014(平成26)年度から、「分野を問わない福祉の総合相談窓口」として地域包括支援センターを中心とした、福祉総合相談体制を実施しています。行政をはじめ、社会福祉協議会や各専門機関、地域や個人のつながりなど伊賀市全体で一人ひとりの課題に対応していきます。

④ 地域福祉の推進（医療福祉政策課）

地域福祉を推進するため「地域福祉計画」の考え方を住民に周知・啓発するとともに、個人や家族、地域での助け合い、支え合い活動を中心に、医療や福祉などの専門機関が連携し、必要なときに必要なサポートが提供できる地域包括ケアの体制づくりをめざします。

⑤ 権利擁護の推進（介護高齢福祉課、地域包括支援センター）

認知症等により判断能力が低下しても高齢者の権利が侵害されないよう、日常生活自立支援事業や成年後見制度等に関する専門的な相談対応や利用支援を行うとともに、各種制度について事業の周知や利用の促進に努めます。

3) 障がい者施策の充実

【課 題】

障がいのある人もない人も安心して心豊かに暮らせる地域社会を推進するためには、すべての人が障がいについて理解し、認識を持つことが必要であり、障がいのある人の問題を基本的人権の問題として捉え、考えていくことが重要です。

障がい福祉サービスや必要な支援制度を適切に利用できるよう、相談や利用手続きの周知等きめ細やかな対応が必要です。

また、市営住宅において障がいのある人が生活しやすいように、住宅や周辺環境のバリアフリー化を進める必要があります。

被差別部落に対しては、一般施策（障がい福祉関連施策）の中で、隣保館等を中心に課題や相談を受けながら、自立に向けた支援を実施・展開する必要があります。

【今後の取組み】

① 地域における生活自立支援の推進（地域包括支援センター、障がい福祉課、同和課）

障がいのある人が住み慣れた地域において生活を継続できるよう、障害福祉サービスなどの周知徹底を行うとともに、利用支援に努めます。特にサービス利用については、「経済的問題」や「世間体」「非識字」などにより申請ができない人の把握に努め、

課題解決に向けた対応を関係部署・隣保館と関係機関が連携を図りながら総合相談機能を強化します。

② 生活環境の整備（住宅課、同和課）

障がいのある人が、地域において安全に生活できるよう、隣保館等の地域内施設についてバリアフリー化に努めます。

また障がいのある人に対する住宅・住環境のバリアフリー化と住戸設備の機能向上など居住性確保を図り、だれもが生活しやすい住宅・住環境を実現していきます。

③ 総合相談体制の確立（同和課、地域包括支援センター）

- ・高齢者施策と同じ 37ページ再掲

④ 地域福祉の推進（医療福祉政策課）

- ・高齢者施策と同じ 38ページ再掲

⑤ 権利擁護の推進（障がい福祉課、地域包括支援センター）

知的障がいや精神障がいなどにより判断能力の不十分な人が権利擁護事業などを円滑に利用できるよう、権利擁護に関する相談支援の充実に取り組むとともに、事業の周知や利用の促進に努めます。

（2）就労と収入の安定

【課 題】

被差別部落においては、高齢者の増加や病気などが理由で、働けない人が半数以上を占めている状況があります。

年金受給者や生活保護受給者の割合が伊賀市平均より多いため、個人収入について、低所得者階層の割合が多く格差が認められます。また、世帯総収入ではさらにその傾向が強まり、伊賀市平均との格差が広がっている状況です。

雇用環境においては、社会的な援護が必要となる人が今後も増えてくる可能性があり、生活安定をめざした就労支援や社会的な援護が必要な人に対する雇用促進が大きな課題となっています。

【今後の取組み】

① 部落差別を解消する社会の実現（商工労働課）

伊賀市内の企業・事業所を対象に、三重県とハローワーク伊賀との連携により、社会的に及ぼす影響が比較的大きい企業・事業所に対する、人権啓発企業訪問の取組みを継続します。その中でも、部落問題解消の目的でスタートして、現在に至る公正な採用選考システムの確立に向けた公正採用選考人権啓発推進員の設置促進を図ります。

また、企業・事業所・団体が一体となって人権啓発・教育に取り組み、企業等における就職差別やハラスメント等の人権侵害等の発生を未然に防止するため、伊賀市人権学習企業等連絡会への支援を行います。

② 就労支援（商工労働課、同和課）

職業相談員設置事業について、職業相談員の活用を十分図り、ハローワーク伊賀との連携を深め、就労支援体制の確立に努めます。

さらに、定期的な専門員の巡回による隣保館訪問等を通して、被差別部落の住民や周辺地域の住民を対象に、職業能力向上や必要な知識について習得できるよう、諸団体の実施する制度や事業についての情報を提供します。

③ 相談体制の確立（商工労働課、同和課）

隣保館等を拠点とした若年者、中高年層、障がいのある人、ひとり親家庭等に対する雇用を促進するため、関係機関と連携し職業相談による支援を図るとともに、福祉部門等との連携による相談体制の確立を図ります。

④ 低所得者福祉の充実（商工労働課、生活支援課、同和課）

低所得の状態から抜け出せない被差別部落住民が安心した生活を送れるよう、地域の民生委員や隣保館、各機関が連携しながら、雇用の確保、生活意欲の喚起、生活指導等の自立支援を進めます。

また、生活困窮者については生活困窮者自立支援制度等を活用し、経済的・社会的自立に向けた包括的・継続的な支援を行うとともに、生活保護受給者については、生活実態を十分に把握し、各種福祉施策や社会保障制度との連携を図りながら、早期自立に向けて支援します。

（3）教育・文化の向上

【課 題】

第4次計画策定のための隣保館等のニーズ調査やヒアリングから、子どもを持つ保護者の悩みや不安が多かったのは、「子どもが差別を受けないか心配」という不安、

「経済的な理由で高校や大学などの高等教育を受けさせることができない」という悩み、「先生と子どもの関係が悪い」、「勉強についていけない」という悩みや「親子関係がうまくいかない」、「生活習慣が身についていない」などの家庭環境についての悩みであり、保護者の約44%の人が悩みや不安を持っています。

こうした悩みや不安に対して、隣保館・教育集会所、保育所（園）、幼稚園、小中学校、地域、家庭が連携し、子どもたちの成長を見守り、基本的生活習慣の確立や基礎学力の向上と差別に負けない、差別を許さない仲間づくりを育む環境づくりが必要です。

同和奨学金については、教育格差の是正を図るために就学・進学を保障することを目的としていますが、子どもをめぐる貧困は、今や全市的な大きな課題であるため、同和奨学金制度の見直し、拡充が必要であり、制度の趣旨をしっかりと周知することが重要です。また同和奨学金制度は、被差別部落において部落差別の解消に向け、主体的に活動できる人材を育成することを理念として実施してきましたが、この理念に基づく人材育成は伊賀市が全市的に取り組むべき課題であり、奨学生が将来様々な人権問題に取り組んでくれる人材となるような制度としていくことが必要です。

さらに、厳しい部落差別によって、文字をはじめとする活字文化や文化的な生活を送れなかった人たちにとっては、隣保館・教育集会所が文字や生活を取り戻す活動の場であり、様々な教養文化を高めることができるものとして期待を寄せられています。今後も引き続き隣保館・教育集会所での学習講座や文化教室、識字学級など、地域の実情に沿った、だれもが生きがいを持てる機会をつくる取組みが必要です。

【今後の取組み】

① 就学前教育の推進（保育幼稚園課、学校教育課）

就学前保育・教育の実施には、各年齢の発達段階に応じた子どもの活動や保護者会活動が活発に行える集団が必要なことから、就学前の子どもの集団活動を保障します。また、保育所（園）や幼稚園から小学校へ円滑に移行できるように、保育所（園）・幼稚園と小学校の連携体制を充実します。

さらに、保育所（園）・幼稚園と小学校の連携による研修会の開催など、相互の連携強化を図ります。

② 人権・部落問題学習の推進（保育幼稚園課、学校教育課）

部落差別が現存するという認識のもと、差別を許さない、差別を残さない子どもの育成に努めます。保育所（園）の人権保育の取組みは、地域の実情を踏まえ、一人ひとりの人権が大切にされ子どもの「生きる力」を育み、人権尊重を基盤とした保育実践を展開していきます。

各学校・幼稚園では、人権・同和教育の充実を図るため発達段階を踏まえた系統的な学びを提供し、「伊賀市人権同和教育基本方針」に基づき、授業での実践、差別を許さない仲間づくり、授業公開などを通じて、部落問題学習の取組みを進めます。

③ 基礎学力の向上（学校教育課）

基礎学力の向上を図るために児童・生徒一人ひとりの学力実態の的確な把握や指導方法の改善に努め、個々に応じた指導を行うとともに、保護者等と連携して家庭学習が習慣化するように取り組みます。

また、教職員の指導力向上のための研修会などの提供や積極的な参加の促進により、児童・生徒に基礎・基本の学力の徹底を図ります。

さらに、地域の実情に応じて、生活困窮世帯等における学習支援の推進や、家庭での学習が困難な小中学生を対象に、地域の教育力を活用して地域未来塾を推進し、学習機会の提供に努めます。

④ 進路選択の支援（学校教育課）

進路指導にあたっては、子どもたちが将来の生き方を真剣に考え、自己実現のための能力や態度を身につけられるよう、指導や支援に努めます。特に、子どもたちが正しい労働観や職業観を身につけ、それぞれの能力や適性を十分生かせるよう、継続的な進路指導に努めます。

子どもたちが安心して進路選択できるよう、家庭と連携を密にし、進路等相談窓口を中心に、きめ細かな相談・助言に努めます。また、同和奨学金制度を十分活用できるよう周知徹底を図ります。

⑤ 生涯学習（生涯学習課）

部落差別における被差別の結果による課題として、より文化的な知識習得や経験の場が必要です。地域住民の学習意欲が向上するための関わりが隣保館・教育集会所に求められています。地域住民が学習意欲を高め、豊かな知識や文化が向上する学びの場としての環境づくりと学習機会を充実させる必要があります。また、生涯学習として部落差別をはじめとする個別の人権課題について学べる拠点として、学習資料や学習機会の充実を図ります。

（４）隣保館等の活動の活性化

【課 題】

隣保館は、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターです。主たる事業として、生活上の各種相談や人権課題の解決のため各種事業を総合的に実施していますが、高齢化に伴い、教室に参加する人の利用率が低い状況にある隣保館もあります。一方で、交流の場として、あるいは相談や人権学習の場として、より一層の隣保館活動についての周知が必要です。

児童館では、児童に健全な遊びを提供することにより健康を増進し、情操を豊かにするとともに、保護者会、子ども会等の地域組織活動の育成を図る等、児童の健全育成に関する総合的な事業を行う必要があります。

人間関係の希薄化によるコミュニケーションの不足が要因のひとつと考えられますが、現在の社会環境の大きな変化により、子育てに悩む保護者が増えており、放課後事業の充実、子育て家庭への支援や相談体制の充実を図ることが最も重要な課題です。

地域住民の高齢化、単身世帯の増加や核家族化が進んでいる中で、今後、隣保館、児童館並びに教育集会所では、子育て、教育、地域内のコミュニティづくり、生活上の総合相談事業や部落差別をはじめとする人権課題の解決に向けて、周辺地域も含め、住民ニーズに合った各種事業を実施するなど、保健・福祉や教育等の総合的な拠点として機能強化を図ることが必要です。

【今後の取組み】

① 隣保館（同和課）

隣保館では、依然として部落差別が絶えない中、地域住民が安心して生活が送れるように各種相談事業を継続・充実し、ひとり暮らし高齢者や高齢世帯、障がいのある人などに対し地域福祉事業により住民のニーズに応じたきめ細やかな自立支援が図れるよう連携強化に努めます。

隣保館は、人権啓発の拠点であり、地域住民の主体的な活動ができる拠点です。だれもが集える居場所の提供と周辺地域を交えた地域交流事業なども積極的に行います。

② 児童館（同和課）

児童館については、子どもたちに居場所の提供を行い、放課後における児童の活動の拠点として広く仲間づくりの輪を広げるところであり、他地域の子ども会との交流や隣保館事業との連携を図り、世代間ふれあい交流事業などを推進します。

隣保館等ニーズ調査から、子育ての不安や悩みを持つ保護者が、43.9%います。児

児童館職員は、児童館を利用する児童の様子から、児童の背景に潜む生活課題を見つけ出し、児童を通して保護者とのつながりや信頼を得ながら、課題解決のために適切な支援機関につなぎ、必要な支援サービスが受けられるように取り組みます。

また、保護者同士の交流拠点として、あるいは保護者の学習の場として気軽に集える場の提供を図り、子どもを育てやすい環境づくりを進めます。

③ 教育集会所（同和課、生涯学習課）

教育集会所では、部落差別に対する正しい理解と認識を養うため、教室・講座・講演会等を開催するとともに、地域のニーズや実態に応じた事業を推進します。

また、部落差別の解消（同和問題の解決）に向けて自主的・組織的に活動できるよう、当事者関係団体との連携と、これからの人権啓発のリーダー育成を図るとともに、周辺地域との交流を深めるための事業を実施し、お互いの人権が尊重される人権文化が根付いた地域づくりに努めます。

児童・生徒に対しては、主体的に行動し自己実現できる子ども達の育成をめざして、学力・進路保障の取組みと部落差別に対する認識を深めるための学習会を実施します。

教育集会所では、就学前の子どもから小・中学生、高校生を含めた地域住民の人権・同和教育の活動拠点として重要な役割を果たしており、部落差別の解消（同和問題の解決）に向けた取組みを進めることが必要です。

また、部落差別により学習や教育の機会が保障されなかった人が文字や生活体験を取り戻し、生活文化を高めていく「識字学級」では、取り戻した文字や文化を、生活や就労につなげる「機能的識字」に力を入れ、生活の向上と、貧困や低学力傾向等を生み出す世代間連鎖を断ち切る取組みをします。

④ 住民の自主活動への支援（同和課）

住民一人ひとりが住み慣れた地域で差別や偏見のない、人間らしく心豊かに暮らすことができるようなまちづくりをめざします。そのためには、住民の意志が施策に反映されることが重要であり、地域・団体との連携・協力を図っていくことが必要です。周辺地域を含め住民が主体となり、それぞれの立場で互いに協働し、「まちづくり」を進めていくことが求められていることから、隣保館等を拠点として活動する各種団体等の支援を行います。

⑤ 隣保館等の相談機能の強化（同和課）

部落差別解消推進法に記載された、相談機能の充実を実現するために、具体的な困りごとや悩みごとについて、解決に向けた取組みを継続し、充実、強化させます。その

ために、隣保館職員の能力向上に向けて取り組み、時間がかかっても、困りごとや悩みごとを解消した実績を積み上げ、相談者や利用者からの信頼を重ねる中で、部落差別をはじめとした、人権侵害の相談についても、相談者の権利擁護や回復、加差別者に対しても、粘り強い対話をすることで、部落差別の解消に向けた啓発や教育にも、貢献していきます。

1) 支援方策について

相談者から隣保館に寄せられる生活上の悩みは複合的なものが多く、その問題解決に向け、相談者からの聞き取りを基に支援方針を検討し、職員が相談者に寄り添いながら継続的に自立支援の取組みを実施していきます。

2) 専門性の強化について

隣保館が地域で果たす役割を重視し、目まぐるしく変化する社会情勢と生活困難や差別の実態に対応するため、スキルアップ研修の実施などにより、相談員をはじめ隣保館職員の専門性を強化します。

3) 丸ごと受け止める総合相談について

近年、経済・社会環境の変化により、就労や保育、経済、福祉、住居、家族関係、市民生活における困りごと多様化の一途を辿っています。多くの相談活動の現場で、「自分が何に困っているのかさえわからない」という、複雑な課題を抱えた相談者が相談機関を訪れています。複雑な課題を有する相談者を丸ごと受け止め、課題を整理し、関係機関などと連携しながら一つ一つの課題をともに解決していく「総合相談」の役割がより重要となります。勇気を振り絞って相談への第一歩を踏み出した相談者が、まずは安心して自身の困難を打ち明けることができる環境づくりと、その背景に潜む差別や人権侵害を見逃さない相談活動が求められます。

4) 問題解決ネットワークの活用について

受け止めた相談を、適切な機関と連携して解決するためのネットワークが重要です。行政機関、福祉関連機関、NPOや当事者団体、課題を乗り越えてきた人々によるピアカウンセリングなど、社会資源を動員し、問題解決に向けたネットワークを構築します。

5) アウトリーチ活動

行政機関はもとより、近隣住民や福祉機関、学校、保育所（園）等さまざまなネット

ワークを駆使し、困難の予兆発見とアウトリーチ活動を行うことが重要です。相談活動により築かれたネットワークを活用し、住民に現れる困難の予兆を発見する取組みを重視した相談活動を展開します。

6) 相談員の能力向上について

相談活動の重要性と相談機能の充実が求められる中において、これらを支える現場の相談員の相談を受け止める力の向上とその支援策を充実させることが重要です。傾聴、守秘義務、相談記録の作成などの基本的事項とともに、ネットワークの共有、経験交流などにより、相談員の人材育成を継続的に行う仕組みづくりを行います。

7) 相談機会の充実について

生活様式の変化などから、時間に制約のある相談者や、勇気を出しても相談をためらうような状況の相談者に対しても、誰一人取り残さないために、SNSを活用するなど相談できる機会を充実させることをめざします。対面を避けて相談できるようにすることで、これまで相談しにくかった方々にも相談機会に結び付けるようにします。



隣保館で行われる地区学習会の様子

【SDGsのゴール（目標）】



4 部落差別の現状把握と分析

（1）定期的な市民意識調査の実施

【課 題】

本計画の策定にあたり、部落差別に関する市民意識を把握するため、2020(令和2)年11月27日～12月23日で、無記名によるアンケート回答を郵送により回収する方法で実施された、「人権問題に関する市民意識調査」の結果を活用しました。

今後、計画の推進に際して、取組みの効果測定や評価などに活用するため、定期的な市民意識調査を実施することが必要です。

【今後の取組み】（同和課）

計画の見直しに際しては、分野ごとに部落差別に関する市民の意識の変化などを把握し、部落差別を解消するための啓発・教育事業の評価などに活用するため、意識調査を実施します。

（2）被差別部落住民の生活実態の把握

【課 題】

本計画の策定にあたって、前回調査では、被差別部落住民に対する生活実態調査を実施していましたが、部落差別解消推進法に明記された相談体制の充実と、部落差別の実態に係る調査から、隣保館等利用者のニーズ調査を実施し、総合的な相談業務を充実させることと、協力していただける方には、部落差別の実態についてのヒアリング調査を実施し、部落差別がある限り、継続した取組みが必要であり、今後は部落差別を解消するための啓発や教育に力を入れて取り組む必要があることが、改めて示された結果となりました。

ヒアリング調査からも、残念ながら部落差別は根絶されていない現状です。2016（平成28）年に、国の法律が成立した背景に、匿名性の高いインターネット上などでは、被差別部落を晒すような差別行為や、部落差別を助長し、煽るような書き込みや、卑劣な投稿が後を絶たない状況です。

部落差別は、被差別当事者（少数側）が解消すべき問題ではなく、部落差別をする側（多数側）が、自らの考えや振る舞いによって生じさせる問題であると捉え直す必要があります。したがって、同和問題を避けるのではなく、どのような時も部落差別をしない、許さない行動をすることが、部落差別解消への第一歩であるとの認識を広めることが重要です。

【今後の取組み】（同和課）

被差別当事者の声や差別の実態を聞き取るために、定期的な市民意識調査を実施することにより、その調査結果を科学的・統計的に分析し、必要な施策を次期計画に反映します。

隣保館等では、行政手続きや・各種福祉サービスについての支援、子育てから就学・教育全般・進路・就職等の各種相談を行っています。さらに相談しやすい環境づくりに取り組みます。

隣保館等で実施している相談事業の蓄積が、これからは、必要な人に必要な行政・福祉サービスを届ける、届くという、伊賀市全体のセーフティネットのモデルとなると考えます。各種相談を通じて、地域住民のニーズを把握・整理し、施策の展開に活用していきます。



隣保館福祉交流会の様子

（３）差別事象の把握

【課 題】

今回の隣保館等ニーズ調査のヒアリング等から、マイクロアグレッションの体験や、直接部落差別を受けたり、部落差別の現場に遭遇したりするなどの体験をしており、差別への対処方法については、「だれにも相談しなかった」ケースが多い現状です。また、部落差別の事象についても、行政に報告されるケースは極めて少なく、行政が把握した差別事象はまさに氷山の一角で、正確な実態を把握できていないのが現状です。いかに多くの実態を把握できるかが課題となっています。

インターネットによる差別事象は、インターネット掲示板によるものからSNSへと移行しており、また一定期間経過すると自動的に削除されるものもあり、人権侵害の把握が難しくなりつつあります。一方で、2022(令和4)年10月施行の「プロバイダ責任制限法」の改正により、書き込みを行った者を特定するための手続きが簡略化されました。しかし、インターネットを通じた人権侵害への救済制度や罰則については、法制度の実現が望まれます。

動画共有サービスYouTubeは、同和地区の所在地を適示する動画について、サービスを運営するGoogleは、「ヘイトスピーチに関するポリシー（指針）に違反する。」という理由で約200本の動画を削除しました。

【今後の取組み】

部落差別をなくすため、効果的な事業を推進していくためには、実際に被差別部落で起きている差別の現状をできる限り、正確に把握する必要があります。

結婚や就職をはじめ、職場や日常生活等のさまざまな場で部落差別に直面したときに住民が通報や相談を行えるように、行政が地域住民との信頼関係の構築に努め、隣保館をはじめ関係機関とも連携し、相談体制の整備・充実に努めるとともに、多方面にわたり地域における人権相談のネットワーク化を進めます。

また、インターネット上の差別書き込みについては、県や法務局、関係機関と連携・協力して、掲示板管理者等への削除依頼や定期的なモニタリングを行うほか、新たな事例に対応するための調査研究に取り組みます。

5 第4次計画期間中の指標・目標値について

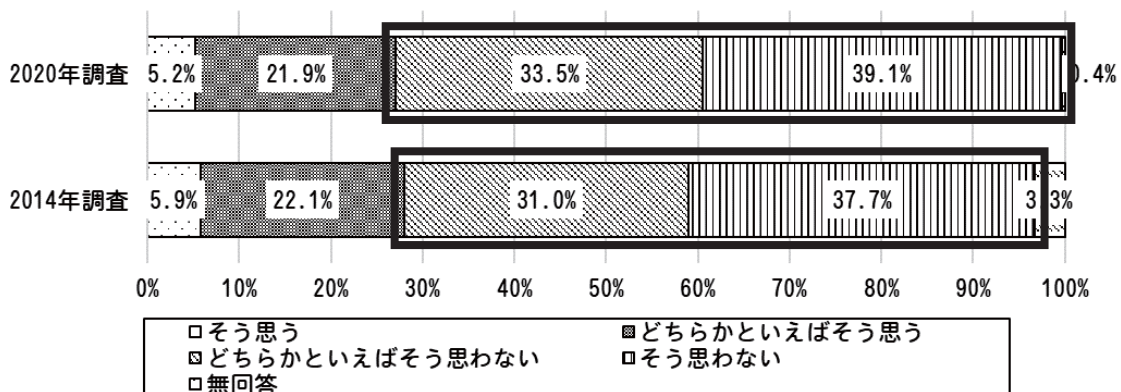
第4次計画の基本目標である「部落差別を解消し、明るく住みよい共生社会の実現」の達成度を客観的に評価するため、「人権問題に関する伊賀市民意識調査」の中から、最重点評価指標を設定し、計画終了時に達成すべき数値目標と、その実現に関連する基本施策を以下に示します。

最重点評価指標

**差別解消への取組みは自分事だと考える
人の割合を増やす**

**達成目標値
100%**

＜問＞ 部落差別はいけないことだが、私とは関係のない話である



（出典：人権問題に関する伊賀市民意識調査 2020年度）

「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」を合わせた結果が72.6%と7割以上になっています。この5年間大きな変化が見られなかった結果から、本計画期間は、「差別を解消するのは被差別当事者ではなく、差別に無関心な人も含めて、差別する側（加差別側＝マジョリティ側の差別をなくすという意識の変革）が差別をなくす当事者になる」ということを社会通念にする必要があります。

市民全員に差別解消の主体者としての意識を持ってもらうことが本計画のねらいであるため、この設問の場合、「そう思わない」または「どちらかといえばそう思わない」と答える人が100%となることを達成目標にします。

目標達成に向けて

本計画の基本施策「部落差別解消のための啓発・教育の推進」を通じて、市民全員に差別をなくす当事者としての自覚を促す機会を提供します。

第5章 計画の推進



隣保館で開催される人権イベントの様子

1 計画の推進体制

① 庁内推進体制

(1) 推進会議

この計画の施策の推進にあたっては、「同和施策推進会議」を活用し、施策の進捗状況の把握と評価を行うなど、計画的な推進に努めます。

(2) 作業部会

推進計画の進捗状況を鑑みて、必要に応じ、庁内に作業部会を置き生活課題等の解決に向けた考察を行います。

(3) 隣保館・教育集会所・児童館

部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくしていくため、隣保館・教育集会所・児童館が最も地域の身近なワンストップ相談窓口として機能を果たせるよう充実させていきます。

② 伊賀市同和施策審議会による評価

施策の進捗状況については、「伊賀市同和施策審議会」に毎年報告し、実施状況の評価や今後の施策のあり方についての意見を求めます。

③ 関係機関・団体との連携

人権啓発や人権相談、人材育成に取り組んできた市内の人権同和教育研究団体や部落解放団体、人権学習企業等連絡会、人権擁護委員協議会等の各種関係機関と今後も連携を図り、部落差別の解消（同和問題の解決）に向けて取り組みます。

④ 国・県との連携

同和問題の早期解決を図るため、一般施策で効率的、効果的に実施できるものについて、法的措置や行財政的措置を講じられるよう、国や県と連携して取り組みます。

三重県との連携について

部落差別の撤廃に向け、包括的な差別禁止法と効果的な人権侵害被害者救済制度の確立を国に求めることが重要です。インターネット上での差別や誹謗中傷等の行為が後を絶たないことから、差別に関するモニタリングや法務局への削除要請また、差別解消に向けた法制度の強化、改正の要請など、伊賀市単独ではなく全市町で取り組むべき課題などについて、国や県と連携して進めます。

資料編

1 同和問題とは

(1) 同和問題とは

同和問題は、現在では部落差別と同義とされています。法務省・文部科学省の「人権教育・啓発白書」（令和3年版）では、「部落差別は、日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、同和地区と呼ばれる地域の出身者であることなどを理由に結婚を反対されたり、就職などの日常生活の上で差別を受けたりなどしている、我が国固有の人権問題である」と定義されています。

戦後、日本国憲法が制定され、全ての国民に基本的人権の享有が保障されるようになり、社会の近代化、めざましい経済の発展を遂げましたが、部落差別の抜本的解決をはかる総合的な行政施策は実施されず部分的な改善事業にとどまっていたため、被差別部落住民は依然として、差別に苦しみ、その結果貧困状態は解消されてきませんでした。

(2) 同和行政の経過

①同和行政とは

部落差別の解消を目的として実施される行政のことであり、部落差別解消行政、部落解放行政などと呼ばれることもあります。同対審答申は「過渡的な特殊行政でもなければ、行政外の行政でもありません。部落差別が現存する限りこの行政は積極的に推進されなければならない。」としています。また1996（平成8）年の「地域改善対策協議会」意見具申は、「同対審答申は、『部落差別が現存する限りこの行政は積極的に推進されなければならない』と、特別対策の終了、すなわち一般対策への移行が、部落差別の早期解決をめざす取組みの放棄を意味するものではないことは言うまでもない」と指摘しています。

②国の取組み

戦後の部落解放の取組みは、1951（昭和26）年のオールロマンズ事件を契機に部落解放全国委員会（部落解放同盟の前身）や地方自治体、労働団体などによる同和対策を国策として行うべきであるとの運動が始まりました。そして、これらの団体により、1958（昭和33）年1月に部落解放国策樹立要請全国代表者会議が開催され、これを受け同年10月に同和問題閣僚懇談会が内閣に設置されました。また、1959（昭和34）年5月に国の基本方針として同和対策要綱が発表されました。

1960（昭和35）年8月13日、政府において初めて同和問題（部落差別）を本格的に調査審議する機関を設置する法律として、同和対策審議会設置法が制定され、1961（昭和36）年12月に同

和対策審議会が発足しました。この同和対策審議会に対して「同和地区（被差別地区）に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」についての諮問がなされ、1965（昭和40）年8月に同対審答申として提出されました。その中で、特に同和問題の早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題であることが明確に位置づけられ、以後、この答申は同和行政の基本的指針たる役割を果たしてきました。

1969（昭和44）年7月には、被差別部落における経済力の培養、住民の生活の安定及び福祉の向上等に寄与することを目的とする同対法が公布・施行され、国及び地方公共団体が同和対策事業を実施する上で必要な予算措置を講ずるよう定められました。10か年の時限立法でスタートした同対法は、3か年の延長の後、1982（昭和57）年3月31日をもって失効したことに伴い、法律の施行13年間にわたる成果を踏まえつつ、なお残された課題を解決するため、新しく1982（昭和57）年4月に地対法が5年間の時限立法として公布・施行され、地域改善対策事業として引き継がれ同時期に、地域改善対策協議会が設置されました。

さらに、地対法が1987（昭和62）年3月をもって失効したことに伴い、過去18年間の成果と反省の上に立って見直した結果、未だ残事業があることから、真に必要な事業に限って地対財特法が1987（昭和62）年4月から1992（平成4）年3月までの5か年の最終時限立法として制定されました。

しかし、地対財特法は、1992（平成4）年度以降の住宅地区改良事業、土地改良事業等の事業量が相当見込まれることと、就労対策、産業の振興並びに教育・啓発等の事業を今後も続けていく必要があることから、5年間の延長が図られました。

地域改善対策協議会においては、1996（平成8）年、地対財特法の期限後の方策に関し、「特別対策については、事業の緊急性等に応じて講じられるものであり、従来の対策を漫然と継続していたのでは同和問題の早期解決に至ることは困難である。これまでの特別対策については、おおむねその目的を達成できる状況になったことから、現行法の期限である1997（平成9）3月末をもって終了することとし、教育、就労、産業等のなお残された課題については、その解決のため、工夫を一般対策に加えつつ対応するという基本姿勢に立つべきである。」とし、国の同対審答申は、「部落差別が現存する限り同和行政は積極的に推進されなければならない。」と指摘したうえで、「特別対策の終了、すなわち一般対策への移行が、同和問題の早期解決をめざす取組みの放棄を意味するものではない。」旨の意見が示されました。

こうした提言に基づき、国においては、一般対策への円滑な移行を前提に、特別対策は1997（平成9）年3月末をもって終了することを基本としつつ、経過的に従来の45事業から住宅地区改良事業や道路事業などの物的事業、高等学校等進学奨励費補助事業などの15事業に限定し、現行法を2001（平成13）年度までの5年間延長することの法律の一部改正が行われました。そして「特別対策の法令上の根拠がなくなることにより、2002（平成14）年度以降は、施策二ーズに対しては、他の地域と同様に、所要の一般対策によって対応すること」とし、さらに地方公共団体に対し「地対財特法の有効期限到来という同和行政の大きな転換期にあたり、地方単独事業のさ

らなる見直しが強く望まれる。」とされました。

国際連合の動きとして、人権の世紀と言われる21世紀に向けて、1990年代の「人権教育のための国連10年」などの国際的な人権尊重の取組みの中で、2001（平成13）年3月、国際連合の人種差別の撤廃に関する委員会は、日本に対し、被差別部落の住民を含め、差別からの保護ならびに市民的、政治的、経済的、社会的及び文化的権利の完全な享受を確保するよう勧告しました。

国においては、地域改善対策協議会意見具申を踏まえて1997（平成9）年3月に人権擁護施策推進法が施行され、同法に基づき法務省に設置された人権擁護推進審議会において、1999（平成11）年7月に、人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項の答申が提出されました。その趣旨を踏まえ、2000（平成12）年12月に、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国や地方公共団体、国民の責務を明らかにした人権教育及び人権啓発の推進に関する法律が制定されました。第1条の目的では、「人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。」と部落差別（社会的身分・門地）の解消について取り組む法的根拠が明記されました。また、地方公共団体の責務として、「基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。」とされています。国は、この法律に基づき、2002（平成14）年3月には人権教育・啓発に関する基本計画が策定され、毎年国会にその成果を報告しています。

しかしながら、全国水平社創立から100年、同対審答申から50年以上が経過してもなお、部落差別が根強く存在しており、情報化の進展に伴って、インターネット上での新たな部落差別に関する事象が生じています。この現状を踏まえ、部落差別は許されないものであるとの認識のもと、部落差別解消推進法が成立し、この法律では公式に部落差別の現実が認知され、相談体制の充実や教育・啓発の実施、部落差別の実態に係る調査の実施が明記されています。

法律を踏まえ、総務省では、インターネット上への被差別部落所在地情報の適示について、通信関連業界4団体の代表メンバーからなる違法情報等対応連絡会において「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項の解説」の改訂を行い、モデル条項の当該条文の解説部分に、部落差別に関する解説を加えました。法務省は、全国の法務局に対し、被差別部落の所在地情報の適示事案を立件し、違法情報として対応するよう求める依命通知を出しました。

また、世界では、2015（平成27）年の国連持続可能な開発サミットにおいて持続可能な開発目標（SDGs）が掲げられました。これは世界共通の17のゴール（目標）、目標ごとの169のターゲットから構成されています。

③県の実施

1969（昭和44）年以降、同対法・地対法・地対財特法が制定されたことに伴い、特別対策として同和対策事業に取り組んできました。

1992（平成4）年に、県は、市町村に対して、事業量調査を実施し、残事業として認めた事業（認定残事業）について三重県同和対策総合計画を策定し、2000（平成12）年度末までにすべてを完了することとしていましたが、2001（平成13）年度まで延長されました。

国の特別対策から一般対策への移行の流れの中で、2001（平成13）年6月22日に開催された第2回三重県議会定例会生活振興常任委員会において「同和対策事業の成果と課題について」が提出されましたが、その中で「特別対策は平成13年度末で終了し、同和問題の解決に向けた今後の取り組みは、人権にかかわるあらゆる問題の解決につなげていくという、広がりを持った取り組みとして、部落差別が存在するかぎり、一般対策として積極的に実施していく。」、「一般対策として、県は基本的人権の尊重という目標をしっかりと見据え、一部に立ち遅れのあることも視野に入れながら、部落差別が存在するかぎり、真摯に施策を実施していくことが必要である。特に教育・啓発は、今までの取り組みの課題等を念頭に置きながら、啓発手法を見直し、従来にも増して積極的に推進していく。」としています。

2002（平成14）年度からは、16事業の経過的措置事業及びそれぞれの課題解決のための一般対策事業により取り組み、2003（平成15）年度からは、各部局が定期的な調整連絡会議を開催し、総合行政として取り組みを行っています。

人権施策に関しては、1990（平成2）年3月、県議会において人権県宣言が採択され、1996（平成8）年に、知事を本部長とする三重県人権教育のための国連10年推進本部が設置され、1997（平成9）年には、人権が尊重される三重をつくる条例が制定されるとともに、県の人権に関する重要施策などについて審議する三重県人権施策審議会が設置されました。この審議会の意見や国内外の動向を踏まえ、2015（平成27）年12月には三重県人権施策基本方針（第2次改定）が策定され、その行動計画として、2016（平成28）年に、人権が尊重される三重をつくる行動プラン（第3次）が策定されました。

また三重県教育委員会では、1999（平成11）年2月に策定した三重県人権教育基本方針に基づき、県全体の人権教育の総合的推進を図ってきました。

2013（平成25）年度実施の人権問題に関する教職員意識調査の結果及び三重県人権施策基本方針（第2次改定）の内容等を踏まえて、2017（平成29）年3月に三重県人権教育基本方針を改定しました。

さらに、2019（令和元）年度には、今後の人権行政を推進していくための基礎資料とするため、人権問題に関する三重県民意識調査を実施し、過去に実施した県民意識調査結果との比較検討を実施し、意識の変化を把握した上で、調査結果の改善に向けた啓発事業が展開されています。

三重県議会では、2020（令和2）年5月に、さまざまな差別の解消に向け、既存の条例との整合性を図りながら、新たな条例制定も視野に入れ、調査及び検討を行うことを目的として、「差別解消

を目指す条例検討調査特別委員会」が設置され、度重なる同委員会での開催や参考人招致が実施され、2022（令和4）年5月19日の本会議において、全会一致で「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」（以下、「県人権条例」という。）が制定されました。

この条例は、不当な差別その他の人権問題の解消を推進し、人権が尊重される社会の実現を図ることを目的としています。条文には、差別の定義が明記されており、部落差別を含むあらゆる差別の禁止についても明記されています。

④本市の取り組み

本市は、2004（平成16）年11月に上野市、伊賀町、島ヶ原村、阿山町、大山田村、青山町の6市町村の合併により誕生しました。合併前の市町村では、部落差別を行政の最重要課題として位置づけ、住環境整備の改善等の諸事業を実施し、ハード面においては周辺地域も含め改善され、一定の成果を上げてきました。また、人権都市宣言・市人権条例を制定し、差別の撤廃に向けて取り組んできましたが、部落差別は依然として解決されず、差別事象が発生しており、市民の差別意識の解消においても課題を残しています。

伊賀市として合併すると同時に、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくし、人権が尊重される明るく住みよい社会を実現するため、市人権条例を制定するとともに、2005（平成17）年9月には、部落差別の解決を図るために必要な施策を調査及び審議するため、伊賀市同和施策審議会条例を制定しました。

また、市の人権に関する施策等については、伊賀市人権政策審議会を設置し、この審議会の提言を踏まえ、2005（平成17）年9月26日には、「住み良さが実感できる自立と共生のまち」の実現をめざし、人権都市宣言を行いました。2007（平成19）年には人権・同和教育を総合的かつ効果的に推進するため、伊賀市人権同和教育基本方針（2014（平成26）年に一部改定）を策定しました。

2017（平成29）年には第3次伊賀市人権施策総合計画を策定し、部落差別をはじめあらゆる差別撤廃に向けて取り組んできました。

2 第3次計画における取組み

第3次計画に掲げた施策の推進にあたっては、基本理念と基本目標に示した「同和問題の解決は、国の責務であり、同時に国民的課題であり、部落差別が現存する限り、同和行政は積極的に推進されなければならない。」とした同対審答申の精神を踏まえ取組みを進めてきました。さらに、部落差別解消推進法に記述された観点からも、相談事業を中心とした、隣保館・隣保事業の効果的な推進を図り、「同和地区住民の真の自立を支援する。」、「市民の差別意識を払拭し、差別を許さない人権意識の高揚を図る。」、「同和問題にかかわる現状を定期的に把握し、取組みの効果測定と施策確立の指針とする。」、「旧市町村の歴史性や多様性を確保していく。」ことを基本的視点として掲げ、同和問題の解決に向け取組みを進めてきました。

2018（平成30）年度から2023（令和5）年度までの6年間における本市の同和行政における各種施策の取組みについては、第1次計画・第2次計画に引続き、「人権意識の高揚及び人権擁護体制の確立」、「同和地区の住環境の改善」、「同和地区住民の生活の安定と自立支援」、「同和問題の現状把握と分析」、「現行の同和関連施策の対応」からなり、これまで示されてきた課題と、その課題解決に向けた取組み方針により、事業実施担当課において個々の課題・取組み方針に適応した施策・事業の抽出を行い、取組みを進めました。

この取組みを踏まえて、事業実施担当課による一次評価、同和施策推進会議による二次評価を経て取りまとめました。施策分野1～3の取組みについては次のとおりです。

1） 人権意識の高揚及び人権擁護体制の確立

① 人権啓発及び同和教育の推進

部落差別に対する正しい理解の促進を図る取組みを進めるにあたって、「差別は自然になくなるのではない。」との正しい理解と認識を持ち、次の世代に差別を残さないよう、市民に対する啓発に努めました。また、多くの市民が学習機会に参加できるよう広報活動に努め、同和問題を自分の問題として捉えられるよう、内容や手法などの工夫に努めました。

人権尊重の理念の普及を図る取組みについては、日々の生活の中で人権を尊重し実践していく「人権文化」を創造できるよう、市人権条例をはじめ、部落差別解消推進法、県人権条例などの人権に関する条約や法律、条例、宣言等の周知を図るため、市民への情報提供について、あらゆる機会を通じて発信するよう努めました。保育所（園）においては、すべての子どもたちの人権が尊重され、健やかに成長することができるよう、部落差別をはじめとするあらゆる差別に負けない仲間づくりをめざし、人権保育の取組みを進めてきました。しかし、保育所（園）によっては取組みにばらつきが見られたため、保育内容のスキルアップ研修を行い、職員の能力向上に努めました。

各学校・幼稚園でも、それぞれの特色を生かした人権・同和教育の取組みを伊賀市立学校（園）マニフェストに入れることを必須とし、実践してきました。また、小中学校では人権教育

カリキュラムを作成し、子どもの発達段階を踏まえて系統的な取組みを意識しました。また、教職員研修については、校内・園内での研修を通して、子どもへの見方や捉え方について議論し、子どもにつけたい力について考えました。そして校区内外で行われるさまざまな研修会等へ参加し、自らの立ち位置を問い続けながら、なぜ人権・同和教育が必要なのかということを確認しました。

社会教育現場における人権・同和教育の推進に向けて、人権同和教育推進団体と連携し、「差別の現実から深く学ぶ」ことを基底に、地域の実情に応じた取組みを展開しました。

住民自治協議会や自治会（区）単位で人権問題地区別懇談会が積極的に行われてきたことにより、市内各地域における反差別の住民意識の高揚が図られました。

社会意識の形成において大きな影響力を持つ企業・事業所については、人権の取組みに対する企業間の温度差を解消するため、社内人権研修を推進し、人権教育・啓発の必要性を認識するための企業啓発を行いました。また、企業連絡会等の組織化を図るよう支援や働きかけを進め、2015(平成27)年11月、伊賀市人権学習等企業連絡会が設立されました。（2023（令和5）年5月1日現在86社）

市職員の人権研修については、2021（令和3）年2月に、人権・同和教育に関する伊賀市職員意識・実態調査を実施、同年8月に会計年度任用職員を対象とした同調査を実施し、これらの調査結果を踏まえ、2015（平成27）年6月に策定した伊賀市職員人権・同和教育研修方針を2022（令和4）年3月に改定しました。この改定では、役職別又は在職年数別にステップアップしていく連続性のある研修を引き続き実施することに加え、職種間の人権意識の差が顕著なままであることから、それぞれの職種に合った研修体制の充実を図ることや、フィールドワーク研修を追加するなどし、さらなる職員の人権意識の向上と、行動できる職員の育成をめざすこととしました。この方針に基づく人権研修や地区別懇談会といった住所地で行われる地元行事への参加などを通して、正しい理解・認識を持ち、責務を自覚する研修に継続して取り組んできました。

人材の育成では、人権に取り組む機関が実施している人権大学講座に毎年、市職員を派遣し、部落差別をはじめとするあらゆる人権課題の知識や被差別当事者の思い、そして解決に向けた手法などの習得を図ってきました。これらの修了生が、あらゆる場で協力して人権啓発が実践できるよう、2016(平成28)年に人権啓発活動ネットワークを発足しました。また、隣保館や教育集会所、支所でも連続講座を開催し、地域での人権リーダーの育成に努めてきました。

地域や企業への人権学習における環境整備の一つとして、啓発ビデオや関係図書等の学習教材が必要であるため、計画的に整備を進めてきました。また、啓発資料をはじめ学習教材の提供や貸し出しを増やすため、さまざまな機会を捉えて、啓発資料・学習教材などの情報提供に努めてきました。

② 人権擁護体制の確立

人権を侵害する差別落書きの早期発見と未然防止を図るため同和問題啓発推進マニュアル、差別落書き発生時の対応マニュアルを定め、伊賀市同和問題啓発推進委員会を通じて全職員に周知を図る取組みを進めています。また、差別落書きの早期発見のため、一部の支所では定期的に公共施設の巡回パトロールをするなど警戒にあたっています。この他にも2007（平成19）年2月に6支所管内の集配郵便局と「差別落書きの情報提供に関する覚書」を締結し、差別落書きへの迅速な対応ができるよう取り組んでいます。

情報機器等が急速に普及する中、インターネット上のSNSや掲示板などへの差別書き込み等が社会問題になっています。こうした問題に対応するため、定期的にモニタリングを行い差別書き込みの的確な実態把握に努め、掲示板等の管理者等へ削除を依頼し、差別の助長、拡散の防止に努めています。

人権相談については、法務局並びに人権擁護委員との連携により、全市において開設しており、相談内容により、適切な機関と連携するなど問題解決に努めました。しかし、全体的に相談件数は少なく、さまざまな機会を捉えて相談事業の周知に努め、相談しやすい場の雰囲気づくりに努めています。

司法書士・元弁護士らによる大量の戸籍等が不正に取得される事件が2005（平成17）年、2007（平成19）年、2011（平成23）年、2021（令和3）年に発覚しており、市内でも合わせて15件の戸籍等が不正に取得されていたことが判明しました。

その対策として、市では戸籍等の不正取得事件の再発を防止するため、2012（平成24）年11月から不正請求及び不正取得による個人の権利侵害の抑止及び防止を図ることを目的に、伊賀市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱を施行し、交付事実を本人に通知する取組みを行っています。（第3次計画期間中に、登録の更新手続きを無くす改定を実現しました。）

2） 被差別部落の住環境の改善

道路整備等については、これまでの同和対策事業の中で地域内や周辺地域の道路について整備を進め、地対財特法失効後は一般対策事業として整備に努めました。同和対策事業により建設された施設等については、適切な維持管理に努め、事業残地となっている市有地についても周辺環境を良好な状態に保つため、環境整備に努めました。

住宅・住環境の整備等については、2013（平成25）年3月に策定した伊賀市住生活基本計画及び伊賀市公営住宅等長寿命化計画に基づき、既存市営住宅の改善・修繕を進め、安全性や耐久性、居住環境の整備に取り組みしました。

地域の防災対策については、伊賀市地域防災計画に基づき、避難行動のあり方や地域における安否確認等の体制づくりの支援を行いました。特に避難行動に支援が必要となる市民が災害発生時に円滑に避難できるよう、避難行動要支援者避難行動支援プランに基づき、避難行動要支援者

名簿の整備並びに個別避難計画の策定体制の構築に取り組み、地域の実情に応じた避難体制の整備に努めました。

地域の防犯対策については、犯罪を未然に防ぎ、安全で安心なまちづくりを推進するため、伊賀市防犯協会と連携を図り、振り込め詐欺や悪徳商法などの手口に対して、被害防止の啓発に努めました。

3) 被差別部落住民の生活の安定と自立支援

①保健・福祉の充実

ア. 子育て支援の充実

子育てに関する不安や悩みを持つ保護者に対し、日常的に相談できる体制として、家庭児童相談員、母子・父子自立支援員、民生委員・児童委員、学校、保育所（園）、こども発達支援センター、保健センター等の保健師・栄養士、児童館、隣保館等と連携しながら、家庭の問題や子どもの育児に関する不安や悩みの相談、子どもの発達相談、栄養相談、生活支援の相談などの事業充実に努めました。

子育てに関する様々な情報の充実のため、子育て（包括）支援センターや保健センターをはじめ、児童館、隣保館等での情報提供を行い、併せて、広報紙やケーブルテレビで情報を発信しました。また、保健センター等で妊娠期の母子手帳の交付を行う際や、出生届、訪問実施時などに妊娠・出産・育児・子育てに関する情報提供に努めました。

ひとり親世帯への総合的な子育て支援として、ハローワーク伊賀との連携による雇用・就労支援を行いました。また、経済的支援については、各種福祉制度を利用することで、経済的負担の軽減を図り、安定した生活が送れるように支援し、家庭での悩みや子育て・発達に関する悩み、経済的な悩みや就労の悩みなどの各種相談に取り組みました。

子どもの基本的な生活習慣の乱れについては、生涯にわたる健康の保持・増進の基礎となる子どもの頃からの食生活をはじめ睡眠や運動等の生活習慣によるところが大きく影響しています。そのため、1歳6ヶ月・3歳児の幼児健診での健康指導や乳幼児の健康相談を実施することで健康に対する意識を高めました。特に、子どもの食生活の中で欠食することのないように、保護者へ「保育所（園）だより」などで食の大切さを伝え、参観などの機会を利用して栄養や食の安全などの食育指導や試食会を行うとともに、「早寝、早起き、朝ごはん」の啓発に努めました。

保育において、将来を担う子どもの育ちを保障し、日々の保育実践の中で人権感覚を磨きながら保育を行うための取組みとして、人権保育を実践する中で保育士や保護者の研修会、保護者交流会、推進交流会を実施し人権感覚を高めるための学習機会を持ちました。また、保育士一人ひとりが、差別の現実を学び保育実践に反映していくため、研修会に積極的に参加し自己研鑽に努めました。

イ. 高齢者施策の充実

高齢者が住み慣れた地域の中で、いきいきと自立した生活を送ることができるよう、日常生活における介護予防、仲間づくり、生きがいつくりなどの各種教室・講座を隣保館事業として開催し、生活習慣病の予防や介護予防に取り組みました。また、生活改善に繋げる機会として保健センター、隣保館と連携し出前講座（健康教育・健康相談）を実施しました。

要支援・要介護状態になるリスクの高い高齢者らを対象に介護予防教室を開催し、介護予防の推進を図りました。

支援や介護が必要となり、介護保険サービスや保健福祉サービスが必要となった時に、住み慣れた地域の中で、安心して暮らしていくために必要なサービスを受けられるよう、情報提供に努めました。

入退院や転院、在宅医療に向けた相談、医療費の支払に関する相談、介護保険サービス、保健福祉サービス、医療費助成制度など相談や支援が多岐にわたることから、各医療機関をはじめ介護施設、介護保険事業所などとの連携を図りながら、患者や家族のニーズに沿った支援に取り組みました。

ウ. 障がい者施策の充実

障がいのある人が住み慣れた地域において生活を継続できるように、隣保館で、障がいのある人の悩みや生活相談、あるいは昼間の居場所づくりなど、相談・見守り支援を行い、いつでも相談できる体制づくりに努めています。また、生活相談員による家庭訪問や見守りにより各世帯の状況把握に努め、心身のサポートを行っています。相談内容に応じて関係部署・専門機関等と連携し、自立した生活が送れるように努めました。

障がいのある人が利用しやすいように、隣保館施設については既にバリアフリーとなっていますが、他の公共施設においても周辺環境のバリアフリー化を進める必要があります。また、ユニバーサルデザインを取り入れ、すべての人が快適に利用できるように検討しています。

エ. その他、福祉施策の充実

2016（平成28）年4月に策定した第3次伊賀市地域福祉計画では、住民自治協議会・自治会（区）等が地域を支える取組みの中心的な役割を担うとしています。このことから、地域福祉計画の理念や施策が地域課題の解決に繋がるよう、地域と連携して取組みを進めるため、住民自治協議会等の活動支援に努めました。

権利擁護については、成年後見制度の普及を目的とした福祉後見人養成講座を開催しました。また、認知症の方や精神に障がいのある人などに代わって福祉サービスの利用援助、日常の金銭管理、書類の預かり等を行う日常生活自立支援事業について取組みを進め、低所得者の方が利用しやすいように利用料金を助成するなどの対策を行い、事業の普及に努めました。

②産業の振興

中小企業者の経営安定を図ることを目的に、県の小規模事業資金利用者へ保証料相当額の補助を行いました。また、商工会議所及び商工会が実施する中小企業相談業務にかかる経費の一部を負担し支援をしました。

各集落の営農組織や生産組合等が持続性の高い水田農業を行うために農業用機械器具等を導入する場合には、農業用機械器具補助を行い、集落営農の推進に努めました。

また、農業者戸別所得補償制度の一環として、担い手が規模拡大加算を活用して、農地の面的集積による経営規模の拡大を図るように支援しました。

国の施策である「人・農地プラン」及び農地中間管理事業について、各支所単位での開催をはじめとして、説明会を実施しました。

また、中山間部における耕作放棄地の増加により、農地の荒廃が危惧されています。そのため、耕作放棄地の発生を防止し、中山間地域等の営農を安定的に継続していけるように中山間直接支払交付金制度を活用して支援しました。

このほかにも、鳥獣害の被害防止を行う地域に対して、集落研修会を行い、その後、侵入防止柵の設置をはじめとする「地域ぐるみでの鳥獣害対策」に取り組みました。

③ 就労の安定

就職差別の撤廃と公平・公正採用の徹底を図るため、ハローワーク伊賀と三重県、伊賀市が連携し、市内各企業・事業所へ訪問しました。また、企業・事業所ぐるみで人権問題への取組みを進めるため企業・事業所へ聞き取りを行いました。あわせて、公平・公正な採用の実施についての聞き取り調査に努めました。

就労支援体制として、職業相談員を配置し、各隣保館へ定期的に巡回相談を行い、就労に繋がってきました。また、若年者の就労相談について定期的に広報紙へ掲載し、高齢者についても、職業相談の開催をシルバー人材センターと協力して、各地域で実施し雇用の促進に努めました。

障がい者の就労支援については、伊賀市障がい者相談支援センターにおいて伊賀圏域障がい者就業・生活支援センターと連携し就労支援に努めました。

商工会議所、商工会との連携によるインターンシップの受け入れ事業所の拡充を図るため、伊賀地域高等学校インターンシップ推進協議会を開催し、より多くの業種で職業体験ができるように取り組みました。

④ 教育・文化の向上

小学校入学時に学校生活や学習活動にスムーズに入っていけるよう、各小学校と保育所（園）での生活の流れや保育をより理解してもらうために、一人ひとりの子どもたちの姿を直接見て把握し、就学する前の早い段階で、発達が気になる子どもにあった支援方法を見つけ、適切に就学につなぐなどの切れ目のない支援を行いました。また、児童保育要録などを利用して、より詳細な

引き継ぎをしました。各教育集会所や児童館、隣保館では、子どもの育ちは連続しているということから、保幼小中高連絡会などを通じて子どもたちの情報や学習の様子などを共有し、子どもたちの学力や進路が保障されるよう、連携に努めました。

差別に負けない、差別を許さない子どもの育成をめざし、教育集会所や児童館、隣保館では地区学習会や各種教室・講座などの事業を進めました。誰もが住みやすい、差別のない地域をつくろうと活動してきた人との出会いや仲間との活動を通して、部落問題やその解決について考え、子どもたちが部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくす、許さない当事者となるよう、取り組みを進めました。

また、市内教育集会所で活動する児童・生徒が、差別をゆるさない仲間として地域を越えてつながり支えあうことで、将来的に人権教育・啓発リーダーとして共に活動できることをめざして、市内教育集会所交流会を開催しました。交流会では、それぞれの差別をなくす活動や悩みについて、また差別撤廃に向けた思いなどを学び合うことができました。

さらに、部落差別をなくすために活動する高校生や青年たちが、全国高校生・青年集会などに参加し、反差別の活動や、差別解消への思いなどの実践を学ぶ中で、同じ思いを持った高校生や青年たちとの交流を図り、反差別の仲間の輪を広げました。

文部科学省は「人権教育・啓発に関する基本計画（2002（平成14）年3月閣議決定）」の具体化として、2003（平成15）年度に人権教育の指導方法等に関する調査研究会議を設置し、国としての人権教育指針ともいうべき「人権教育の指導方法等の在り方について〔第3次とりまとめ〕」を、2008（平成20）年に公表し、全国の都道府県・政令都市・市町村教育委員会及び各学校に対し、人権教育の積極的な推進を提起しました。また、その中で、「人権教育は、すべての教育の基本であり、各学校において教育活動全体を通じて創意工夫して取り組まなければならない」と提起し、「人権尊重の精神に立つ学校づくり」を提唱しています。このことは、人権教育を特別な教育、限られた一部の学校・地域で行われる教育活動という受け止め方や風潮を排し、人権教育はすべての学校の課題であり、教育の根幹と位置づけたことになり、各学校で積極的な人権教育を推進していく上で、その意味は非常に大きいといえます。

さらに、部落差別解消推進法の第5条では「国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行う」とし、部落差別の解消に向けて、教育・啓発の必要性が明記されました。

三重県では、教育を取り巻く情勢の変化に対応できるよう、三重県人権教育基本方針が2017（平成29）年3月に再改定され、2018（平成30）年3月、指導上の観点や取組みのポイントを具体的に記載した人権教育ガイドラインが策定されました。

伊賀市内の各学校・幼稚園においては、伊賀市人権同和教育基本方針に基づいた研究課題に沿った研究テーマを設定し、なかまづくり、授業実践、公開授業、地区別懇談会等に取り組んできました。子どもたち一人ひとりに確かな学力を保障し、人権感覚の育成を図り、未来を保障するキャリア教育の実践に努めました。

各学校で部落問題学習の中で学んできたことで、これまでの経験の交流を通して、差別を許さ

ないなかまとしてのつながりや差別をなくす主体者となることをめざし、部落問題を考える小学生の集いや部落問題を考える中学生の集いを開催しました。集いに参加した子どもたちの中には、これまでの人権・部落問題学習をもとに新たな学びを重ね、各校での学習の中心となり、義務教育終了後も学び続ける子どももいます。

また、教職員の人権・部落問題学習の実践力や指導力を高めるため、小学校低学年・中学年・高学年、中学校において、人権・同和教育に関わる授業を公開しました。授業後には研究協議を行い、設定した討議の柱に沿いながら、各学校の取組みについて交流を行い、教職員全体で研修を深めました。

中学校区内の小学校をはじめ、保育所（園）、関係地域、関係団体を含め、人権・同和教育の研究推進について、互いの理解を深め、情報の共有を図るため、人権・同和教育推進連絡協議会の各種部会等の活動に取り組みました。

基礎学力の向上を図るため、全国学力・学習状況調査や標準学力検査等の結果を分析し、一人ひとりの学習課題を明らかにし、個々に応じた指導を工夫しました。教師の指導力向上のための研修会や公開研究会、教育研究センター研修講座などを行い、また、家庭学習が習慣化できるように「家庭学習のすすめ」の冊子を作成し、学力向上に取り組みました。

小学校では、様々な活動をキャリア教育の視点でつなぎ、体系的な教育活動として、丁寧に設定し、取組みを進めてきました。その中で、自分の責任を果たすことや夢に向かって努力することの大切さなどを学ぶ取組みを行いました。中学校では、職場体験活動を核にしながら、ライフスキル学習なども取り入れ、計画的、系統的なキャリア教育に取り組みました。その結果、子どもたちが自分の生き方を見つめ直したり、目標を明確にしたりすることができ、学習意欲の向上に繋がりました。

教育格差の是正による部落差別の解消をめざすとともに、部落問題の解決に向け主体的に活動できる人材を育成するため、経済的理由により就学の困難な同和地区の生徒及び学生に対し同和奨学金の支給を実施しました。選考基準については、それまでの所得額での基準では様々な経済実態を考慮することができないことから、2016（平成28）年度に世帯構成等を反映して計算されている市民税所得割額に変更し、所得と家族の状況をより実態に則して判断することとしました。また、2020（令和2）年度については、新型コロナウイルス感染症対策として、令和2年上半期の家計が急減した世帯も対象とし、かつ奨学金支給額も増額しました。また、同和奨学金の持つ意味、目的の理解を深める取組みとして、奨学金支給式を開催し、奨学生、保護者、学校関係者、地区関係者が出席する講演会や学習会を行いました。

隣保館・教育集会所では、厳しい部落差別によって「文字」を奪われ、活字文化に触れた当たり前の生活が送れなかった人々が、「文字」を取り戻し、生活や教養文化を高めるために、識字教室を開設しています。「文字」を取り戻す活動は、部落差別撤廃に向けた取組みの根幹として、学校・社会教育現場で広く学ばれています。

また、部落差別をはじめとする個別の人権課題解決に向けて人権同和教育を進める拠点施設と

して、人権大学講座や人権講演会、隣保館・教育集会所事業における各種教室・講座の開催などの学習機会を設け、地域住民及び周辺地域住民の人権意識を高めています。

さらに、隣保館・教育集会所が住民自治協議会や各種団体と連携して、講演会やフォーラム、人権コンサート、文化祭、夏祭り、敬老の集いなど、さまざまなイベントを開催しました。地域間の交流における差別をなくす仲間づくりや地域住民の学習ニーズを把握し、誰もが、いつでも学ぶことができる開かれた学習環境づくりに努めました。

⑤ 隣保館等の取組みの活性化

隣保館においては、地域ごとの課題などが異なり地理的要件などから、人口、世帯構成、高齢化率、子どもの数、生活環境、住まいの状況など、課題やニーズが異なっています。そのため、地域住民のニーズに応じたきめ細やかな活動を提供する場として、教養文化・健康づくり・生きがい活動などの教室や講座を開催しました。相談事業については、健康相談をはじめ、就労、生活、住居、育児、子育て、介護、医療など多岐にわたる相談事業を行い、必要に応じて専門機関等へ繋げました。また、地域の個々の人の課題への対応については、孤独死対策や未然に事故を防ぐことを目的として、一人暮らし高齢者世帯や高齢者のみの世帯への定期的な安否確認を行い、健康に不安がある高齢者などへ保健師等が訪問し、健康相談や健康状態の確認を行いました。

また、一部の隣保館では外出支援事業、配食サービス、ミニデイサービスなどの事業を行い地域福祉の向上に努めました。

地域では高齢化が進み、高齢者世帯やひとり暮らし高齢者世帯が増え、世帯の核家族化が進むなか、地域における相互扶助機能が低下しているため、その機能を回復していくための取組みとして、市内に8館ある隣保館の地域の高齢者を対象に、地域間の交流と、同じ地域の住民同士の交流を図る場として、2011（平成23）年度から伊賀市隣保館福祉交流会を開催し、対象地域の高齢者が交流しました。しかし新型コロナウイルス感染防止の観点から、2020（令和2）年度～2022（令和4）年度は中止を余儀なくされました。

児童館については、放課後児童対策事業で、放課後における児童の活動の拠点として、施設・遊具を提供し、遊びや学習の指導に努めました。中には、地域での人権学習を進めるため各種教室等を開催している児童館もあります。また、各種研修会へ参加し、児童館職員としての資質向上を図り、児童の健全な成長と教育・人権を守るため保護者を対象に講習会などを実施し、意識向上に努めました。

国が制定した部落差別解消推進法の第4条に、相談体制の充実が明記され、伊賀市内隣保館等施設においては、様々な困りごと相談から、個別専門性の高い機関へ繋げながら、継続した更なる支援ができるように、第3次計画期間中に努めました。第4次計画を策定するにあたり、総合的に相談事業を充実させるためにも、隣保館・教育集会所・児童館を利用する児童・生徒の保護者、高校生、青年を中心に、ニーズ調査を実施しました。各施設に現状・課題を分析し、利用者

本人や保護者とのつながりや信頼関係といったものを大切にしながら、隣保館が果たす役割について認識を深めました。

3 計画の策定経過

伊賀市同和施策審議会及び伊賀市同和施策推進会議（庁内会議）開催経緯

日 程	項 目	内 容
2022（令和4）年 8月24日	第1回 伊賀市同和施策推進会議	（1）進捗状況事業評価について （2）伊賀市部落差別解消（第4次同和施策） 推進計画策定方針（案）について
2022（令和4）年 9月28日	第1回 伊賀市同和施策審議会	（1）進捗状況事業評価について （2）「伊賀市部落差別解消（第4次同和施策） 推進計画」策定について諮問 （3）伊賀市部落差別解消（第4次同和施策） 推進計画策定方針（案）について
2023（令和5）年 5月25日	第2回 伊賀市同和施策推進会議	伊賀市部落差別解消（第4次同和施策）推進計 画（中間案）の検討
2023（令和5）年 6月29日	第2回 伊賀市同和施策審議会	伊賀市部落差別解消（第4次同和施策）推進 計画（中間案）について
2023（令和5）年 12月20日	第3回 伊賀市同和施策審議会	伊賀市部落差別解消（第4次同和施策）推進 計画（中間案）について
2024（令和6）年 1月17日～ 2月16日	パブリックコメント募集	伊賀市部落差別解消（第4次同和施策）推進計 画（中間案）について意見募集実施
2024（令和6）年 2月22日	第3回 伊賀市同和施策推進会議	伊賀市部落差別解消（第4次同和施策）推進計 画（最終案）の検討
2024（令和6）年 3月18日	第4回 伊賀市同和施策審議会	（1）パブリックコメントについて （2）伊賀市部落差別解消（第4次同和施策） 推進計画（答申案）について
2024（令和6）年 3月19日	答申	伊賀市同和施策審議会より「伊賀市部落差別解 消（第4次同和施策）推進計画」策定について 答申

4 伊賀市同和施策審議会条例

平成17年9月28日 条例第81号

（設置）

第1条 同和問題の解決を図るための必要な施策を調査及び審議するため、伊賀市同和施策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて同和問題の解決を図るために必要な事項について調査及び審議しその結果を報告し、又は意見を具申する。

（組織）

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 関係地区の代表者
- (2) 関係官公署の職員
- (3) 市民からの一般公募による者
- (4) 学識経験者
- (5) その他市長が必要と認める者

3 委員は、それぞれ前項各号に掲げる委員として委嘱又は任命を受けるべき地位を失ったときは、その職を失う。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を代理する。

4 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。

（会議）

第6条 審議会の会議は、会長が必要と認めるとき、又は委員の過半数以上の者から招集の請求があるときに会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（専門部会）

第7条 審議会に、運営の円滑化を図るため、必要に応じて専門部会を置く。

2 専門部会の委員（以下「専門委員」という。）は、会長が委員のうちから任命する。

3 専門部会は必要に応じて会長が招集し、審議会において委任を受けた重要事項を調査及び審議する。

4 専門委員は、重要事項に関する調査及び審議が終了したときは、その任命を解かれたものとする。

（庶務）

第8条 審議会の庶務は、人権生活環境部同和課において処理する。

（補則）

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の議事の手続その他運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

5 伊賀市同和施策審議会委員名簿

委員任期：2023(令和5)年2月1日～2025(令和7)年1月31日まで

項 目	所属等	氏 名
1. 関係地区の代表者	八幡地区代表	松岡 克己 (～R5/3/31) 山中 理恵 (R5/4/1～)
	下郡地区代表	吉田 和男
	寺田地区代表	松村 哲夫
	前川地区代表	林田 一雄
	奥馬野地区代表	川極 岑生
	老川地区代表	藤田 幸一
2. 関係官公署の職員	三重県伊賀地域防災総合事務所所長	藤井 理江 (～R5/3/31) 辻上 浩司 (R5/4/1～)
	伊賀公共職業安定所所長	深田 浩之 (～R5/3/31) 大西 一幸 (R5/4/1～)
3. 学識経験者	伊賀市小中学校校長会代表	峯 晴美 (～R5/3/31) 中川 裕晴 (R5/4/1～)
	反差別・人権研究所みえ代表	◎大谷 徹
4. その他市長が必要と認める者	伊賀市社会福祉協議会代表	福永 悦子
	伊賀市人権同和教育研究協議会代表	○山森 義祥
	伊賀市社会事業協会代表	町野 章学

(敬称略：◎は会長 ○は副会長)

(期間)は、委嘱期間中、選出団体からの変更推薦による。(役職離任・退職、死亡等による)

委員任期：2021(令和3)年2月1日～2023(令和5)年1月31日まで

項 目	所属等	氏 名
1. 関係地区の代表者	八幡地区代表	松岡 克己
	下郡地区代表	吉田 和男
	寺田地区代表	松村 哲夫
	前川地区代表	林田 一雄
	奥馬野地区代表	川極 岑生
	老川地区代表	藤田 幸一
2. 関係官公署の職員	三重県伊賀地域防災総合事務所所長	河 治希 (～R3/3/31) 中嶋 中 (R3/4/1～R4/3/31) 藤井 理江 (R4/4/1～)
	伊賀公共職業安定所所長	結城 真明 (～R3/3/31) 深田 浩之 (R3/4/1～)
3. 市民からの一般公募によるもの	公募委員	福永 富美子
4. 学識経験者	伊賀市小中学校校長会代表	松田 誠 (～R3/3/31) 松田 久司 (R3/4/1～R4/3/31) 峯 晴美 (R4/4/1～)
	反差別・人権研究所みえ代表	◎大谷 徹
5. その他市長が必要と認める者	伊賀市社会福祉協議会代表	福永 悦子
	伊賀市人権同和教育研究協議会代表	奥野 勇 (～R3/5/19) ○山森 義祥 (R3/5/20～)
	伊賀市社会事業協会代表	町野 章学

(敬称略：◎は会長 ○は副会長)

(期間)は、委嘱期間中、選出団体からの変更推薦による。(役職離任・退職、死亡等による)

6 伊賀市同和施策推進会議設置要綱

（設置）

第1条 庁内各部局で実施する施策の調整と適切な事業の推進を図り、もって、本市における同和問題の解決を図るため、伊賀市同和施策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 推進会議は、次の各号に定める事項を所掌するものとする。

- （1）伊賀市における同和问题解決のための、施策推進に伴う計画の策定及び各部局で実施する事業の推進調整と評価に関すること。
- （2）伊賀市同和施策審議会及びその他伊賀市の同和施策の推進に係る諸会議の事務補助に関すること。
- （3）その他、同和施策推進に必要な事項に関すること。

（構成）

第3条 推進会議は、会長、副会長及び別表に掲げる所属から選出された委員で構成する。

2 会長は、人権生活環境部長とし、副会長は、人権生活環境部同和課長とする。

3 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第4条 推進会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 議長は、会長が務める。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聞くことができるものとする。

（作業部会）

第5条 会長は、第2条に定める事項について研究をするため、必要に応じ作業部会を設置することができる。この場合、作業部会の構成員は推進会議の委員から、会長が指名するものとする。

（庶務）

第6条 推進会議の庶務は、人権生活環境部同和課において処理する。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成19年6月14日から施行する。

附 則（平成20年7月31日訓令第42号）

この訓令は、平成20年7月31日から施行し、改正後の別表の規定は、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成21年6月24日訓令第41号）

この訓令は、平成21年6月24日から施行し、改正後の伊賀市同和施策推進会議設置要綱の規定は、平成21年4月1日から適用する。

別表（第3条関係）

デジタル自治推進局、防災危機対策局、総務部、企画振興部、財務部、地域連携部、人権生活環境部、健康福祉部、産業振興部、建設部、消防本部、上野総合市民病院、上下水道部、教育委員会事務局

7 伊賀市における部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃に関する条例

平成16年11月1日

条例第146号

伊賀市は、6市町村（上野市、伊賀町、島ヶ原村、阿山町、大山田村、青山町）の合併により発足したが、旧市町村のすべてがそれぞれ人権宣言、人権条例を制定し、部落差別を中心としたあらゆる差別の撤廃に向けて取り組んできた。

しかし、依然として差別事件・事象が発生している現状を踏まえて、市が市民・企業・団体等と協働して旧市町村からの取り組みを深め、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくし、人権が尊重される明るく住みよい社会を実現するため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。法の下に平等である。」ことを定めた日本国憲法、同和対策審議会答申の精神、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）並びに世界人権宣言を基本理念として、人間の尊厳が侵されることなく、何人も基本的人権が真に保障されるよう部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくし、もって差別のない人権が尊重される、明るく住みよい社会の実現を図るとともに、市民・企業・団体等（以下「市民等」という。）の人権意識の高揚に寄与することを目的とする。

（市の責務）

第2条 市は、前条の目的を達成するため、すべての分野にわたり人権尊重の視野に立った必要な施策を積極的に推進する責務を有する。

（市民等の責務）

第3条 市民等は、相互に基本的人権を尊重し、国、県及び市が実施する部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくすための施策に積極的に参加、協力するよう努めなければならない。

（差別行為等の禁止）

第4条 市民等は、部落差別をはじめとするあらゆる差別行為及び差別事件・事象の発生を助長する行為をしてはならない。

（市の施策）

第5条 市は、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくすため、生活環境の改善、社会福祉の充実、産業の振興、就労の安定、教育・文化の向上及び市民等の人権意識の高揚を図るとともに、人権擁護の社会的環境の醸成等の施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

（啓発活動の充実）

第6条 市は、市民等の人権意識の高揚を図り、差別を許さない世論の形成に寄与するため、きめ細かな啓発活動を行うとともに、人権啓発指導者の育成及び啓発組織の充実に努めるものとする。

（総合計画の策定及び調査等の実施）

第7条 市は、前2条の諸施策を推進するため、総合計画を策定するとともに、定期的又は必要に応じて各種の調査を行うものとする。

（推進体制の充実）

第8条 市は、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくすために施策を効果的に推進するため、国、県及び人権関係機関・団体等との連携を深め、行政組織の整備・充実に努めるものとする。

（審議会）

第9条 市は、部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃及び市民等の人権擁護に関する事項を調査審議する機関として、審議会を置く。

2 審議会の組織及び運営等に関する事項は、市長が別にこれを定める。

（委任）

第10条 この条例の施行に関して必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成16年11月1日から施行する。

8 伊賀市人権尊重都市宣言

すべての人々の人権が尊重され、平和で自由と平等が保障される社会の実現は、私たち一人ひとりの願いであり、全世界共通の願いです。

しかしながら、現実の社会生活においては、依然として人権が侵害されるさまざまな事象が起こるなど、予断と偏見による差別意識がなお根強く存在しています。この問題を解決することは国民的緊急課題であり、私たち市民に課せられた責務であります。

私たちは、人権が確立される地域社会を目指し、市民がともに学びあい、実践し、自らの人権意識を高め、より豊かで確かな人権感覚を身につけ、部落差別をはじめとするあらゆる差別を撤廃し、人権尊重の輪を大きく広げていかなければなりません。

私たちは、日本国憲法及び世界人権宣言の基本理念に基づき、すべての市民の人権が保障される明るく住みよい地域社会を築くため、ここに人権尊重都市「伊賀市」を宣言します。

平成17年9月26日

伊 賀 市

9 差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例

目次

- 第一章 総則（第一条—第十条）
- 第二章 人権施策基本方針（第十一条）
- 第三章 不当な差別その他の人権問題を解消するための体制の整備
 - 第一節 相談体制（第十二条）
 - 第二節 不当な差別に係る紛争の解決を図るための体制（第十三条—第十八条）
- 第四章 不当な差別その他の人権問題を解消するための基本的施策（第十九条—第二十四条）
- 第五章 三重県人権施策審議会（第二十五条）
- 第六章 雑則（第二十六条・第二十七条）
- 附則

全ての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等であり、いかなる事由による不当な差別も受けることなく、個人として尊重され、基本的人権の享有が保障されなければならない。この基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、侵すことのできない永久の権利である。

こうした世界人権宣言、人権に関する諸条約及び日本国憲法の理念は、人類普遍の原理である。このような理念の下、人権が尊重される社会の実現に向けて世界的に不断的な努力が続けられている。地方公共団体における人権尊重に関する先駆的な取組も踏まえ、近年、我が国においては、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」及び「部落差別の解消の推進に関する法律」が制定されるなど、不当な差別の解消等を図るための人権尊重に関する法整備が進められつつある。

三重県においては、不当な差別をはじめとする人権問題の解消に向けて取り組んできた先人たちの努力により、県民の間において人権を大切にする意識が醸成されてきた。こうした中、三重県議会では平成二年に全国に先駆けて人権県宣言を決議し、県においても人権が尊重される社会の実現に関する施策に取り組んできた。しかしながら、現在もなお、不当な差別をはじめとする人権問題が存在している。これらの人権問題については、人権侵害行為を受けた者等にその解決の責任がないことは当然であり、人権侵害行為を行った者等がその責任を負わなければならない。また、これらの人権問題の多くは、社会構造の中で生じており、社会として解決していくことが必要である。私たち一人一人がその当事者であるとの認識の下、自他の人権を尊重し、不当な差別をはじめとする人権問題の解消に向けて取り組んでいかなければならない。

ここに、私たちは、世界人権宣言、人権に関する諸条約及び日本国憲法の理念の下、人権県宣言の趣旨にのっとり、社会全体の共通認識としてあらゆる不当な差別をはじめとする人権侵害行為を許さないと改めて宣言するとともに、不当な差別その他の人権問題のない、人権が尊重される社会を実現することを決意し、この条例を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、不当な差別その他の人権問題の解消をはじめとする人権尊重に関し、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、不当な差別その他の人権問題の解消を推進し、もって不当な差別その他の人権問題のない、人権が尊重される社会の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 人種等の属性 人種、皮膚の色、国籍、民族、言語、宗教、政治的意見その他の意見、年齢、性別、性的指向、性自認、障がい、感染症等の疾病、職業、社会的身分、被差別部落の出身であることその他の属性をいう。
- 二 不当な差別 人種等の属性を理由とする不当な区別、排除又は制限であって、あらゆる分野に

において、権利利益を認識し、享有し、又は行使することを妨げ、又は害する目的又は効果を有するものをいう。

三 人権侵害行為 不当な差別、いじめ、虐待、プライバシーの侵害、誹謗（ひぼう）中傷その他の他人の権利利益を侵害する行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）をいう。

四 人権問題 人権侵害行為その他の人権に関する問題をいう。

（基本理念）

第三条 不当な差別その他の人権問題を解消するための取組その他の人権尊重に関する施策（以下「人権施策」という。）及び県民、事業者等が行う人権尊重に関する活動は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

一 社会のあらゆる分野において人権が尊重されること。

二 対話を通じて不当な差別その他の人権問題の解消を図ることが重要であること。

三 不当な差別その他の人権問題の解消に当たって障壁となるような社会における制度、慣行、観念等の改善を図ること。

四 人権侵害行為の意図の有無にかかわらず、その解消を図ること。

五 人権侵害行為を行った者等がその責任を自覚し、及び人権侵害行為を受けた者等の心情等を理解することを社会として促進すること。

六 人権侵害行為を受けた者等がその困難を乗り越えることができるよう社会として支えていくこと。

七 不当な差別その他の人権問題の解消を図ることにより、多様性が尊重され、誰一人取り残されることのない共生社会の実現に寄与すること。

第四条 何人も、不当な差別をはじめとする人権侵害行為をしてはならない。

2 何人も、共通の人種等の属性を有する不特定多数の者に対して当該人種等の属性を理由として人権侵害行為をすることを助長し、又は誘発する目的で、当該不特定多数の者が当該人種等の属性を有することを容易に識別することを可能とする情報を公然と摘示する行為をしてはならない。

（県の責務）

第五条 県は、前二条に定める基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、県行政のあらゆる分野において人権尊重の視点に立って取り組むとともに、不当な差別その他の人権問題を解消するための取組をはじめとする人権施策を総合的、積極的かつ計画的に推進するものとする。

2 県は、人権施策を推進するに当たっては、関係部局等相互の緊密な連携を図るとともに、国、関係機関、関係団体その他の関係者と連携協力するものとする。

3 県は、県が設置する公の施設（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条第一項に規定する公の施設をいう。）における人権侵害行為の防止に努めるものとする。

（県民の責務）

第六条 県民は、基本理念にのっとり、自ら人権意識の高揚に努めるとともに、相互に人権を尊重しなければならない。

2 県民は、基本理念にのっとり、県が実施する人権施策に協力するものとする。

3 県民は、基本理念にのっとり、不当な差別その他の人権問題に対して傍観することなく、これらの解消に向けてそれぞれの立場において主体的に取り組むよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第七条 事業者は、基本理念にのっとり、自ら人権意識の高揚に努めるとともに、従業員その他の関係者の人権を尊重しなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、従業員の人権意識の高揚を図るなど、その事業活動において、人権尊重の視点に立って取り組むとともに、県が実施する人権施策に協力するものとする。

3 事業者は、基本理念にのっとり、不当な差別その他の人権問題に対して傍観することなく、これらの解消に向けてそれぞれの立場において主体的に取り組むよう努めるものとする。

（特定電気通信役務提供者の責務）

第八条 特定電気通信役務提供者（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）第二条第三号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。次項において同じ。）は、基本理念にのっとり、インターネットを通じて行われる人権侵害行為の解消のために必要な役割を果たすよう努めるものとする。

- 2 特定電気通信役務提供者は、インターネット上において、その用いる特定電気通信設備（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第二条第二号に規定する特定電気通信設備をいう。以下この項において同じ。）の記録媒体（当該記録媒体に記録された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）に情報が記録され、又は当該特定電気通信設備の送信装置（当該送信装置に入力された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）に情報が入力されることによって人権侵害行為が行われていることを知った場合であって、当該人権侵害行為に係る情報の不特定の者に対する送信を防止する措置を講ずることが技術的に可能なときは、当該措置を講ずるものとする。

（三重県議会の議員、知事その他の県の公務員の責務）

第九条 三重県議会の議員、知事その他の県の公務員は、基本理念にのっとり、高い人権意識を持ち、この条例の目的を達成するため、率先して積極的な役割を果たすものとする。

（県と市町との協働）

第十条 県は、市町と協働して人権施策を実施するとともに、市町に対し、県と協働して不当な差別その他の人権問題のない、人権が尊重される社会の実現に努めること及び県が実施する人権施策に協力することを求めるものとする。

- 2 県は、市町と不当な差別その他の人権問題に関する相談の事例等の情報の共有を図るとともに、市町が実施する人権施策について必要な助言その他の支援を行うものとする。

第二章 人権施策基本方針

第十一条 知事は、人権施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権施策の基本となる方針（以下「人権施策基本方針」という。）を定めるものとする。

- 2 人権施策基本方針は、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 不当な差別その他の人権問題の解消をはじめとする人権尊重の基本理念
 - 二 人権教育及び人権啓発に関すること。
 - 三 不当な差別その他の人権問題を解消するための体制に関すること。
 - 四 不当な差別その他の人権問題に係る分野ごとの施策に関すること。
 - 五 前各号に掲げるもののほか、人権施策を推進するために必要な事項
- 3 知事は、人権施策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、三重県人権施策審議会の意見を聴き、議会の議決を経なければならない。
- 4 前項の規定は、人権施策基本方針の変更について準用する。
- 5 知事は、毎年一回、人権施策基本方針に基づく人権施策の実施状況について報告書を作成し、議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

第三章 不当な差別その他の人権問題を解消するための体制の整備

第一節 相談体制

第十二条 県は、不当な差別その他の人権侵害行為を受けた者、その家族その他の者からの人権侵害行為その他の人権問題に関する相談に応じなければならない。

- 2 県は、前項の相談（以下この章において単に「相談」という。）があったときは、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 市町、関係機関等と必要に応じて連携して、助言、調査、関係者間の調整その他の必要な対応を行うこと。
 - 二 必要に応じ、関係機関への通告、通報その他の通知を行うこと。
- 3 相談に応ずる者は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 4 県は、第二項の業務を円滑かつ効果的に行うために必要な人員を確保するとともに、相談に応ず

る者に対し、同項の業務の遂行に必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。

第二節 不当な差別に係る紛争の解決を図るための体制

（助言、説示及びあっせんの申立て）

- 第十三条 不当な差別を受けた者（属性情報収集等の対象となった者を含む。第三項において同じ。）、その家族その他の関係者は、不当な差別（属性情報収集等を含む。第十五条において同じ。）に係る紛争（以下「差別事案」という。）に関し、相談を経てもその解決が期待できないと認められるときは、知事に対し、当該差別事案を解決するために必要な助言、説示又はあっせんを行うべき旨の申立てをすることができる。
- 2 前項の「属性情報収集等」とは、正当な理由なく、特定の者が有する人種等の属性に関する情報であって、その者に対する不当な差別を助長し、又は誘発するおそれがあるものの収集を行い、依頼し、又は受託する行為をいう。
- 3 不当な差別を受けた者の家族その他の関係者は、不当な差別を受けた者の意思に反して第一項の申立てをすることができない。
- 4 第一項の申立ては、当該申立てに係る差別事案が次のいずれかに該当するときは、することができない。
- 一 裁判所による判決、公的な仲裁機関又は調停機関による裁決等により確定した権利関係に関するものであること。
 - 二 裁判所又は公的な仲裁機関若しくは調停機関において係争中のものであること。
 - 三 法令（民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）を除く。）に基づくあっせん、調停、和解の仲介又は紛争の解決の援助の申請等を行うことができる紛争に関するものであること。
 - 四 行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）その他の法令に基づく不服申立て又は苦情の申出を行うことができる行政庁の処分その他公権力の行使又は職員の職務執行に関するものであること。
 - 五 障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例（平成三十年三重県条例第六十九号）第十八条第一項の申立てを行うことができるものであること。
 - 六 行為の日（継続する行為にあっては、その行為の終了した日）から三年を経過したものであること。
 - 七 現に犯罪の捜査の対象となっているものであること。
 - 八 差別事案に係る相手方（以下この節において単に「相手方」という。）が不明であるものであること。

（助言、説示及びあっせん）

- 第十四条 知事は、前条第一項の申立て（以下単に「申立て」という。）があったときは、当該申立てをした者（以下この節において「申立人」という。）、相手方その他の関係人（説示にあっては、相手方又はその者を指導し、若しくは監督する者に限る。）に対し、助言、説示又はあっせんを行うものとする。ただし、助言、説示又はあっせんを行うことが適当でないと認められるときは、この限りでない。
- 2 知事は、申立てがあったときは、当該申立てに係る差別事案の事実関係について調査を行うことができる。この場合において、申立人、相手方その他の関係人は、正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。
- 3 知事は、助言（第一項の規定による助言に限る。以下この節において同じ。）、説示若しくはあっせん又は前項の調査を行うに当たり必要があると認めるときは、その対象となる差別事案に関係する県の機関に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。
- 4 知事は、助言、説示又はあっせんを行うに当たり必要があると認めるときは、三重県差別解消調整委員会の意見を聴くものとする。
- 5 助言、説示又はあっせんの対象となる差別事案の当事者が県又は県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）であるときは、前項の規定にかかわらず、知事は、助言、説示又はあっせんを行うに当たり、三重県差別解消調整委員会の意見を聴くものとする。
- 6 知事は、あっせんによっては申立てに係る差別事案の解決の見込みがないと認めるときは、あ

せんと打ち切ることができる。

（勧告）

第十五条 知事は、助言、説示又はあっせんを行った場合において、不当な差別に該当する行為をしたと認められる者が、正当な理由なく当該助言、説示又はあっせんに従わないときは、当該者に対して、必要な措置をとるよう勧告することができる。

（意見の聴取）

第十六条 知事は、前条の規定による勧告をする場合には、あらかじめ、期日、場所、差別事案の内容及び当該期日への出頭に代えて陳述書、証拠書類等を提出することができることを示して、勧告の対象となる者又はその代理人（以下この条において「対象者等」という。）の出頭を求めて、意見の聴取を行わなければならない。

- 2 対象者等は、前項の期日への出頭に代えて、知事に対し、当該期日までに陳述書、証拠書類等を提出することができる。
- 3 知事は、対象者等が正当な理由なく意見の聴取（前項の規定による陳述書、証拠書類等の提出を含む。）に応じないときは、第一項の規定にかかわらず、意見の聴取を行わないで勧告することができる。

（助言、説示及びあっせん並びに勧告の状況の公表）

第十七条 知事は、差別事案の発生の防止又は差別事案が発生した場合における当該差別事案の解決に資するため、助言、説示若しくはあっせん又は勧告を行った場合において、申立人、相手方その他の関係人の秘密を除いて、必要な事項を一般に公表するものとする。ただし、特別の事情があるときは、公表しないことができる。

（三重県差別解消調整委員会）

第十八条 第十四条第四項及び第五項の規定に基づく知事の諮問に応じて調査審議を行わせるため、知事の附属機関として、三重県差別解消調整委員会（以下「調整委員会」という。）を置く。

- 2 調整委員会は、委員十人以内で組織する。
- 3 前項の場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満とならないものとする。ただし、知事が、やむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。
- 4 委員は、調整委員会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、人権に関して高い識見及び豊かな経験を有する者のうちから知事が任命する。
- 5 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 調整委員会に、差別事案に係る専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。
- 8 専門委員は、差別事案に係る専門の学識経験のある者のうちから、知事が任命する。
- 9 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 10 委員及び専門委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 11 調整委員会は、調査審議を行うために必要があると認めるときは、申立人、相手方その他の関係人に対し、その出席若しくは映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法による参加を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 12 前各項に定めるもののほか、調整委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第四章 不当な差別その他の人権問題を解消するための基本的施策

（人権教育及び人権啓発）

第十九条 県は、市町、関係機関等と連携し、学校教育等を通じて、誰もが等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであることその他の人権尊重の理念を体得させ、不当な差別その他の人権問題の解消に向けて主体的に取り組むことができる実践力を育むため、必要

な人権教育を積極的に行うものとする。

- 2 県は、市町、関係機関等と連携し、誰もが等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであることその他の人権尊重の理念に対する理解を深め、不当な差別その他の人権問題の発生を防止するため、必要な人権啓発を積極的に行うものとする。
- 3 県は、市町、関係機関等と連携し、不当な差別その他の人権問題に係る当事者がその困難を克服することを支援するため、人権侵害行為による被害に係る支援に関する制度の周知その他の人権啓発を積極的に行うものとする。
- 4 前三項の人権教育及び人権啓発（次項において単に「人権教育及び人権啓発」という。）は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、県民が、その発達段階に応じ、当該人権教育及び人権啓発に係る内容に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用及び県民の自発性の涵養を旨として行われなければならない。
- 5 県は、人権教育及び人権啓発を担う人材の育成及び確保を図るものとする。

（人権侵害行為による被害の救済）

第二十条 県は、市町、関係機関等と連携し、人権侵害行為による被害の救済を図るため、人権侵害行為を受けた者に対して、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

（実態調査）

- 第二十一条 県は、市町、関係機関等と連携し、人権施策を効果的に実施するため、不当な差別その他の人権問題の実態を把握するための調査を行うものとする。
- 2 県は、前項の調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな不当な差別その他の人権問題が生じないように留意しなければならない。

（情報の収集、蓄積及び分析）

第二十二条 県は、市町、関係機関等と連携し、人権施策を効果的に実施するため、不当な差別その他の人権問題に関する相談の事例等の必要な情報の収集、蓄積及び分析を行うものとする。

（インターネットを通じて行われる人権侵害行為の防止）

第二十三条 県は、インターネットを通じて行われる人権侵害行為を防止するため、モニタリング（インターネット上の人権侵害行為に係る情報を監視することをいう。）、インターネット上での人権啓発、インターネットの適切な利用に関するリテラシーの向上を図るための教育及び啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

（災害等の発生時における人権侵害行為の防止等）

第二十四条 県は、災害その他緊急事態の発生時において人権侵害行為を防止し、及び人権を尊重するため、災害その他緊急事態の発生時における人権侵害行為を助長し、又は誘発するおそれのある風説の流布の防止のための対策その他の必要な措置を講ずるものとする。

第五章 三重県人権施策審議会

第二十五条 人権施策基本方針其他人権施策について調査審議するため、知事の附属機関として、三重県人権施策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、人権施策に関する事項に関し、知事に意見を述べることができる。
- 3 審議会は、委員二十人以内で組織する。
- 4 前項の場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満とならないものとする。ただし、知事が、やむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。
- 5 委員は、人権に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。
- 6 委員の任期は二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 委員は、再任されることができる。
- 8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第六章 雑則

（財政上の措置）

第二十六条 県は、この条例の目的を達成するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（規則への委任）

第二十七条 この条例に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第三章の規定は、令和五年四月一日から施行する。

（準備行為）

2 調整委員会の委員の選任のために必要な行為その他の第三章の規定の施行のために必要な準備行為は、同章の規定の施行の日前においても行うことができる。

（人権施策基本方針に関する経過措置）

3 この条例の施行の際現に存するこの条例による改正前の人権が尊重される三重をつくる条例第五条第一項の規定に基づく人権施策基本方針は、この条例による改正後の差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例（次項及び附則第五項において「新条例」という。）第十一条第一項の規定に基づく人権施策基本方針が定められるまでの間、同項の規定に基づく人権施策基本方針とみなす。

（助言、説示又はあっせんの申立てに関する期間に関する経過措置）

4 この条例の公布の日から令和五年三月三十一日までの間に、新条例第十三条第四項第六号の期間が経過することとなる差別事案については、同項の規定にかかわらず、同年四月一日から起算して六月以内に限り、申立てをすることができる。

（審議会の委員に関する経過措置）

5 この条例の施行の際現に従前の三重県人権施策審議会の委員である者は、この条例の施行の日、新条例第二十五条第五項の規定により審議会の委員に任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第六項の規定にかかわらず、同日における従前の三重県人権施策審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

（検討）

6 この条例の規定については、この条例の施行後おおむね四年ごとに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

10 部落差別の解消の推進に関する法律

（目的）

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

（基本理念）

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

（相談体制の充実）

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

（教育及び啓発）

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

（部落差別の実態に係る調査）

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

1 1 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

（目的）

第一条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

（基本理念）

第三条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

（国の責務）

第四条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第六条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（基本計画の策定）

第七条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

（年次報告）

第八条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

（財政上の措置）

第九条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

（見直し）

第二条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法（平成八年法律第百二十号）第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

1 2 用語の意味

ア行

【アウトリーチ】

主に福祉サービスの分野において、積極的に対象者のいる場所に出向いて働きかけること。

生活上の課題を抱えながらも自ら援助にアクセスできない個人や家庭に対し、家庭や学校への訪問支援、当事者が出向きやすい場所での相談会の開催、地域におけるニーズ発見の場や関係づくりなどにより、支援につながるよう積極的に働きかける取組みのこと。→さまざまな形で、必要な人に必要なサービスと情報を届けること。対象者の把握だけにとどまらない。

【アジェンダ】

アジェンダという言葉は、「プラン・計画」といった意味でつかわれることが多いです。元々は、ラテン語で「実行に移されるべき事柄」というような意味があり、単なるスケジュールのことを指すというよりは、必ず実現すべき計画やプランに対して使われます。

【伊賀市公営住宅等長寿命化計画】

公営住宅等長寿命化計画策定指針（改定 平成28年8月 国土交通省住宅局）に基づき、予防保全的管理、長期的に活用するための長寿命化型改善、入居者が安心安全に居住するための改善や修繕などを検討し、市営住宅の効率的かつ円滑な更新をめざすための計画です。

【伊賀市住生活基本計画】

住生活基本法(平成18年法律第61号)に定める基本理念に基づき、本市が有する地域の個性や資源を活かし、交流人口を活性化させるなど、潜在的な居住人口の掘り起こしを図りながら、人口減少を最小限に抑え、住み慣れた地域で住み続けられるまちづくりの基本方針とするための計画です。

【伊賀市人権同和教育基本方針】

伊賀市教育委員会が2007(平成19)年4月27日に策定したもので、さまざまな人権問題の解決には、教育の果たす役割が大きく、部落差別の解消なくしてはわが国の人権の確立はないという基本認識に立ち、生涯にわたる学習機会の一層の充実に努め、市民一人ひとりが人権問題に主体的にかかわり、日々の生活の中で人権を尊重し、実践していく「人権文化」の創造をめざすため、教育分野における人権同和教育推進のための基本方針を定めたものです。

【伊賀市地域防災計画】

災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第42条の規定に基づき、伊賀市防災会議が、地域に係る災害に関し、市内の災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興等に関する事項を定め、市、指定地方行政機関、指定公共機関等の行う防災活動を総合的かつ計画的に実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、もって、地域社会の安全と市民福祉の確保を図るための計画です。

【インクルージョン】

組織内の誰にでもビジネスの成功に参画・貢献する機会があり、それぞれに特有の経験やスキル、考え方が認められ、活用されていることを「インクルージョン(inclusion)」といいます。ダイバーシティが組織内に多様な人材がいる状態を表すのに対して、包括、包含、一体性などの語意をもつインクルージョンは、そうした多様な人々が対等に関わりあいながら一体化している状態をさす用語として区別されます。

【インターンシップ】

会社などでの一定期間、学生が在学中に企業に体験入社する制度です。

【エンパワメント】

社会的弱者や被差別者が、自分自身の置かれている差別構造や抑圧されている要因に気づき、その状況を変革していく方法や自信、自己決定力を回復・強化できるように援助すること。またその理念。「庇護」や「救済」ではなく、本来の権利や人格を保つために力を付与する（エンパワー）という考え方に沿って、教育や支援を行う。不当な差別や抑圧に対抗する知識や手段、権利意識の習得を支援することで、主体的かつ能動的な権利擁護を目指す新しいアプローチ。

【オールロマンズ事件】

1951(昭和26)年京都市において、市の職員が雑誌「オールロマンズ」に小説「特殊部落」を寄稿しました。

この小説は被差別部落の人びとをきわめて差別的に描写したものでありました。この事件で部落解放委員会（部落解放同盟の前身）は、市行政が部落の劣悪な状況を放置していたことが差別を助長する大きな原因であると行政の責任を指摘しました。この結果京都市は、部落対策の総合計画を作り、同和行政推進のための積極的施策を行っています。

この事件が以後の地方公共団体の、部落差別を解消する行政（同和行政）への取組みを推進させるきっかけになったといわれています。

力行

【高齢化率】

国連は65歳以上を高齢者としていますが、高齢化率は、65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合をいいます。わが国の高齢化率は、2023（令和5）年に29.1%となり、世界で最も高い高齢化率となっています。

【コミュニティ】

一定の地理的範囲に居住し、共属感情を持つ人びとの集合体をさします。

サ行

【差別落書き発生時の対応マニュアル】

差別落書きの定義など通報から確認までの初動手順を示し、確認後の措置方法等についての手順を示したマニュアルです。

【差別落書きの情報提供に関する覚書】

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律及びあらゆる差別撤廃条例に基づき、市民の人権を守るため、あらゆる建造物に対する差別落書き等を発見と未然防止を図るため、伊賀市と伊賀市内の集配郵便局と「差別落書き等の情報提供」について、を2007(平成19)年2月15日に締結をした覚書です。

【人権教育及び人権啓発の推進に関する法律】

人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的に2000(平成12)年12月に公布・施行されました。

【人権教育のための国連10年】

東西冷戦後も民族紛争の激化、人権状況の悪化、差別の深刻化等国際的な状況を背景に、1993(平成5)年にウィーンで開催された世界人権会議において、人権教育の重要性を確認するとともに、「人権教育のための国連10年」の構想が提唱されました。その後、1994(平成6)年の第49回国連総会で、1995(平成7)年から2004(平成16)年までを「人権教育のための国連10年」とする決議が採択されました。同時に「人権教育のための国連10年行動計画」を採択し、人権教育を「知識と技術の伝達及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う研修、普及及び広報努力」であると定義しています。その目的は、①あらゆる教育段階において人権教育を促進するためのニーズを評価し、効果的な戦略を策定すること、②国際社会・地域・国内及び地方のレベルにおいて、人権教育のための計画と能力を形成し、強化すること、③人権教育教材を開発すること、④マスメディアの役割と能力を強化すること、⑤世界人権宣言を世界的に普及させることの5つをあげています。

【差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例】

三重県議会では、「差別解消をめざす条例検討調査特別委員会」を設置し、度重なる委員会の開催や参考人招致が実施され、1997(平成9)年に制定された「人権が尊重される三重をつくる条例」を全面改訂し、従来の世界人権宣言や日本国憲法の基本的人権の尊重、人権県宣言の主旨を踏襲した上で、更なる「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等であり、個人として尊重され、基本的人権の享有が保障されなければならない」という世界人権宣言及び日本国憲法の理念の下に、人権県宣言の趣旨にのっとり、不当な差別をなくし、人権が尊重される、明るく住みよい社会を実現するため、制定されたもの。その目的は、人権尊重に関し、県及び県内で暮らし、又は事業を営むすべての者（以下「県民等」という）の責務を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、部落差別、子ども、女性、障がいのある人及び高齢者等の人権に関する問題への取組を推進し、不当な差別のない、人権が尊重される、明るく住みよい社会の実現を図ることです。

【人権が尊重される三重をつくる行動プラン（第3次）】

第2次行動プラン(2011～2015)の計画期間の終了に伴い、その取組成果や課題を踏まえつつ、2016(平成28)年3月に策定されたもので、2015(平成27)年12月に改定の「三重県人権施策基本方針（第2次改定）への変更に伴い、同基本方針に基づく具体的な取組を進めるための行動計画(プラン)を2016(平成28)年3月に策定しています。計画期間は、2016(平成28)年度から2019(平成31)年度の4か年としています。

【人権県宣言】

三重県議会が、部落差別をはじめあらゆる差別をなくしていくため、全国にさがし1990(平成2)年3月23日に決議。その内容は以下のとおりです。

「民主的で平和な社会をつくるためには、あらゆる差別を撤廃し、すべての人々の人権が尊重されることが必要かつ不可欠である。

しかしながら、わが国における人権侵害は、今なお依然として存在しており、この問題を解決することは国民的緊急課題である。

よって、本県議会は、『人権県宣言』を行い、あらゆる差別を撤廃し、すべての県民の人権が保障される明るく住みよい地域社会の実現を期する。

以上、決議する。」

【人権デュー・ディリジェンス】

人権Due Diligence：日本語では「適正評価」と訳されます。人権に対する企業としての適切で継続的な取組みのこと。人権への負の影響とリスクを特定し、リスクを分析・評価して適切な対策

を策定・実行するプロセスのことをいいます。略して人権ディディともいう。

人権侵害に関わるリスクを評価し、コントロールしようとするのが人権デュー・ディリジェンスです。人権侵害の対象には、「過度の長時間労働」「賃金の未払い」「ハラスメント」といた組織内で発生する問題だけでなく、「強制労働」「児童労働」「外国人労働者の権利侵害」といった、サプライチェーン（製品の原材料・部品の調達から販売に至るまでの一連の流れ）上で発生するグローバルな問題も含まれます。

これらの人権問題が、レピュテーションリスク（製品の不買運動）、法務リスク（当事者からの訴訟）、財務リスク（株価下落、当市の引き揚げ）、人的リスク（人員離れ・ボイコット）を発生させる可能性が高いために、企業自身が人権への負の影響を防止・軽減し、更に人権侵害に苦しむ人の救済する措置として、以下の人権デュー・ディリジェンスの具体策が、法務省によって挙げられています。

- ① 人権への負の影響を与えるリスクを特定し、影響度を評価
- ② 教育・研修の実施
- ③ 社内環境／制度の整備
- ④ サプライチェーンの管理
- ⑤ モニタリング
- ⑥ 外部への情報公開

【人権擁護施策推進法】

1996(平成8)年12月公布、1997(平成9)年3月から施行された人権擁護施策推進のための法律。人権の尊重の緊急性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権の擁護施策の推進について国の責務を明らかにするとともに、必要な体制を整備し、人権の擁護に資することを目的とし、5年間の時限立法として成立。同法に基づき1997(平成9)年5月に人権擁護推進審議会が法務省に設置されました。

【生活習慣病】

心臓病・高血圧症・糖尿病・癌・脂質異常症など、不適切な食事、運動不足、喫煙、飲酒などの生活習慣に起因すると考えられる病気。従来は成人病と呼ばれてきたが、1996(平成8)年に厚生省（現厚生労働省）がこの名称を導入しました。

夕行

【地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（地対財特法）】

1987(昭和62)年3月31日制定され、地域改善対策特別措置法の期限切れを受けて成立した同和対策事業にかかわる財政措置のみを定めた法律です。

【地域改善対策特別措置法（地対法）】

1982(昭和57)年3月31日に制定、同年4月1日に施行されたもの。歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域における経済力の培養、住民の生活の安定及び福祉の向上等に寄与することを目的に、生活環境の改善、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化、社会福祉の増進等に関する政令で定める事業の円滑な実施を図るため特別な措置に関して定めたもの。同和対策事業特別措置法の期限切れに伴い、名称を変えてこれに代わって制定されました。1987(昭和62)年3月31日までの5年間の期限とする時限立法です。

【地域改善対策協議会意見具申】

1969(昭和44)年の同和対策特別措置法からはじまる、同和問題の解決をめざして取り組まれた法律の失効前の1996(平成8)年に出された地域改善対策協議会からの意見具申です。1 同和問題に関する基本認識、2 同和問題解決への取り組みの経緯と現状、3 同和問題解決への展望、4 今後の重点施策の方向

の大きく4つのテーマで意見具申がされています。

ここには、「特別対策の終了、すなわち一般対策への移行が、同和問題の早期解決をめざす取り組みの放棄を意味するものではないことは言うまでもない。一般対策移行後は、従来にも増して、行政が基本的人権の尊重という目標をしっかりと見据え、一部に立ち遅れのあることも視野に入れながら、地域の状況や事業の必要性の的確な把握に努め、真摯に施策を実施していく主体的な姿勢が求められる。」とあります。

【同和対策事業特別措置法（特別措置法）】

1969(昭和44)年に、同和地区の生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化を図り、地区住民の生活の安定及び福祉の向上等に寄与することを目標として交付されました。

【同和対策審議会答申】

内閣総理大臣の諮問機関として設けられた同和対策審議会が1965(昭和40)年8月11日、「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本方策」について審議した結果をまとめた答申で、同和問題の解決は国の責務であり、国民的課題であるとしています。

【同和地区】

被差別部落をさす行政用語です。1969(昭和44)年に制定された同和対策事業特別措置法により、国及び地方公共団体は、被差別部落を対象にした特別対策事業を実施することになりました。しかし、行政が被差別部落の範囲を規定することはできないため、地元関係者との協議の中で、特別対策事業を実施する対象範囲を定めることになりました。これが「同和対策事業対象地域」であり、行政はこれを被差別部落つまり同和地区と見なすことになりました。この作業を地区指定とよんでいます。なお、同和対策事業の執行を受け入れなかった被差別部落も存在します。そこでは当然のこととして、特別対策事業を実施する対象範囲を定める作業は行われておらず、これを未指定地区とよんでいます。

なお、「法」の失効後において、一部に「同和地区」と「同和対策事業対象地域」とを混同する動きがあります。いずれにせよ、「同対審」答申をはじめ、「法」の制定以前から同和地区という呼称は使用されており、「法」の失効は、この呼称に変更を求めるものではありません。

【同和問題啓発推進マニュアル】

職員の同和問題に対する基本姿勢をはじめ、各部長以下各部署の所属長自らが同和問題解決に向けた推進者となり、人権意識の定着、浸透、問題点・課題の掘り起こしに努め、正規職員、嘱託・臨時職員等を問わず、すべての職員を対象として同和問題に対して取り組むための啓発推進マニュアルです。

ナ行

【寝た子を起こすな】

部落差別をいまさら取り上げる必要はなく、このまま放置しておけば社会の進化に伴って自然に解消するという考え方です。

部落差別は、現実には起きている社会問題です。部落差別は日本の社会の仕組みの中や私たちの身近にもさまざまな形で存在しています。「寝た子を起こすな」という考え方では部落差別の解消につながらないばかりか、かえって部落差別を拡大する結果を招くことにもなります。また、部落差別のない社会をめざすには、あまりにも消極的な姿勢であるといえます。

この社会にいまだに根強く残されている不合理や偏見を取り除くことを自らの課題としてとらえなおし、私たち一人ひとりが何をするべきかを考え行動に移していくことが大切です。

ハ行

【パブリックコメント】

市民と行政が協働して市政の推進を図ることを目的に、市の基本的な政策の策定にあたり、広く市民に策定しようとする政策についての趣旨、目的、内容、その他必要な事項を公表し、公表した政策案に対する有益な市民の意見を政策に反映させるための制度です。

【バリアフリー】

障がいのある人や高齢者等のための物理的な障壁を取り除くことをさしていましたが、今日では、物理的な障壁のみならず、制度、文化・情報、意識等生活全般にわたる障壁を取り除くことをしています。

【避難行動要支援者】

災害時に支援を必要とする「65歳以上で一人暮らしの人」「65歳以上のみの世帯の人」「要介護3から要介護5までの介護認定を受けている人」「身体障害者手帳の交付を受けている人」「療育手帳の交付を受けている人」「精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人」「乳幼児、妊婦、外国人居住者など、災害発生時において避難情報の入手、避難の判断又は避難行動を自ら行うことが困難な人で要配慮者として市長が認める人」のうち、支援を希望し、必要な個人情報を提供することに同意して「避難行動要支援者支援者制度」に登録した人のことです。

【部落差別の解消の推進に関する法律】

2016（平成28）年12月16日に施行され、「現在もなお部落差別は存在する」と明記し、部落差別は許されないものであるとの認識の下、これを解消することが重要な課題であるとして、国や自治体の責務、相談体制の充実、教育及び啓発、部落差別の実態に係る調査の実施について規定しています。

【部落分散論】

「部落民は集団的に固まって住んでいるから差別されるのだ。分散すれば差別はなくなる。」という考え方をいい、差別の存続理由を被差別者側に押し付ける考え方です。

【プロバイダー】

インターネットへ接続するサービスを提供する会社のことです。正確には「インターネット・サービス・プロバイダー」のことで、略してISPと呼ばれることもあります。

マ行

【マイクロアグレッション】

マイクロは、「小さな」「微細な」という意味と、アグレッションは、「攻撃」を意味する言葉を掛け合わせた言葉で、直訳すると「些細な攻撃」ということになります。日頃から心の中に潜んでいるもの（アンコンシャス・バイアス）であり、口にした本人に誰かを差別したり傷付けたりする意図のあるなしとは関係なく、対象となった人やグループに対して、無意識の偏見や思い込みが、言葉や態度に現れ、軽視したり侮辱したりするような敵対・中傷・否定のメッセージが含まれて伝播し、受け手には、差別を受けたとダメージを感じる言葉や振る舞いなど。

言われた方（受け手側）も、相手にそんな意思は無いことがわかっているので、抗議や指摘がしにくく、また言った側も全く問題とっていないことが多い。捉え難い差別を捉えようとする差別の概念と言える。しかし、これを放置すると、差別や差別的態度が、ジェノサイドやヘイトスピーチに繋がる恐れがあると言われています。

【マイノリティ minority と マジョリティ majority】

マイノリティとは、「少数」「少数派」を意味する英語で、マジョリティは「多数」「多数派」を意味しており、反対語の関係にある言葉ですが、マイノリティは、様々な属性に対する少数派の

ことを、単なる少数派を意味するだけでなく、様々な視点から見たときに社会的少数派で、その事が原因で差別や偏見を受けやすい人・集団を、マイノリティと呼びます。従って、圧倒的な多数派であっても、差別されやすい人やグループは、マイノリティになり、少数派であっても、貴族や王族、お金持ちなど、差別されにくい場合などは、マジョリティとなります。

【マニフェスト】

政権公約、選挙公約集のこと。選挙の際に政党や候補者などが示す政権綱領のこと。従来の選挙公約が具体性を欠く抽象的なものであったことから、従来型の選挙公約と区別して政策の目標数値、達成期限、財源の裏付けなどが具体的に明示された選挙公約をいいます。英語の「manifesto」はもともと君主、政府、政党、団体などの宣言、声明（書）を意味します。ここでは「学校マニフェスト」のことで、各学校（園）「学力の向上」「人権同和教育の充実」「キャリア教育」の三つの教育課題について「取組み」と「達成目標」を具体的にあげ、保護者や地域へ提示することをいいます。

【三重県人権教育基本方針】

三重県教育委員会が策定したもので、世界の人権教育と国際的な人権に関する条約に学ぶとともに、同和教育の理念や成果を人権教育の重要な柱として位置づけ、社会的に不利な立場にある人の人権は侵害されやすいという現実を踏まえ、常に被差別の視点、人権侵害を被っている人々の視点に立ち、さまざまな人権問題を解消するため、学校教育や地域における社会教育を通して、人権文化を構築する主体者づくりをめざしています。

【三重県人権施策基本方針(第2次改定)】

1997(平成9)年に制定した「人権が尊重される三重をつくる条例」に基づき、1999(平成11)年3月に策定しました。人権の尊重が人類にとって普遍的な原理であるとする国際的な考え方と国内外の状況を踏まえながら、差別のない、人権が尊重される、明るく住みよい社会を実現するための施策を総合的に推進するため策定しています。基本理念では、「公平な機会が保障され、自立した生活が確保される社会の形成」と様々な文化や多様性を認め合い、個人が尊重される共生社会の形成」をあげています。

2006(平成18)年3月の第1次改定では、国連の人権教育のための世界計画や持続可能な開発のための教育の10年の取組、わが国の人権教育及び人権啓発の推進に関する法律の施行など、全面的に記述内容を書き換え、①人権が尊重されるまちづくりのため、②人権意識の高揚のため、③人権擁護と救済のため、④人権課題のための4つに整理し、体系化して、第1次改定としています。

2015(平成27)年12月には第2次改定が行われ、第1次改定よりの基本理念を踏襲しつつ、社会状況の変化、国における法整備や三重県における条例・計画の制定等を踏まえた修正・追加に加え、「さまざまな人権課題」に、「災害と人権」、「貧困等に係る人権課題」、「沖縄県当局による拉致問題等」が追加され、県民がお互いの人権が尊重される社会の実現に向けて、推進にあたる行政のあり方等について重点位置付けを行い、内容を充実しています。

や行

【ユニバーサルデザイン】

高齢であることや障がいの有無などにかかわらず、すべての人が快適に利用できるように製品や建造物、生活空間などをデザインすること。アメリカのロナルド・メイスが提唱した。その7原則は「(1)だれにでも公平に利用できること。(2)使う上で自由度が高いこと。(3)使い方が簡単ですぐわかること。(4)必要な情報がすぐに理解できること。(5)うっかりミスが危険につながらないデザインであること。(6)無理な姿勢を取ることなく、少ない力でも楽に使用できること。(7)近づいたり利用したりするための空間と大きさを確保すること。」が提唱されています。

ラ行**【レジリエンス（resilience）】**

レジリエンスとは、「回復力」「弾性（しなやかさ）」を意味する英単語です。「レジリエントな」と形容される人物は、困難な問題、危機的な状況、ストレスといった要素に遭遇しても、直ぐに立ち直ることができる人物を言います。元々は物体の弾性を表す言葉ですが、それが心の回復力、精神的な強さを説明するものとして使われるようになりました。

ワ行**【ワンストップ】**

一カ所で用事がたりること、一カ所で何でも揃うことです。

ワンストップサービス：市民等が、一つの窓口で、必要となる事務をすべて完了できるよう設計されたサービスのことをいいます。

13 同和施策のあゆみ

凡例：【人】人権全般 【同】同和問題

〈上〉旧上野市 〈伊〉旧伊賀町 〈島〉旧島ヶ原村 〈阿〉旧阿山町 〈大〉旧大山田村 〈青〉旧青山町

西暦	和暦	国・県の動き	市の動き
1947	昭22	【人】「教育基本法」公布 【人】「日本国憲法」施行	
1951	昭26	【同】全日本同和对策協議会結成 【同】オールロマンス事件起こる 【同】県単事業環境改善補助制度設置	
1953	昭28	【同】全国同和教育研究協議会結成	
1955	昭30	【同】部落解放委員会を部落解放同盟と改称	
1958	昭33	【同】「同和问题閣僚懇談会」設置を閣議決定	
1959	昭34		【同】〈伊〉同和对策として、環境改善事業を実施
1960	昭35	【同】同和对策審議会設置	
1961	昭36	【同】内閣総理大臣から同和对策審議会に対し、「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」について諮問	【同】〈上〉「同和对策推進要綱」を定めるとともに民生部厚生課を事業窓口と定める。市長の諮問機関として「部落対策委員会」設置 【同】〈上〉市議会に「部落対策特別委員会」設置
1962	昭37	【同】県同和对策室設置	
1963	昭38		【同】〈上〉部落対策委員会を「同和对策委員会」に改称 【同】〈上〉環境改善モデル事業始まる（3年計画）
1965	昭40	【同】同和对策審議会答申	
1966	昭41	【同】同和对策協議会設置	【同】〈上〉八幡町教育集会所完成 【同】〈伊〉同和教育研究会結成 【同】〈伊〉文化館（隣保館）完成
1967	昭42	【同】全国解放教育研究会結成 【同】「全国同和地区実態調査」実施	
1968	昭43	【同】壬申戸籍の公開停止	
1969	昭44	【同】「同和对策事業特別措置法」公布	【同】〈上〉下郡教育集会所完成 【同】〈上〉住宅地区改良事業の地区指定を受ける 【同】〈上〉同和对策委員会を「同和对策審議会」に改称 【同】〈上〉「部落対策特別委員会」を「同和对策特別委員会」に改称
1970	昭45		【同】〈上〉住宅地区改良事業始まる 【同】〈上〉同和教育基本方針策定
1971	昭46	【同】「全国同和地区調査」実施 【同】三重県同和对策長期計画策定	【同】〈伊〉教育集会所完成
1972	昭47		【同】〈上〉八幡町市民館完成 【同】〈伊〉学校同和教育研究会の結成 【同】〈伊〉小集落地区改良事業竣工式 【同】〈青〉老川教育集会所完成 【同】〈青〉同和对策審議会設置
1973	昭48	【同】三重県同和教育基本方針策定	【同】〈青〉同和对策総合計画策定
1974	昭49		【同】〈上〉下郡市民館完成
1975	昭50	【同】「全国同和地区調査」実施	【同】〈伊〉同和问题審議会設置 【同】〈青〉教育基本方針策定

西暦	和暦	国・県の動き	市の動き
1976	昭51		【同】〈上〉寺田教育集会所完成 【同】〈上〉共同浴場しろなみ湯完成 【同】〈青〉同和教育推進協議会を結成
1977	昭52		【同】〈上〉寺田市民館完成 【同】〈伊〉同和問題審議会答申
1978	昭53	【同】「同和対策事業特別措置法」3年延長	【同】〈伊〉文化センター（隣保館）竣工 【同】〈伊〉児童館竣工 【同】〈伊〉大型共同作業所竣工
1979	昭54		【人】〈伊〉人権問題地区別懇談会実施
1980	昭55	【同】差別をなくす企業全国集会開催 【同】三重県同和保育指針策定	【同】〈上〉しろなみ児童館完成
1981	昭56	【同】同和対策協議会から「今後における同和関係施策について」意見具申	
1982	昭57	【同】「地域改善対策特別措置法」施行 【同】地域改善対策協議会設置	【同】〈上〉同和教育研究協議会を結成 【同】〈青〉青山文化センター完成
1984	昭59	【同】地域改善対策協議会から「今後における啓発活動のあり方について」意見具申	【人】〈青〉法務省より人権モデル地区指定 【人】〈青〉人権モデル地区宣言 【人】〈青〉人権モデル地区推進委員会結成
1985	昭60		【人】〈青〉人権問題に関する意識調査実施
1986	昭61	【同】地域改善対策協議会から「今後における地域改善対策について」意見具申	【人】〈上〉市内19ブロックに人権啓発草の根運動推進会議が組織される 【同】〈青〉同和地区実態調査
1987	昭62	【同】地域改善対策協議会設置 【同】「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(地対財特法)」3.31制定、4.1施行 【同】えせ同和行為対策中央連絡協議会設置	【同】〈上〉改良住宅620戸完成
1988	昭63		【人】〈伊〉世界人権宣言40周年伊賀町実行委員会結成集会
1989	平元		【同】〈伊〉青少年活動センター完成
1990	平2	【人】「人権県宣言」三重県議会が議決 【同】県「同和地区生活実態調査」実施 【同】県「同和地区住環境実態調査」実施 【同】県「三重県同和保育基本方針」策定	
1991	平3	【同】地域改善対策協議会から「今後の地域改善対策について」意見具申	【同】〈伊〉同和問題審議会答申 【人】〈伊〉人権問題に関する町民意識調査実施
1992	平4	【同】地域改善対策事業の内10事業が一般事業へ移行 【同】「地対財特法」5年延長	【人】〈伊〉人権町宣言 【人】〈伊〉人権啓発推進本部設置 【人】〈阿〉「人権・同和問題連続講座」第1回開催 【人】〈大〉人権啓発推進会議設置 【人】〈大〉人権尊重村宣言 【同】〈大〉「同和教育基本方針」策定 【人】〈大〉人権啓発推進協議会結成 【同】〈大〉学校同和教育研究会結成 【人】〈青〉人権尊重のまち宣言 【同】〈青〉同和対策事業の残事業調査

西暦	和暦	国・県の動き	市の動き
1993	平5	【同】「同和地区実態把握調査（地区概況調査、生活実態調査・意識調査）」実施	【人】〈上〉人権尊重都市宣言 【同】〈上〉同和対策審議会から「同和問題の残された課題とその解決施策について」意見具申 【同】〈伊〉部落差別撤廃条例制定 【同】〈伊〉老人憩いの家開所 【人】〈島〉人権尊重の村宣言 【人】〈島〉人権同和教育推進協議会結成 【人】〈阿〉人権尊重の町宣言 【人】〈阿〉人権啓発推進会議設置 【人】〈阿〉人権啓発推進協議会設置 【同】〈大〉人権問題に関する大山田村民意識調査実施 【同】〈大〉同和教育研究会結成
1994	平6		【人】〈大〉人権啓発地区別懇談会開始 【同】〈大〉解放保育研究会を結成 【人】〈青〉「部落差別撤廃条例」制定
1995	平7	【人】内閣に「人権教育のための国連10年推進本部」設置 【人】「人種差別撤廃条約」批准 【同】「三重県同和対策総合計画」策定 【同】三重県同和地区生活実態調査実施	【人】〈上〉「上野市における部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃に関する条例」施行 【同】〈伊〉同和対策総合計画策定 【同】〈阿〉学校同和教育研究会設立 【人】〈大〉「大山田村における部落差別をはじめとするあらゆる差別撤廃に関する条例」施行
1996	平8	【同】地域改善対策協議会から「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的なあり方について」意見具申 【同】「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的なあり方について」閣議決定 【人】「人権擁護施策推進法」成立、97.3施行 【人】「人権擁護推進審議会」設置 【人】「三重県人権教育のための国連10年推進本部」を設置 【同】「三重県同和地区の生活実態調査報告書」公表（95調査）	【人】〈伊〉人権問題に関する町民意識調査実施 【同】〈大〉ライトピアおおやまだ（隣保館、教育集会所）完成 【同】〈大〉おおやまだ人権大学講座inライトピア開始 【同】〈大〉同和問題審議会設置 【人】〈青〉人権問題に関する意識調査実施
1997	平9	【同】地域改善対策事業(除く15事業)の終了 【人】「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画公表 【人】「人権フォーラム21」設立 【人】「人権が尊重される三重をつくる条例」施行	【同】〈上〉同和問題（部落問題）に関する市民意識調査分析報告書」公表、95調査 【同】〈上〉「平成7年度三重県同和地区生活実態調査結果」（上野市分）公表 【同】〈上〉リパティなかせ完成 【人】〈上〉人権啓発地区草の根運動推進会議連絡会発足
1998	平10		【人】〈島〉「差別撤廃条例」制定 【人】〈阿〉人権が尊重される阿山をつくる条例」制定 【人】〈阿〉人権施策審議会設置 【同】〈大〉「同和保育基本方針」策定 【同】〈大〉人権・同和対策推進委員設置 【人】〈大〉「人権教育のための国連10年」推進本部設置

西暦	和暦	国・県の動き	市の動き
1999	平11	【人】 人権擁護推進審議会が「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」答申 【同】 「三重県同和教育基本方針(改定)」策定 【人】 「三重県人権施策基本方針」策定 【人】 「人権文化創造をめざす啓発と三重県民の意識の現状(1998年度人権問題に関する三重県民意識調査報告書)」公表 【人】 「三重県人権教育基本方針」策定	【人】 <上>「人権施策審議会条例」施行 【人】 <阿>地区懇談会「人権を考えるつどい」第1回開催 【同】 <大>「人権問題に関する大山田村民意識調査」実施 【同】 <大>「同和対策総合計画」策定 【同】 <青>「同和対策総合計画」策定
2000	平12	【人】 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」公布 【人】 人権擁護推進審議会から「人権救済制度の在り方に関する中間取りまとめ」が報告される 【人】 IMADR-Mie(反差別国際会議三重)設立	【人】 <上>人権施策審議会設置 【人】 <上>「人権施策総合計画策定について」上野市人権施策審議会に諮問 【同】 <伊>同和地区生活実態調査実施 【人】 <伊>人権問題に関する町民意識調査実施 【人】 <阿>「人権フェスティバル」第1回開催 【同】 <大>人権啓発推進協議会が大山田村同和教育研究会に統合
2001	平13	【人】 「みんなでA・B・C」「人権教育いきいき学習プログラム」「学校同和教育指導資料(三訂版)」発行	【人】 <上>人権施策審議会が「上野市人権施策総合計画策定について」答申 【人】 <上>「人権施策総合計画」策定 【人】 <阿>「人権施策基本方針」策定
2002	平14	【人】 県「人権教育一問一答集」発行	【人】 <上>人権問題に対する上野市職員意識調査の報告書公表 【同】 <上>同和対策審議会答申(特別措置法後の同和行政) 【人】 <伊>伊賀町人権問題地区別懇談会モデル事業開始 【人】 <大>「人権教育のための国連10年行動計画」策定 【人】 <大>「人権モデル地区」結成 【人】 <大>「毎月11日は人権を確かめあう日」制定 【人】 <広>伊賀地区における部落差別をはじめとするあらゆる差別撤廃に関する連絡協議会設立
2003	平15		【人】 <上>人権問題に対する上野市民意識調査報告書公表 【同】 <伊>部落差別撤廃審議会が「伊賀町における今後の同和行政のあり方について」答申 【人】 <阿>人権問題に関する阿山町民意識調査実施 【人】 <大>人権問題に関する大山田村職員意識調査実施 【人】 <青>人権問題に関する意識調査実施 【人】 <青>「人権施策基本方針」策定

西暦	和暦	国・県の動き	市の動き
2004	平16	【人】第59回国連人権委員会において「人権教育のための国連10年フォローアップ決議」採択 【人】第59回国連総会において「人権教育のための世界計画決議」採択	【同】〈上〉上野市地区実態調査の報告書公表 【同】〈伊〉「同和対策総合計画」策定 【人】〈伊〉「人権施策基本方針」策定 【人】〈伊〉「人権教育のための国連10年」後期行動計画策定 【人】〈大〉人権問題に関する大山田村民意識調査実施 【同】〈大〉同和問題審議会が「大山田村における今後の同和行政のあり方について」答申 【人】〈大〉大山田人権問題企業連絡会結成 【伊賀市合併】 【人】「伊賀市における部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃に関する条例」制定
2005	平17	【人】「人権教育のための世界計画決議」採択	【人】島ヶ原地区人権意識調査実施 【人】阿山人権同和教育研究協議会設立 【人】「伊賀市人権尊重都市宣言」
2006	平18	【人】「三重県人権施策基本方針（第1次改定）」	
2007	平19	【人】「人権が尊重される三重をつくる行動プラン」策定	【人】「伊賀市人権施策総合計画」策定 【同】「伊賀市人権同和教育基本方針」策定
2008	平20		【同】「伊賀市同和施策推進計画」策定
2009	平21	【人】「三重県教育基本方針」改定	【人】人権問題に関する市民意識調査実施
2010	平22	【人】「人権教育ガイドライン」策定	
2011	平23	【人】「人権が尊重される三重をつくる行動プラン（第2次）」策定 【同】厚生労働省「今後隣保館が取り組むべき地域福祉課題を明らかにする実態調査」実施	【同】同和問題解決に向けた生活実態調査実施
2012	平24		【同】「伊賀市解放保育基本方針」策定 【人】「第2次伊賀市人権施策総合計画」策定
2013	平25	【人】人権問題に関する三重県民意識調査実施 【人】人権問題に関する教職員意識調査実施	【同】「第2次伊賀市同和施策推進計画」策定
2014	平26		【同】「伊賀市人権同和教育基本方針（一部改定）」
2015	平27	【人】「三重県人権施策基本方針（第2次改定）」	【人】人権問題に関する市民意識調査実施
2016	平28	【人】「人権が尊重される三重をつくる行動プラン（第3次改定）」策定 【人】「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」施行 【人】「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」施行 【同】「部落差別の解消の推進に関する法律」施行	【人】「伊賀市パートナーシップ宣誓制度」施行 【同】同和問題解決に向けた生活実態調査実施

西暦	和暦	国・県の動き	市の動き
2017	平29	【人】「三重県人権教育基本方針」改定	【人】「第3次伊賀市人権施策総合計画」策定
2018	平30		【同】「第3次伊賀市同和施策推進計画」策定
2019	平31 令元	【人】アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（アイヌ施策推進法）施行	
2020	令2		【人】人権問題に関する市民意識調査実施
2021	令3	【人】「三重県パートナーシップ宣誓制度」施行	【同】伊賀市隣保館等ニーズ等調査実施
2022	令4	【人】「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」施行	

凡例：【人】人権全般 【同】同和問題

〈上〉旧上野市 〈伊〉旧伊賀町 〈島〉旧島ヶ原村 〈阿〉旧阿山町 〈大〉旧大山田村 〈青〉旧青山町

14 SDGs

SDGs=Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標

	目標1【貧困】 あらゆる場所、あらゆる形態の貧困を終わらせる。
	目標2【飢餓】 飢餓を終わらせる。
	目標3【保健】 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する。
	目標4【教育】 すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。
	目標8【経済成長と雇用】 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の安全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する。
	目標10【不平等】 国内の不平等を是正する。
	目標11【持続可能な都市】 包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
	目標16【平和】 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
	目標17【実施手段】 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

15 人権問題に関する伊賀市民意識調査

2020（令和2）年実施「人権問題に関する伊賀市民意識調査」

《調査の概要》

調査の目的：この調査は部落差別をはじめとする人権問題に関する市民意識の実態を把握することにより、これまで進めてきたさまざまな施策や、人権・同和教育、人権・同和行政の取組みを洗い直し、問題点等を探り、今後の人権行政を推進していくための基礎資料を得ることを目的として実施しました。

また、2014年（平成26）年度の前回調査や2019（令和元）年度の「人権問題に関する三重県民意識調査」の結果と比較検討し、取組みの効果測定と意識の変化を把握しました。

調査対象：伊賀市在住の満20歳以上の市民2,000人

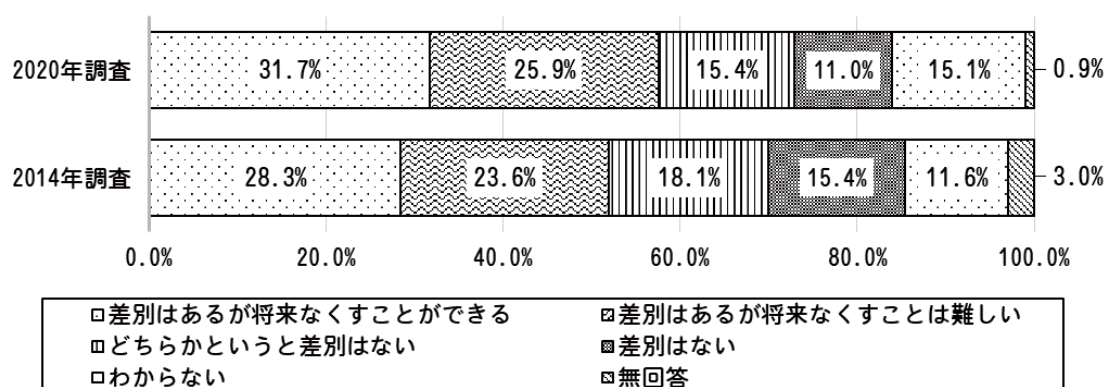
調査期間：2020（令和2）年11月27日から12月23日まで

調査方法：無記名によるアンケート回答方式・郵送回収法

回収結果：880票

有効回答：846票（有効回答率は調査対象の42.3%）

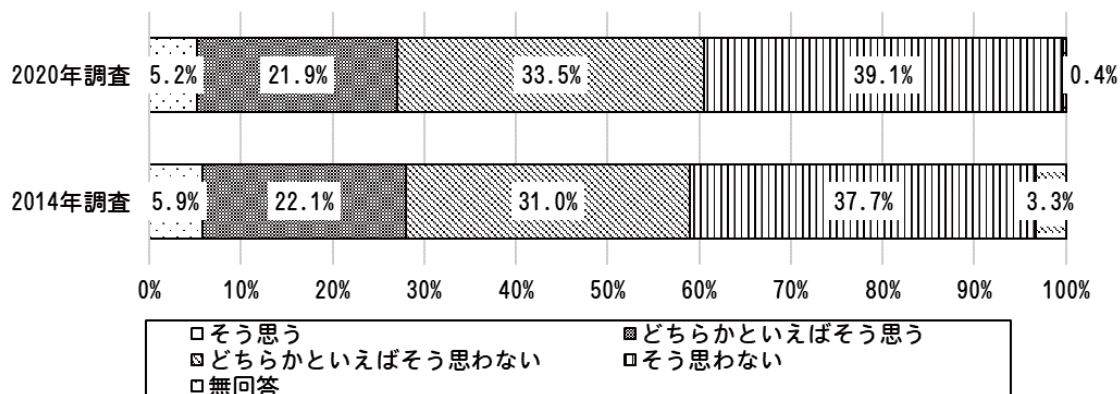
（1）部落問題に関する現状認識と受け止め方について（問13）



今、この社会に部落差別があるのかないのか、現状認識は差別解消への取組みの必要性や自身の差別に対する向き合い方などに影響をおよぼします。今回調査では、「差別はあるが将来なくすることができる」と「差別はあるが将来なくすることは難しい」を合わせると57.6%の市民が「今も部落差別が存在している」と認識されていますが、無回答を除く残りの41.5%の市民は、部落差別があるのか、無いのかでさえ、理解されていません。前回と比べても大幅に現状認識が高まっているとは言えない状況にあることから、差別の厳しさだけを伝えるのではなく、差別は努力すれば解消していく社会問題であることなどの展望をもてる発信等が求められます。

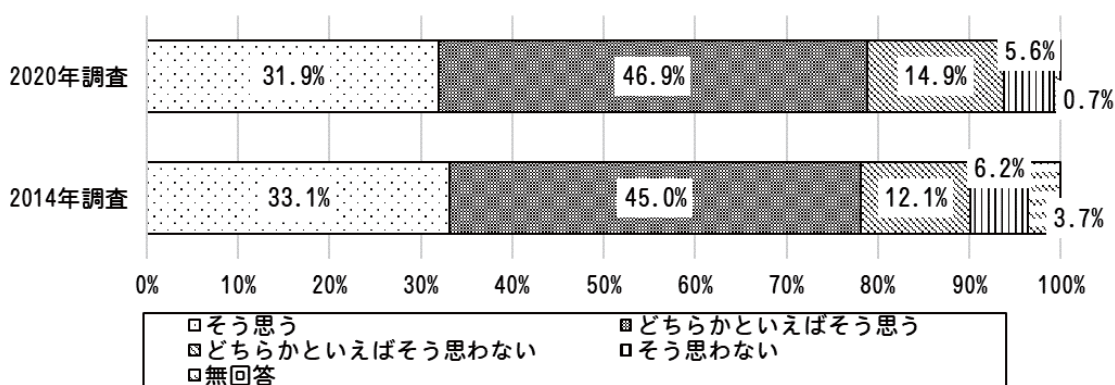
(2) 部落差別に対する認識について (問3)

① 部落差別はいけないことだが、私とは関係のない話である



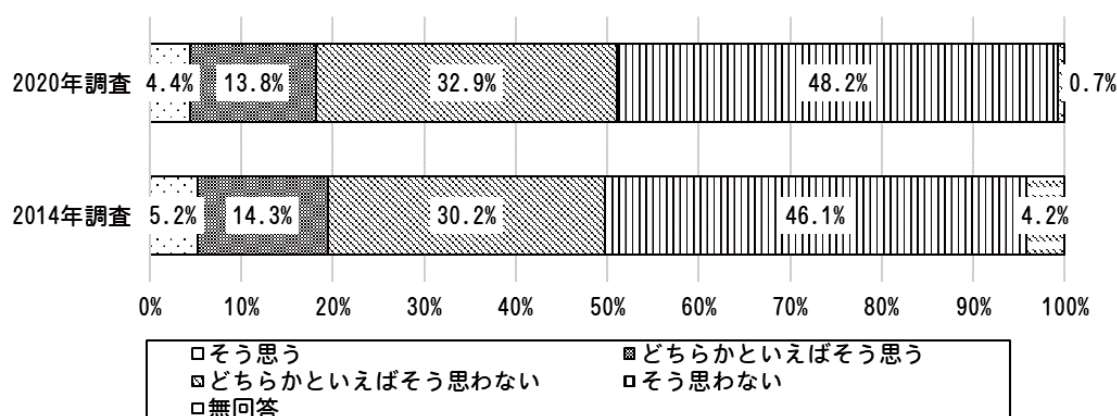
「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」を合わせた結果が72.6%と7割以上になっています。この5年間、大きな変化が見られなかった結果から、これまでの啓発や教育のあり方を丁寧に分析し、効果的な取組みを進めることが求められます。

② 部落差別を許さない態度を身につけることは、他の人権問題にもプラスになる



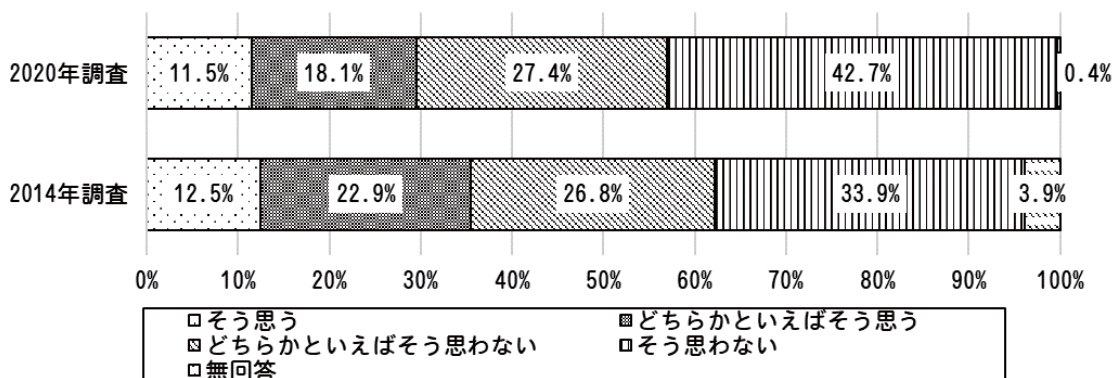
部落問題を学ぶことで、他の人権問題の解決につながる意識の高揚や態度形成などを身につけることが重要であり、そうした市民の育成に今後とも取り組んでいく必要があります。

③被差別部落の人には、差別されるだけの理由がある



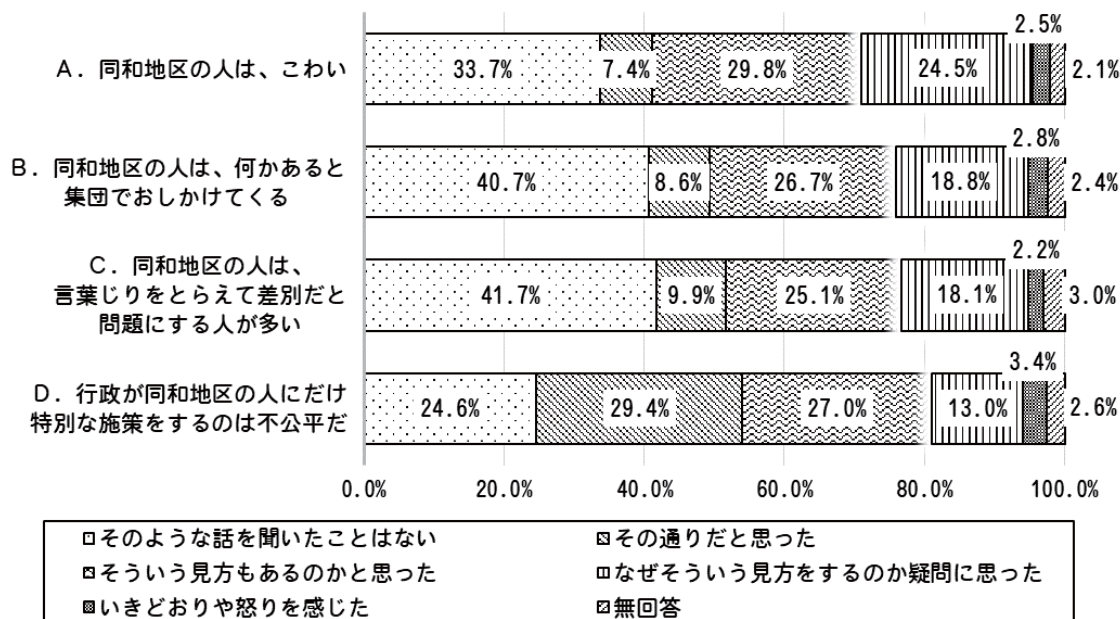
被差別当事者に差別の原因があるという考え方について、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせると18.2%に上がっています。部落差別を生み出しているのは、正しく問題を理解していない周りの人々であるということが理解されていません。例えば、社会的な問題や事件を起こした人が被差別部落出身者であった場合、問題を起こした個人のみならず、その属性を全体と捉えて差別の原因を求める考え方は誤りであり、そのような判断することは差別です。

④そっとしておけば、部落差別は自然になくなっていく



差別に対して何も取り組まないことにより解決した人権問題は存在しません。後の項目でも明らかになりますが、過去5年間で被差別部落や出身者に対する誤解や偏見によるうわさが市内で飛び交っており、「そっとしておけばよい」という考え方で、差別をなくそうとする取り組みを行わなければ、被差別部落や出身者への偏見の流布を放置することにつながります。また、政府や自治体などが未だ有効な施策を実施できていないインターネット上の部落差別は、ますます深刻な状況となっています。「寝た子を起こすな」論が、差別を温存する、差別に加担する結果につながってきたという歴史的事実を再認識し、「寝た子を起こすな」では解決しないという認識を高めていく取り組みが求められます。

(3) 過去5年間の部落問題に関する偏見の流布と受け止め方(問16)



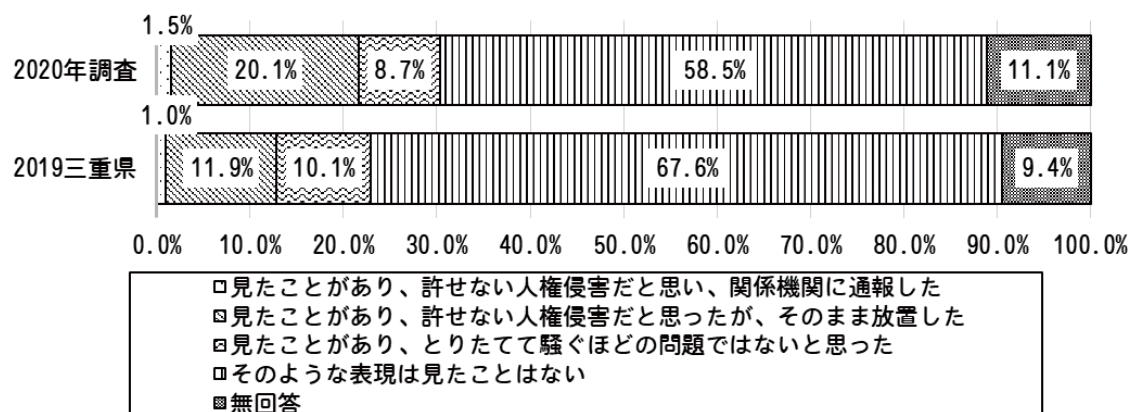
Aの「伊賀市民はこわい」となると違和感をもったり反発心を抱いたりする人が多いと考えられますが、こと被差別部落出身者のことになると、批判的に受け止められない状況が未だに見られます。

Bの「被差別部落の人は、何かあると集団で押しかけてくる」という状況を実際に見た人はほとんどいないと思われますが、「その通りだと思った」と肯定的に受け止めてしまう市民が未だ8.6%いることに、十分注意を払う必要があります。

Cの「被差別部落の人は、言葉じりをとらえて差別だと問題にする人が多い」については、「2012生活実態調査」で明らかになっているように、被差別部落在住者の4人に1人が過去5年間に直接的な被差別体験をしています。差別を受けた人のうち3割以上の人が「誰にも相談しなかった」と回答しており、公に差別事象報告として取り上げられるケースが非常に少ない状況です。このような結果にも関わらず、「そのような話を聞いたことはない」という回答者の割合が約3割にとどまっており、このような事実と反する偏見によるうわさを約7割の市民が聞いていることがわかります。

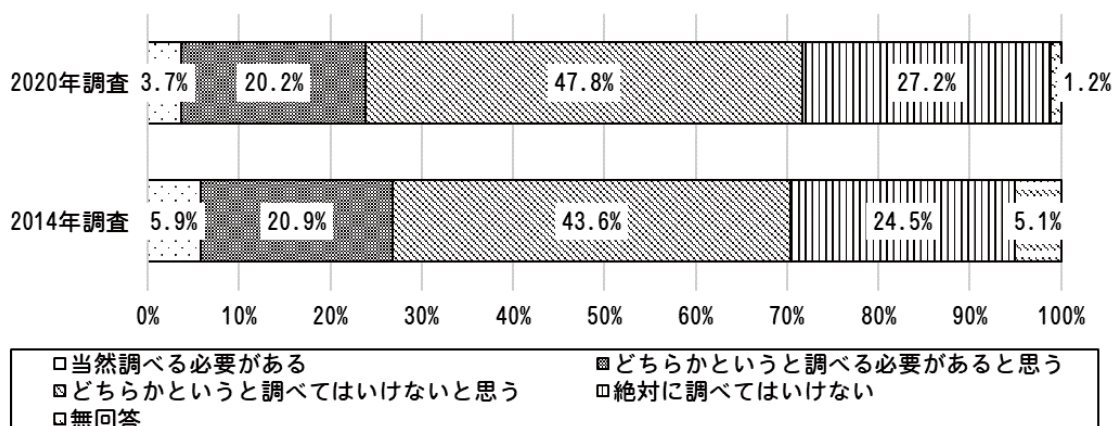
Dの同和対策事業への不公平感を抱いている市民は29.4%と3割近くにおよんでいます。同和対策事業は、アファーマティブアクション（積極的差別是正措置）と言われ、不平等な状態を施策の展開により平等な結果をもたらすためのものであり、施策を受けている側が受けていない側よりも優遇される施策ではありません。何故、こうした事業が必要であったのか、現在も一部で残されているのか、現象面だけでなく、歴史的背景や現在も施策を実施しなければならない理由などについて、市民に対し、説明責任を果たす必要があります。このような考え方を放置することは、現代的差別主義という新たな私たちの差別を生み出すことにもつながってしまっています。

(4) インターネット上の差別的表現の見た経験（部落差別についての差別的表現）（問21）



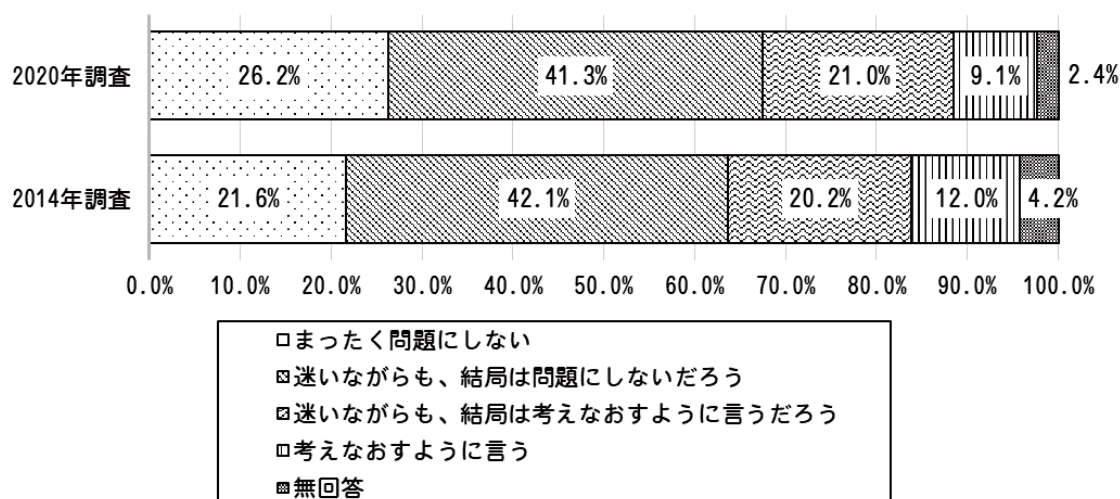
市民のなかで、インターネット上に投稿されている部落差別に関する差別的表現を見た経験について「見たことがある」の3つの選択肢の回答結果を合わせると30.3%と3割の市民が見たと回答しています。一方、差別的投稿に対して「通報した」はわずか1.5%であり、圧倒的に放置されている状況にあることがわかります。

(5) 結婚の際の身元調査について（被差別部落の人であるかどうか）（問4）



「被差別部落の人であるかどうか」の身元調査に対する意識について、前回調査に比べて改善しているとは言えません。「絶対に調べてはいけない」の割合が最も高く、前回調査から少し増えて27.2%と約4人に1人以上となっています。

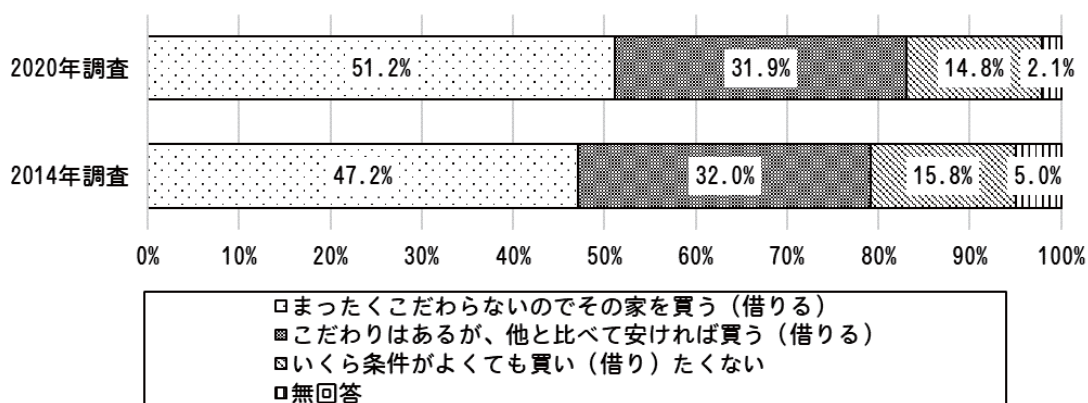
(6) 子どもの結婚希望相手が被差別部落出身者であった場合の態度について（問18）



前回調査との比較では、「まったく問題にしない」と「迷いながらも、結局は問題にしないだろう」を合わせると今回調査の方が若干高くなっており、「迷いながらも、結局は考えなおすように言うだろう」と「考えなおすように言う」を合わせると、ほとんど変化は見られませんでした。結婚をめぐる被差別部落出身者に対する差別が未だ市民の意識に厳しく存在しています。

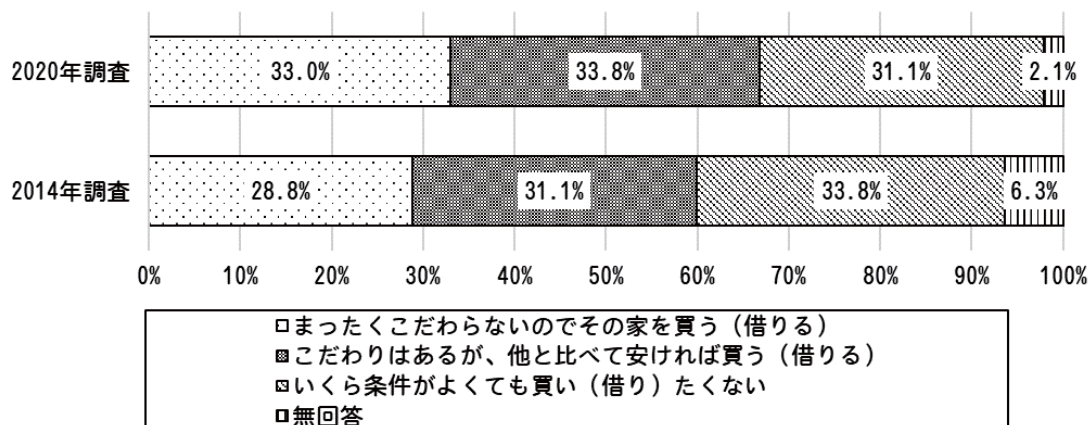
(7) 被差別部落周辺および被差別部落内の住宅購入（賃貸）に対する態度（問8）

① 物件のある小学校区に被差別部落がある場合



物件の小学校区内に被差別部落がある場合、市民の14.8%が「いくら条件がよくても買い（借り）たくない」と回答しています。前回調査と比較しても、ほとんど変化は見られませんでした。

② 物件が被差別部落内にある場合



物件が被差別部落内にある場合、市民の31.1%が「いくら条件がよくても買い（借り）たくない」と回答しており、①の2倍以上におよんでいます。前回調査と比較しても、ほとんど変化が見られず、啓発や教育がこうした意識を改善するに適した内容であったか、また市民にきめ細かく届く手法が展開されたかなどの課題が見受けられます。

物件をめぐって、被差別部落や周辺物件を忌避する意識が未だ厳しく存在していることがわかります。

16 ヒアリング調査

2022（令和4）年実施「ヒアリング調査」

1. 調査の目的

市人権条例及び部落差別解消推進法を踏まえ、同法第4条の「相談体制の充実」の具現化に向け、隣保館等で実施している相談事業を充実させるためのニーズ等の調査を実施し、推進計画を策定するための基礎資料とすること、同法の附帯決議に留意しつつ、同法第6条の「部落差別の実態にかかる調査」の具現化のために、部落差別の実態を明らかにし、同法第3条の「地方公共団体の責務」を踏まえ、同和問題の早期解決を図ることを目的に調査を行いました。

2. 調査の対象

伊賀市内の隣保館、教育集会所、児童館を利用する児童の保護者や、施設に集う高校生や青年

3. 調査の方法

- ①隣保館、教育集会所、児童館を利用する児童生徒の保護者及び、高校生と青年を対象としたニーズ調査は、各隣保館から対象者へ配布・回収、或いは、学校・保育所(園)からの対象者へ配布・回収する方法で実施しました。
- ②ヒアリングは、ニーズ等調査の回答用紙に、ヒアリングを受けることについて、可能であると意思表示をいただいた方に、個別面談方式で隣保館職員が中心となって実施しました。

4. 調査の期日

- ①ニーズ調査は、2021（令和3）年12月から配布をはじめ、2022（令和4）年1月中に回収が完了しています。
- ②ヒアリング調査は、回収ができて、同意のあった人から順に、調査を実施し、3月18日にかけて行いました。

5. ニーズ調査及びヒアリング実施後の経過

伊賀市人権生活環境部同和課において調査票のとりまとめを行い、集計・分析は、公益財団法人反差別・人権研究所みえが行いました。公益財団法人反差別・人権研究所みえは、有識者に関西大学社会学部社会学専攻の内田龍史教授を選任しました。

6. 回収の状況

隣保館等の施設を利用する児童・生徒の保護者（2人、ひとり親等の場合は1人）からと、隣保館等の施設を利用する高校生・青年は、それぞれにニーズ等調査票を配布しました。（高校生には、保

護者の同意を得ています。) 配布総数418、うち回収数265。(回収率63.4%)

回答をいただいたなかで、ヒアリングへの協力者は88人でした。

ここでは、関西大学の内田龍史教授が報告書に執筆されたヒアリング結果の分析を引用し、結果から見える部落差別の現状を紹介します。

はじめに

本調査においては、88人の方からヒアリングに協力いただきました。

ヒアリングにおいては、主に嫌な思いをした体験（被差別体験）の内容、さらには相談やそれへの対応などのほか、今の生活の中での困りごとや不安、隣保館等の施設を利用する児童・生徒の保護者には子育ての困りごと・不安についても聞き取ることができました。聞き取った結果は、ヒアリングを担当した各調査員によってまとめられており、その内容は匿名化したうえで表にまとめられています。以下では、嫌な思いをした体験（被差別体験）と、困りごと・不安をいくつかの形態に類型化したうえで紹介します。

1. 嫌な思いをした体験（被差別体験）

嫌な思いをした体験（被差別体験）については、のべ115件を聞き取ることができました。

明らかになった差別の形態について、①居住地の詮索と態度の変化・マイナスイメージの表出、②「こわい」などのマイナスイメージの表出、③劣った者としての見下し、④部落の者であるという名指し、⑤交際の拒否、⑥結婚・交際差別、⑦カミングアウトの不安と身元隠し、⑧マイクロインバリデーション、⑨その他、に類型化した。それぞれどのような語りがあったのかを紹介します。なお、これらの類型はあくまでも便宜的な分類であり、重なりが見られることに注意する必要があります。

1) 居住地の詮索と態度の変化・マイナスイメージの表出

部落差別が生じる前提として、部落外の人が部落の人を部落の人として認識する段階があります。本調査から明らかになったその前提は、居住地の詮索です。居住地の詮索から、詮索した側による交際の拒否などの態度の変化や、「こわい」「治安が悪い」などと言った部落に対するマイナスイメージの表出が一般的な差別の形態です。

①居住地の詮索から態度の変化

- ・小学校5年生の時の神社の祭りの時、住所を聞かれ友だちが「〇〇です」「〇〇です」と答えていた時、普通に反応していたが、「【地区名】です」と答えると、明らかに態度を変え、去っていった。
(20代・女性)
- ・高校生の時、当時付き合っていた相手の親の実家が〇〇町にあったので遊びにいった時、おばあちゃんが出てきて「どこから来たんや？」と聞かれたので【地区名】って言ったら「だめっ」と言われた。自分の住んでいる場所を言いにくい。(20代・女性)

- ・仕事をし始めた時、仲良くなったお客さんに、どこに住んでいるか聞かれ、「〇〇」と答えた。すると〇〇のどこか聞かれたので、【地区名】と答えると、すこし対応が止まった。その時から、そのお客さんは私に避けるようになり、全く話さなくなった。（30代・女性）

②居住地の詮索からマイナスイメージの表出

- ・高校1年生の初め頃、同級生からどこに住んでいるのか聞かれた。【地区名】と答えると、「【地区名】って差別を受ける所やろ。なんでそんな所に住んでいるのか。【地区名】って変な人が住んでるやん。治安も悪い所やん」と言われた。（20代・女性）
- ・高校2年生の時、アルバイト先のコンビニでコンビニの近所の人（多分〇〇）から、どこに住んでいるのか聞かれた。「近くの団地付近」と答えると、「【地区名】の団地か。あこらはガラ悪いからな」と言われた。（20代・女性）
- ・7年ほど前、仕事に行きかけた時、同僚にどこに住んでいるのか聞かれた。【地区名】と答えると、「え！そこって差別されてて、治安のわるいところやん！」と言われた。その時は何も言い返せなかった。（20代・女性）
- ・3年ほど前、友だちの兄から「どこに住んでいるの」と聞かれ、またかと思い【地区名】と答えた。その人は、「なぜガラの悪い【地区名】に住んでいるのか」「税金を払わなくてもいいんやろ」「奨学金もらってるんやろ」と聞いてきた。（20代・男性）

また、このような経験の積み重ねによって、居住地そのものを伝えること、すなわちカミングアウトへの不安が生じています。カミングアウトへの不安については後述します。

- ・高校生の頃、訪問ヘルパーの研修で事業所の職員と車の中で会話をしているとき、「〇〇さんが【地区名】っていうのを私はわかるけど、利用者さんには伏せといてな」と言われ「そのつもりです」と答えた。とても嫌な気分だったが、いい人で自分のことを心配して言ってんやな、と思っていた。実際に多くの利用者に「どこに住んでんの」と聞かれ、とても嫌だった。（20代・女性）

さらには、居住地を詮索されること自体が嫌な体験として経験されています。

- ・高校1年生の頃、友達に向かって「きちいがいやな」と遊び感覚で言う子がいたが、人権学習で指導を受けてなくなった。今のクラスではない。アルバイト（ガソリンスタンド）先で、お客さん（特に高齢者）から「どこの高校？」と聞かれ、その次に「どこに住んでいるのや？」と聞かれることがある。「バイトしてるけど、この辺の子なん？」とか。【地区名】と言うと、「部落やな」とか思われたり、言われたりするのがめんどうなので、指さして「あっちの方です」と流したりする。それが嫌やし、めんどうくさい。（10代・不明）

2) 「こわい」などのマイナスイメージの表出

居住地の詮索の後、部落に対するマイナスイメージが表出される語りをいくつか紹介しましたが、ほかにもそれらが表出される場面に遭遇したことを多くの調査対象者が語っています。そのイメージについては、「こわい」、「治安が悪い」というものが一般的であり、ほか、数は少ないものの、「ずるい」、「汚い」といったイメージもあります。

①こわい

- 中学・高校時代の友人Bと、卒業式を終えたので津方面へ、もう一人の友人と3人でAの車でドライブに出かけた。津から伊賀にもどり、名張市内のお店に寄って、その帰りに名張街道（県道368号）を車で走行していた。走行中、Bの家の近くに住んでいる「運転が荒い」と言われる同級生の親Cが運転する車らしいのとすれ違った。その時にBが「Cかもしれない」とAに話した。【地区名】地区に入った頃に、Bが「あ、【地区名】か」「近くに住むCは、【地区名】出身で、車の運転が荒い、やっぱ【地区名】（の人）はあぶない（やばい）な」「部落は、あぶない（やばい）」と発言した。それでAは「自分の住んでいるところも部落やで」と言った。さらにAはBに「部落って、おかしいところ？」と尋ねると、Bは「今は別に、何もない」と答え、その話は終わった。もう一人の友人は寝ていて話を聞いていなかった。（10代・不明）
- 2年前、知り合いのファーストフード店員が、「お客さんが注文したもので足りない商品があると苦情が入るのは、【地区名】の人が多い。」と発言。さらに、足りない商品を届けに行く時、「【地区名】へ行くのは気つけるというのは共有されている」と発言した。（30代・女性）

②ずるい

- 原付バイクのナンバー交付で、住民Cから「ええナンバーが欲しい。」と言われたが、ナンバーは指定できず、順番でしか発行できないと答えた。それに対し、「同和のものは税金を払わんとええのう。」と言い、原付バイクで立ち去った。残っていた申請書類から携帯電話に連絡し、自分自身を例に出し、そのような事実が無いことを伝えた。人権政策課へ連絡したところ、「動くのなら、動いてくれ。」と言われた。（50代・男性）

3) 劣った者としての見下し

部落の人をそうでない者と比較して劣った者として見下すような言動に遭遇したことも語られています。

- 高校時代、友だち（地区外）の親に、『部落の子は靴の脱ぎ方で分かる』と言われた。（30代・男性）

4) 部落の者であるという名指し

「部落」、「ヨツ」、4本指でのジェスチャーなど、部落の人を部落外の人とは異なる者として、差別的な表現がなされる場面に遭遇したという語りもあります。

- ・高校に入学してすぐ、友人と一緒にいたとき「お前ら部落の子やろ」と上級生から言われた。（20代・男性）
- ・夕ご飯前の離床で訪室し、普段着からパジャマへの更衣介助を行っていた時の会話の中で「どこから来てる」と聞かれ、住所を答えたら、「そこは・・・やろ」と、4本の指で示された。（40代・女性）

5) 交際の拒否

こちらも前述しましたが、部落の人であるという理由で、さまざまな場面で交際を拒否されたという語りもあります。

- ・3年のとき、スイミングスクールで、他の学校の子がわたしのことを「【地区名】やで、いっしょにいやんほうがいいで」と言っているのを聞いてしまった。聞こえなかったふりをしてやりすごした。（40代・女性）
- ・中1の時、当時仲が良かった子と自宅で遊ぶ約束をするが、待ってても来なかったので、次の日に聞いてみると「家の人に【地区名】へ行ってはならん、来てもらうのもならんと言われてん、ゴメンな」と言われた。（50代・女性）

6) 結婚・交際差別

部落差別が深刻なかたちであられる場面として、恋愛や結婚に至る過程での差別があります。本調査においても結婚や交際時に生じた差別経験についての語りも多く見られました。

- ・20才中盤頃、付き合いしている人と結婚を考えた時に、相手の親に反対されて、結局結婚しなかった。やはり結婚の時は、部落出身であることをどう伝えるかというしんどさがあり、地区外の友達には話しても分かってもらえない。だから市民館や地区学は大事だと思う。（30代・女性）
- ・5年ほど前、次男が高校の時、地区外の子と付き合っていた。その子には、次男から部落出身であることを伝えてあった。ある日その子を家まで私の車で送っていった時、相手の母から『もう付き合いんといてほしい』と言われた。「なんでですか」と聞いたら『住んでいる所が住んでいるところだから』と言われた。別の日、自分の実家に、相手の母から電話で『息子さんは良い子やねんけど、【地区名】は部落やから、別れてほしい。娘に別れるように言っても聞かないので、そっちから言ってほしい。』と言われた。（50代・女性）
- ・三男の中学校時代（7年ほど前）、仲が良くなった地区外の保護者が、地区の子と付き合うのはいいが、結婚となると大反対であると言われた。悔しかったが誰にも相談できなかった。（50代・女

性)

- ・10年ほど前「【地区名】の人と結婚したら苦労する」と結婚を反対された(60代・女性)
- ・自分の結婚の時も、子どもの結婚の時も、言われた。今でこそ、人と人だけど、昔は、家と家という感覚が現実的にあった。(個々の思いは、蔑ろにされた。)(60代・女性)

7) カミングアウトの不安と身元隠し

これまで紹介してきたように、嫌な思いをした体験の蓄積は、部落出身の当事者にとって自らの出身を他者に伝えるべきか、伝えないべきかといったカミングアウトの不安をもたらし、心理的な葛藤状況を強いることになります。

①カミングアウトの不安

- ・今でも、自分が部落出身であると他人に言うのは気になる。こどものことについては、今でも部落差別ってあるのかな。(40代・女性)
- ・「職場の中で、【地区名】と言えない」と言っている人が、地区の中にいっぱいいる。(60代・男性)

②現実問題としての身元隠し

そして、部落差別を避けるために、ふるさとである出身地や居住地などの身元を隠す、隠さざるをえないと言った行動を強いられる現実があります。

- ・弟が結婚するとき相手の親(京都)に「【地区名】は同和やから、親戚に【地区名】のことは言わへん」と言われた。相手も、「地区のことについて触れたくない」という思いをもっており、この先子どもにも伝えるつもりはないとのこと。(20代・女性)
- ・(結婚時について)うちは、お母さんが中国人なので、それだけで、もめごとがある時は「中国人やもんな、お母さん。」と言われるから、そこにもう一つ(部落出身)増やすことはできひんかった。(30代・女性)

8) マイクロインバリエーション(無化)

マイクロアグレッション(スー, 2020)とは、部落差別の文脈で定義するとすれば、「通常よく行われるような言動または環境による軽蔑であり、意図するかしないかにかかわらず、敵意・軽蔑、マイナスイメージ、侮辱を部落の人々に伝えること」であり、結果として被害者に精神的に多大な悪影響を与えるものです。マイクロアグレッションは、言語的な表れ方としての①マイクロインサルトと呼ばれるたいてい無意識であり、無礼で気遣いのないコミュニケーション、出自や文化の価値を貶めるもの、非言語的な表れ方としての②マイクロアサルトと呼ばれるたいてい意識的で明示的な軽蔑を含み、特定個人に狙いを定めて暴力的な言動を行う、攻撃的な環境をつくる、蔑称で呼ぶ、避け

る、差別目的の行為、環境的な表れ方としての③マイクロインバリデーションと呼ばれる部落の人々の心理状態や考え方、感情、経験を排除、否定、無化するという3つの表れ方があります。

ここで③のマイクロインバリデーションは差別の対象となる人々の存在・感情・経験などを否定したり無化したりすることですが、これまで見てきたようにさまざまな形態で部落差別を受けた経験のある人からすると、①マイクロインサルトや②マイクロアサルトと同様に部落の人に対して精神的に多大な悪影響を与える差別事象だととらえなおすことができます。

そうした事例として、以下に紹介するような部落差別はもうないとする、部落問題学習をないがしろにする、「寝た子を起こすな」とする言動などが該当するでしょう。

- ・昨年、同じ会社の人に、自分が差別をなくす活動をしていることを話すと、「そんな活動をする人がいるから部落差別はなくなる」「自分は部落には興味もないし、知らない方が差別はなくなる。正味もうないんやろ」と言われた。（20代・女性）
- ・今の職場は人権研修をよくしている。月に数回くらい、ビデオを観て感想を書くという研修をしている。その際、「何やこれ」「何でこんなやらなあかんの」「何で勉強しやなあかんの」「まだ部落とかあんの」という人がいる。「ここにいますよ」と心の中で言いながら「そっすね」と合わせている。ただ、そういうことが嫌だったので、部長には自分が出身であることを伝えたと「そうか。（研修）受けやんとこか」と言われた。そういうことやないやろ、と思った。感想は普通に書いている。（20代・女性）
- ・2年前、地区外の保護者と学校の部落問題学習について話をした時、「なぜ部落問題だけ特化するのか」と言われ議論になった。（30代・女性）

9) その他

ここまでで紹介した差別事象のほか、就職差別、どこが部落の場所であるのか、誰が部落出身であるのかを当人の合意なしに暴露するアウティング、落書きなどの経験が語られていました。そうした経験の蓄積によって、差別はなくなるといったあきらめの感情を語る人もいました。

① 就職差別

- ・30歳の頃、〇〇〇〇という会社に勤めようとしたとき、「部落出身の人は採りません」と言われた。ハローワークにこのことを相談に行くとその会社は態度を一変し、「採用します」となったが、就職差別を受けたので。結局行かなかった。（60代・男性）
- ・就職差別に遭った。3人が同じ所を受けて自分だけが受からなかった。他の人は他地区で自分だけ【地区名】だった。昔の【地区名】のもんは、会社勤めしている人が少なかった。就職差別だと思う。（不明・不明）

②アウティング

- ・高校3年生の時、高校の人権LHRで部落問題学習をした。高校の教師はその流れの中で、被差別部落の地名を出して、〇〇は部落と言ってしまった。（20代・女性）
- ・7年ほど前、結婚して地区外で生活している。結婚する前に妻とその両親には自分が部落出身であることを伝えてあった。その時は、差別を受けて反対されたらどうしようと不安であり、地区学と一緒にしていた友達にも相談した。反対はされなかったが、結婚して親せきが集まった時、自分が部落出身であることをその場の親戚全員が知っていた。妻の両親がアウティングしていたことに驚き、この中に差別する人がいるかもしれないと不安に思った。（30代・男性）

③落書き

- ・高校時代、友だちと下校中に部落差別落書きを見つけた。頭の中が真っ白になった。友だちは落書きを見て笑っていたため、部落差別や自分の立場について話をした。友達には分かってもらえて、友だちも自分の辛いことを話してくれた。その結果、その子と深くつながることができた。（50代・女性）

④あきらめ

- ・昔は解放同盟の運動もしてきて、ビラ配りやゼッケン付けて練り歩いたりした。差別はなくならん。どんだけ一生懸命頑張ってもなくならん。わしはもう諦めているんや。なくなるなら、とっくになくなってやるよ？みんながあれだけ一生懸命に頑張ってきてもなくならん諦めている。（不明・不明）

2. 困りごと・不安

困りごと・不安については、のべ33件を聞き取ることができました。困りごと・不安については、①子どもに対する差別への不安、②部落差別がないなどとする選挙時などのマイクロインバリエーション、③部落差別に関連しない困りごと、④その他、に大別しています。

1) 子どもへの差別への不安

本調査は隣保館等の施設を利用する児童・生徒の保護者を中心的な対象としているため、将来生じるかもしれない子どもへの差別への不安が多く語られていました。

- ・自分の子どもにどう伝えたらいいのか不安です。（20代・女性）
- ・まだまだ差別があるから、子どもたちが結婚の時に差別にあわないか心配である。（30代・女性）
- ・部落差別をしてきた人が人権の勉強をしていないので、残念ながら差別は確実に残っている。差別をなくすために、今までのように【隣保館名】や学ぶ機会が必要である。自分の子どもも差別を受けないか心配である。（30代・男性）
- ・子どもが、自分の立場を知っていく時に、部落差別で不安にならないか心配である。私が受けた部落

差別について、差別した側の人たちは、その後も何も学んでいないのできっと意識は変わっていない。そんな差別がある中で、子どもたちが差別を受けないか心配である。でも、差別があるからこそ、立場をしっかりと教えて、差別に負けない大人になってほしいと思い、地区学で学ばせている。

（40代・女性）

- 自分の子も地区の子も差別を受けてほしくないが、差別を受けた時、差別した人にきちんとと言える人に育ててほしい。そのためにも、地区学等で先生に力をつけてもらいたい。自分の子（女の子）が、いつか結婚すると思うが、結婚差別に遭ってほしくない。（40代・女性）
- 【子】のこれからについて、中学までは本当に守られている。高校に行ってからが問題。友だち関係が心配。一人では怖い。（不明・不明）
- 自分がそうであるように、娘にも出身を聞かれても「【地区名】というな」と言ってしまう。（不明・不明）

2) マイクロインバリデーション（無化）

マイクロインバリデーション事例について、本調査では、部落差別がない、部落差別を無くするための教育は必要ないなどとする選挙時などに対する語りが多数見られており、差別のバラマキになるのではないかという危惧も見られました。これらに対しては部落解放同盟の地元支部が相談対応をしている状況も見られますが、相談までたどり着かなくとも不安を抱えさせられている人々が存在していることが明らかになりました。特に選挙時のヘイトスピーチに対する対応は外国人差別においても求められてきたことでもありますが、部落差別についても同様に、これらに対する対応が求められます。

- ○○党議員が市議会で、部落差別がもうないかのような言い方が嫌です。部落差別は残念ながら今も残っていて、なくすためには市役所や学校などが啓発と教育を行うことが必要です。（20代・女性）
- 市議会で、○○党議員が部落問題について否定的で、市の行っている同和行政や同和教育を批判し、差別を助長しているように感じる。○○党の言い方は「部落をなくす」こと、市が行っているのは部落差別をなくすこと。それを間違えてはいけない！私たちの思いを無駄にしないでほしい。（30代・女性）
- 一年ほど前の市長選挙や市議会議員選挙の広報とケーブルテレビでの市議会の同和行政同和教育批判が嫌だった。（30代・男性）

伊賀市部落差別解消 (第4次 同和施策) 推進計画

2024(令和6)年5月発行

発行 伊賀市
〒518-8501
三重県伊賀市四十九町3184番地

編集 伊賀市人権生活環境部 同和課
電話(0595)22-9689
FAX(0595)22-9684
E-mail: douwa@city.iga.lg.jp

